資料2-3-2

NHK ヒアリング項目

1-1　業務全般

最近 10 年間における事業支出の増加の内訳について、説明をお願いしたい。

（決算の推移）

〔事業収支〕

（億円）

区　分	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2008-2018増減
事業収入	6,644	6,699	6,839	6,667	6,603	6,615	6,871	6,868	7,073	7,202	7,332	687
受信料	6,386	6,442	6,598	6,401	6,387	6,345	6,493	6,625	6,769	6,913	7,122	735
その他の収入	258	256	241	266	216	269	377	243	304	289	209	△48
事業支出	6,368	6,575	6,801	6,443	6,408	6,432	6,475	6,580	6,793	6,972	7,060	691
国内放送費	2,726	2,746	2,749	2,702	2,774	2,868	2,938	2,992	3,147	3,285	3,428	702
国際放送費	106	119	127	129	144	162	175	227	234	242	251	144
契約収納費	593	602	627	599	575	574	577	592	589	622	644	51
受信対策費	16	77	172	207	107	46	32	14	9	8	9	△7
広報費	34	37	45	48	48	49	50	50	53	56	59	24
調査研究費	99	86	77	74	79	85	94	99	95	94	83	△15
給与	1,244	1,223	1,236	1,230	1,220	1,184	1,159	1,134	1,109	1,103	1,115	△128
退職手当・厚生費	540	608	565	587	635	632	609	621	645	653	487	△52
共通管理費	122	119	121	116	121	122	130	131	131	143	151	29
減価償却費	697	749	689	704	670	675	677	692	748	742	807	109
財務費	155	160	167	1	0.4	0.8	2	0.0	1	0.0	0.2	△155
特別支出	31	42	220	41	29	28	27	23	26	20	21	△10
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（項別の主な増加理由）

・国内放送費：

多様で質の高い番組・コンテンツ、

安全・安心に向けた報道機能等の充実・強化

４Ｋ・８Ｋの制作力強化と普及促進

字幕放送や解説放送等の人にやさしい放送サービスの拡充

放送の維持継続・情報漏洩防止のためのサイバーセキュリティ強化

緊急報道対応設備の整備・保守などのシステム経費の増　等

・国際放送費：

国際発信力の強化に向けた特集番組・独自番組の強化

インターネット視聴の利便性の向上

番組の多言語化　等

・契約収納費：

受信契約の取次増加等による委託手数料の増

受信契約件数の増加による収納にかかる手数料の増　等

・広報費：

迅速で的確な意向集約や視聴者満足度の向上のための

コールセンターやシステムの整備、更新　等

・共通管理費：

働き方改革に向けた施策やシステム整備　等

・減価償却費：

４Ｋ・８Ｋの推進に向けた設備・機器の継続的な整備による増　等

地上波、衛星、ラジオ、インターネットなど様々なメディアで放送番組を提供するに当たり、各メディアに対する近年の国民・視聴者のニーズをどのように捉えているのか。

放送文化研究所が毎年行っている調査によると、１週間のうち５分以上ＮＨＫのテレビやラジオの番組に接触した人の割合は、ここ５年で漸減する傾向にある。テレビの波別では、2019 年度第４四半期の最新のデータ（リアルタイムリーチ）は、総合テレビが 65.1%、Ｅテレが 30.2%、ＢＳ１が 12.6%、ＢＳＰが 17.2%となっている。一方でインターネットサービスについては、放送局や番組のＨＰに接触した人の割合が増加する傾向が見られる。（出典：2019 年度第４四半期業務報告、2019 年６月全国放送サービス接触動向調査）

また、情報を得るために欠かせないものは、「テレビ」と答えたのは６０歳代では５５％、７０歳代では６９％と最も多いが、１０代から５０代ではいずれも「スマートフォン」が過半数を越えて最も多くなるなど、メディアに対する国民のニーズも変化しているものと承知している。（出典：放送文化研究所「メディア利用動向調査」2019 年 11 月実施）

４月に本格サービスを開始したＮＨＫプラスの利用登録の申請数はおよそ６１万件、ＩＤ登録完了に至ったのはおよそ４６万件となっており、堅調に利用者が増加している。昨年の調査では、放送局の同時配信に利用意向のある人が約４割と潜在的なニーズは高いと認識している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ニュース・情報番組もよく見られているが、ＮＨＫのホームページやニュース防災アプリなどの利用も増えてきている。

ラジオについては、一昨年の北海道胆振東部地震で起きた全道停電の際に、情報取得手段として最も利用されたという調査結果もあるなど、災害時の情報伝達手段としても根強いニーズがあることも分かっている。（出典：編成センター「北海道胆振東部地震メディア利用動向インターネット調査」2018 年 10 月実施）

メディア環境の変化によって視聴者のニーズも変化している。テレビを大きな幹としつつも、災害時に頼られるラジオや、いつでもどこでも情報を得られるという特性を生かしたインターネットサービスも積極的に提供し、公共メディアとして正確で迅速な情報や、豊かな文化に貢献する番組をお届けしていきたい。

中期経営計画において、地上波、衛星、ラジオ、インターネットなどの今後事業規模の見通しを示した上で、それに応じた受信料の水準等を明らかとする方向で検討を行っているか。

ＮＨＫは、放送法で求められる豊かで良い放送番組を提供するという目的を果たすため、視聴者の多様なニーズに応えることができるよう、おおむね３年毎に策定している中期経営計画において、計画期間中に取り組む主な事業内容を示した上で、収支の見通しを明らかにしており、この経営計画に則って、重点事項などへの財源の配分などの事業運営を行っているところである。

ここ数年は、▼国の「４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップ」を踏まえた４Ｋ・８Ｋ放送の実施に合わせた投資、▼インターネット活用業務の強化、▼国際放送の強化、▼東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応、▼サイバーセキュリティの強化、▼命と暮らしを守るため、いかなる事態においても放送を継続するための放送機能強化等、社会的な要請も踏まえた重点業務への対応のため、国内放送費・国際放送費を中心に事業支出が増加したが、一方で、毎年度、既存業務の見直しなどを行い、業務全般にわたる 100 億円規模の経費の削減を実施している。

今後、世帯数の減少やテレビ保有率の低下が進み、ＮＨＫを取り巻く経営環境は厳しさを増す状況になるものと認識しており、公平負担の徹底に努めても、受信料収入は 7,000 億円を超えたところから減収に転じると予測しており、これまでのような受信料収入の増加が今後も続くとは想定していない。

そうした厳しい状況を見据えて、限りある経営資源を最大限に活かし、公共メディアとしての務めをしっかり果たしていくことを基本として、将来にわたって持続可能な業務体制を構築していくことが必要だと考えている。

2021 年度を初年度とする、次期中期経営計画の策定にあたっても、この点は重要なポイントの一つになると考えており、既存業務の徹底した見直しを進め、事業規模の見直しを加速させながら、重点投資が必要なものについてはきちんと投資するなど、メリハリのある経営を行うことが必要だと認識している。

計画の策定にあたっては、計画期間中に取り組む事業内容と事業規模をお示しして、収支の見通しを策定してまいりたいと考えている。

予算案の作成について、そのプロセス（事業ごとの見積もりを算出したものに対して査定を行うのか、事業ごとなどに一定の支出に収まるよう作成するのか等）を教えていただきたい。また、その際、事業の効率化・合理化が働くような取組をされているのであれば教えていただきたい。

各年度の予算・事業計画案の作成にあたっては、まず、３か年経営計画をふまえた予算・事業計画の策定方針・考え方について役員による検討を行い、それに基づいて本部各部局や地域放送局へ作成を指示する。本部各部局や地域放送局は、指示に加え前年度決算の点検、当年度の進捗・計理状況などをふまえ、事業規模・支出の適正化に向けた検討を行い、各局における予算・事業計画案を作成する。その際、新たな施策のための原資は、既存業務の廃止やコスト削減で生み出すことを原則とし、削減の具体策を提示した上で、それを反映した予算案を作成する。

経理局は、本部部局や全国の地域放送局からの予算・事業計画案の提案を受け、事業ごとに内容を精査し、さらなる支出圧縮も図りながら、ＮＨＫ全体の案を作成する。さらに、ＮＨＫ全体の事業規模をふまえ、役員による検討を行い、例えば、インターネットサービス経費２．５％の枠内での調整や、契約収納費の抑制も図るなど、事業ごとに支出を抑制する。

こうしたプロセスの後、経営委員会での複数回にわたる審議を経て、ＮＨＫ予算・事業計画を議決し、総務大臣へ提出する。

なお、業務改革を推進する会長直属の特命プロジェクトを今月発足させた。
ＮＨＫにおいて長年積み重なってきた課題等を洗い出し、事業の効率化や支出の削減につながる施策を示して、必要なものは次期経営計画、予算・事業計画に反映させることにしている。

ＮＨＫ経営計画 2018-2020 においては、経営１４指標を定め、公共放送として果たすべき役割を把握、評価しているが、指標設定の考え方と、これまで指標を踏まえてどのような取組を行ったのかを教えていただきたい。また、今後の指標設定とその活用についての方向性があれば教えていただきたい。

２００４年の不祥事を受け、ＮＨＫは、視聴者のみなさまの意向をより的確に事業運営に反映するため、２００５年度から、外部の専門家が客観的にＮＨＫを評価し、その報告結果に基づいて事業運営を改善する仕組みを取り入れ、２０１１年度まで運用した。

その成果を引き継ぐ形で、２０１２～２０１４年度の経営計画で、ＮＨＫ自らが「公共放送としての役割を達成するため、ＮＨＫ独自の評価・管理方法を確立」することを掲げ、その際、放送法に定められた公共放送に求められる要件を、「公平・公正」「正確・迅速な情報提供」など、１４の指標に分解した。現在の３か年経営計画では、計画に掲げた“６つの「公共的価値」の実現の追求”も踏まえて必要な修正を施したうえで、引き続き１４の経営指標を用いている。具体的には、年２回、世論調査を実施し、視聴者のみなさまからの期待度と、視聴者のみなさまから見たＮＨＫにおける実現度を把握し、期待度に実現度を近づけることを目指している。

現在、２０２１年度から始まる次期中期経営計画の策定に着手しているが、計画のキーコンセプトとして「ＮＨＫらしさの追求」を考えており、指標設定においても、「ＮＨＫらしさ」を軸として、経営の取り組みを検証する手法等について、検討を進めたいと考えている。

（参考）

経営１４指標

① 公平・公正

② 正確・迅速な情報提供

③ 多角的論点の提示

④ 記録・伝承

⑤ 文化の創造・発展

⑥ 多様性をふまえた編成

⑦ 新規性・創造性

⑧ 世界への情報発信

⑨ 地域社会への貢献

⑩ 教育・福祉・人にやさしい放送

⑪ インターネットの活用

⑫ 放送技術の発展

⑬ 受信料制度の理解促進

⑭ 受信料の公平負担

1-2　国内放送業務

(1) 国内放送業務の見直し

最近10年間において、受信料収入の増加率に対し、国内放送費の増加率が高くなっているところ、この原因は何か。

国内放送費については、「情報の社会的基盤」の役割を果たし、視聴者の期待に応えるため、多様で質の高い番組・コンテンツ、安全・安心に向けた報道機能等の充実・強化を継続的に図ってきた。さらに、東京オリンピック・パラリンピック放送・サービスの実施に向けた準備に取り組み、国の「４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップ」をふまえ、２０２０年に最高水準の放送・サービスを実現することをめざし、４Ｋ・８Ｋの制作力強化と普及促進にも努めているほか、字幕放送や解説放送等の人にやさしい放送サービスを拡充してきた。あわせて、東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする放送の維持継続・情報漏洩防止のため、サイバーセキュリティ強化に取り組んでいることで、国内放送費（番組）が増となっている。

また、国内放送費（技術）においても、４Ｋ・８Ｋ制作関連経費や、緊急報道対応設備の整備・保守などのシステム経費が増加している。

（参考）

区分	2008年度決算	2018年度決算
国内放送費	2,726億円	3,428億円
（番組）	2,161億円	2,750億円
（技術）	564億円	678億円

なお、受信料収入については、公平負担の徹底に向け、法人委託の拡大など営業改革を推進し、支払率向上に全局体制で取り組んだことや、２０１７年１２月の最高裁判決を受けて自主的に契約を申し出る方が増えたことなどにより、契約総数、衛星契約ともに増加したことが受信料収入の増収につながった。

（参考）受信契約件数（年度末件数）

区分	2008年度決算	2018年度決算	増減
契約総数	3,662万件	4,169万件	＋507万件
衛星契約	1,387万件	2,162万件	＋776万件

現在４波ある衛星波を３波に整理・削減することとしているが、衛星放送に対する国民・視聴者のニーズをどのように捉えているのか。

衛星波については１９８９年に本放送開始、２０００年にデジタル化を経て、２ＫではＢＳ１とＢＳプレミアムの２波のサービスを提供。また、２０１８年１２月からはＢＳ４Ｋ、ＢＳ８Ｋ本放送を開始し、高精細・高音質の番組によって、新たなテレビの魅力を提供している。

ＢＳ１は“ライブ感あふれる情報チャンネル”として、「報道」「スポーツ」「ドキュメンタリー」「国際」「地域」の各分野を充実させた編成を行っている。視聴者からは、「プロ野球やＪリーグなど日本のスポーツの充実した中継」、「地上波では取り上げない情報」、「世界の動きを伝えるニュースや番組」など、地上波とは異なる番組への期待があり、それに応えて編成をしている。

ＢＳプレミアムは、個性と見応えを追求した多彩な知的エンターテインメント番組を編成している。視聴者からは「迫力ある美しい映像で感動できる」、「落ち着いて見られる」、「地上波では取り上げない情報を得ることができる」などの番組に期待をいただいている。

また、ＢＳプレミアムは、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用している。外部制作者の企画・制作による番組は、外部で賞を受けるなど高く評価されたものもある。

２ＫのＢＳ２波については、番組改定の参考として実施している調査で、いずれも７０％以上の満足度と高い評価をいただいており、地上波にない情報や番組を届けるチャンネルとして、視聴者の一定のニーズにお応えしていると認識している。

ＢＳ４Ｋ・ＢＳ８Ｋについては、国の「４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップ（２０１５）」を踏まえ、放送サービス高度化推進協会（A-PAB）や電子情報技術産業協会（JEITA)、ケーブルテレビ事業者等と連携して、認知度向上・普及推進に取り組んでいる。

ＢＳ４Ｋは機動力と高画質の魅力を生かした幅広いジャンルの番組を提供し、高精細映像チャンネルの先導的役割を果たしたいと考えている。今年３月末の A―PAB の集計では新４Ｋ８Ｋ衛星放送の視聴可能機器台数は、４００万台（３９４万台）に迫っており、今年３月だけの普及台数を見ても、前年同月比で約２倍となっている。

ＢＳ８Ｋは全く新しい視聴体験に挑戦する世界最先端メディアとして、未知なる映像文化を切り開くコンテンツを提供している。８Ｋ放送をご覧いただくためには、８Ｋ受信機の普及とともに、左旋の電波に対応した受信環境の整備やケーブル事業者等の設備の対応が重要である。左旋の普及に向けては、新たなロードマップの策定など国のリーダーシップを期待するとともに、ＮＨＫとしては、関係者と連携して、円滑な普及に取り組んでいきたい。

ＢＳ４ＫとＢＳ８Ｋについては、引き続き、高精細チャンネルの普及促進に向けて質の高いコンテンツをお届けしていく。

なお、災害時の衛星放送の役割として、首都直下地震などで東京の放送センターが万一機能停止した場合に、大阪放送局から放送衛星を経由してニュース等の全国放送を実施するバックアップ機能も担っている。

NHK 回答においては、現在４波ある衛星波を３波に整理・削減すること及び2020 年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定することなどを表明しているが、現時点での検討状況や見直しの方向性はどのようになっているか。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」（昨年 12/13）において示したとおり、４Ｋ・８Ｋ放送の普及状況や視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、衛星波の整理・削減に向けた案を策定したいと考えており、現在、視聴者・国民の意向を把握するための調査実施に向けて具体的な準備を進めている。

この調査の結果、および、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催延期や新型コロナウイルスの感染拡大等が４Ｋ・８Ｋ放送の普及にどのように影響するのかを踏まえて、案の策定作業を進めることにしている。

＜参考＞

「４Ｋ・８Ｋ放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」（2019 年 12 月 13 日）で示した整理・削減の考え方

- ４Ｋ・８Ｋ放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、２Ｋ放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の４波を「２Ｋ・４Ｋ・８Ｋ」の３波に整理・削減する。
  国の「４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップ」を踏まえて、オールジャパンで取り組む中で、公共放送として先導的な役割を果たしていきたい。
- 整理・削減にあたっては、視聴者が４Ｋ放送をご覧いただける視聴環境が整うことや、外部を含めたコンテンツの制作体制が２Ｋから４Ｋに円滑に移行することが前提と考えている。
  今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての４Ｋ・８Ｋ放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020 年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。
- また、整理・削減を見据えて、来年度から４Ｋ・２Ｋの“一体制作“を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、４Ｋ放送の普及推進と外部の制作体制の４Ｋ化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

(2) 字幕・手話放送等の充実

字幕放送、解説放送及び手話放送に対する国民・視聴者のニーズをどのように捉えているのか。

ＮＨＫは、障害のある人も積極的に参加・貢献できる「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・国籍・性別などの違いを超えて多様な価値観を認め合う社会をめざした放送・サービスを充実していくことを公共放送の使命ととらえ、現３か年経営計画の重点施策にも掲げている。

その一環として、幼児、子どもからお年寄り、目や耳に障害のある方など、すべての視聴者が、見やすく、聞きやすく、分かりやすく、安心して視聴できる「人にやさしい」放送・サービスの充実に努めてきた。

３月に公表した「新型コロナウイルスをともに克服しよう」～公共メディアＮＨＫの行動指針～でも、住んでいる場所や年齢、障害の有無による情報の格差を防ぐ旨を掲げて取り組んでいる。

障害者団体の皆さまと定期的に意見交換会を実施するなどして、課題等を伺う機会を設けている。こうした機会にいただいたご要望やご意見などを踏まえて、国会中継での所信表明演説・代表質問等への字幕の付与や、字幕の位置や色の改善、分かりやすい解説放送など質的な向上にも取り組んできている。

ほかにも、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、松山の地域拠点局では２０１６年までに生放送に字幕を付与する設備と要員を配置しており、各局の夕方のニュース番組や夜８時４５分のニュースで字幕を付与している。また、ＮＨＫプラスでも、放送で字幕・解説を付与している番組は原則、字幕・解説を付与して配信を行っている。

２０１８年度（平成３０年度）からの新しい行政の指針に則り、字幕放送・解説放送・手話放送のさらなる拡充を、ＩＣＴ（情報通信技術）も活用して進めていく。

平成 30 年度に「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において示された字幕放送、解説放送及び手話放送の目標について、現時点での取組状況(平成 30 年時点からのアップデート)及び今後の見通しはどのようになっているか。

ＮＨＫでは、２０１８年２月に策定された「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を目印に、字幕放送・手話放送・解説放送の拡充に取り組んでいる。

具体的には、字幕放送に関しては、２０２０年度（令和２年度)、総合テレビにおいて、普及目標の対象となる午前６時３０分から２４時３０分の間の番組では、９８％程度の番組に字幕を付与する計画である。

手話放送についても、２０２０年度（令和２年度）地上波において、１週あたり４時間程度の放送を計画している。

副音声で情景描写などをコメントする「解説放送」は、２０２０年度（令和２年度）は１０６番組（随時番組含む）で実施する計画である。

技術開発では、高齢者や障害のある人など、だれもが快適にご覧いただけるための「人にやさしい放送・サービス」を、ＩＣＴ（情報通信技術）も活用して構築することを掲げ、研究開発をしている。気象情報の手話ＣＧ（コンピューター画像）の研究や、自動音声認識字幕付与装置の実験を一部の地域放送局で行うなど取り組みを進めている。インターネット活用業務の費用上限などを考慮しながら、開発や実用化を進めていく。

今後もどのような課題があるか、公共放送として何が可能なのか、引き続き検討を重ね、すべての視聴者が、見やすく、聞きやすく、分かりやすく、安心して視聴できる「人にやさしい」放送・サービスの充実に努めていきたい。

災害時等においては、障碍者や在留外国人などへの情報伝達や地域ごとの状況に応じた情報伝達も課題となるが、こうしたニーズをどのように評価し、どのように取り組んでいるか。

ＮＨＫは、緊急災害時における障害のある方への情報提供は非常に重要な課題と受け止めている。

２０１７年度（平成２９年度）に、ニュースの字幕付与の体制を見直し、特設ニュース等の緊急対応に、より充実した体制で対応できるようになった。午前７時から深夜０時まで、緊急対応時に、すぐに字幕放送を出せる体制を整えている。

要員が少ない深夜・早朝に災害等が発生した場合、災害発生後すぐに字幕を付与できないこともあるが、そのような場合には、字幕放送が始まる前に、必要な情報について文字スーパーを多用したり、Ｌ字放送で表示したりして、確実に必要な情報が届くようにしている。また、台風が接近するなど事前に予測ができる場合は深夜、早朝も字幕放送ができる体制で構えている。

また、地域拠点局にも、字幕を付与する設備を整えており、災害などの緊急時にも、拠点局からブロック単位で放送するニュースに生字幕を付与している。

地域拠点局以外の県域放送で放送する際にも、文字スーパーやＬ字放送で、必要な情報が確実に届くようにしている。

手話放送では、多重放送でお送りできないため画面のオン・オフができないという制約がある中で、一般の番組に手話表現を付与するよりも、Ｅテレの「手話ニュース」など、定時放送の手話番組の拡充を進めている。

なお、記者会見については、官邸での会見で手話通訳が付く場合、生放送では同時に画面に映し、お届けしている。新型コロナウイルス関連の都道府県知事等の会見についても、原則として、生放送や、インターネットでのライブストリームにおいて、同様の方針で臨んでいる。

視覚に障害ある方への情報伝達については、人命に関わるニュース速報等が出た場合、生放送中は番組の編集責任者等の判断で、速報の読み上げを行っている。収録番組の放送中に人命に関わる災害等が起きた場合、番組を中断して特設ニュースで伝えている。また、「緊急地震速報」が出た時は、チャイム音ととも

に「緊急地震速報です」と音声で知らせることとなっている。

ＮＨＫでは「ＮＨＫニュース防災」アプリというスマートフォン等携帯端末用のアプリを公開している。このアプリは速報をプッシュ通知でお知らせする機能を持ち、携帯端末の読み上げ機能を通じて、速報の文章を読み上げた音声でお伝えすることが出来る。

また、ＮＨＫプラスでも、放送で字幕・解説を付与している番組は原則、字幕・解説を付与して配信を行っている。

在留外国人への情報伝達については、１９７８年度から、総合テレビでは午後７時のニュースで副音声を用いて英語で伝えており、現在は「ニュースウオッチ９」でも実施している。

外国人向けテレビ国際放送「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」を、国内の一部のケーブルテレビ局等に番組提供しているほか、ウェブサイトや携帯端末向けアプリを通じて、国内でもライブストリーミングで視聴できるようにしている。ライブストリーミングには自動翻訳機能を利用して６言語７種類（中国語は二つの字体）の字幕を付与している。一部のニュース・番組は、無料のオンデマンドで提供している。

また、台風などの災害時には、地上波のＬ字画面で「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」の英語ニュースサイトに遷移するＱＲコードを紹介して、周知を図っている。

１７の言語で放送するラジオ国際放送「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」も、ウェブサイトや携帯端末向けアプリで、ライブストリーミングとオンデマンドで提供している。

また、携帯端末向けアプリで国内の地震や津波に関する災害情報を英語と中国語で発信するなど、外国人に向けた情報発信を適切に実施していくための取り組みを進めている。

1-3　国際放送業務

国際放送業務の認知率の現状及び認知率向上のための PDCA サイクルの取組の現状について教えていただきたい。

ＮＨＫの国際放送は、グローバル化が急速に進展する中で、日本に対する理解を促進していくことを目指している。そのために、日本の視点を生かしたニュース・番組を発信し、認知度を向上させ、視聴を促進することに取り組んでいる。

こうした国際放送の取り組み状況を多角的に把握・評価するため、インターネット調査の形で「国際戦略調査」を行っている。

この調査では、経営計画の目的に沿って「国際放送に接してもらうことで日本についてどの程度、理解していただけたか」という理解度を中心に、認知度、リーチ（接触の状況）なども測定している。重点地域と位置づけた北米（ワシントンDC、ニューヨーク、ロサンゼルス）とアジア（タイ、インドネシア、シンガポール、ベトナム）、それにヨーロッパ（イギリス、フランス）において、半期ごとに年２回調査を行っている。

これまでの調査では、すべての国・地域において、「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」に接触した人（リーチ者）の方が、接触しなかった人（非リーチ者）よりも、日本についての理解度が高いという結果が出ている。認知率については、アジアで高い水準を維持しており、北米でも緩やかではあるが増加傾向にある。理解度や認知度にどのような番組が貢献しているかを分析するなど、調査結果を参考に、番組や編成の改善および効果的なプロモーションの取り組みを進め、発信力の強化につなげていく。

「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」について知ってもらい、視聴してもらうための具体的な取り組みとして、たとえば、各国のメディアがしのぎを削る北米では、同じ公共放送であるＰＢＳ（アメリカ公共放送サービス）と連携し、ＰＢＳのチャンネルで「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」の番組を放送している。また近年は、全世界で急速に普及しているソーシャルメディア（ＳＮＳ）を活用した取り組みを強化しており、人気コンテンツの事前の告知をはじめ、ＮＨＫが制作した番組をショート動画に切り出して発信・拡散させたり、災害時には最新情報を発信するなど、ＮＨＫのコンテンツに広く接触してもらう機会を提供し、新規視聴者の獲得やリピーターの定着化を図っている。

（参考　2019 年度第 4 四半期業務報告より）

国際戦略調査の結果

重点地域の「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」の四半期リーチ有無別の日本についての理解度・認知・四半期リーチ（%）

黒色は今四半期結果、灰色は前期結果

分類		項目	ワシントンＤＣ		ニューヨーク市		ロサンゼルス		タイ		インドネシア	
日本についての理解度	日本全般	リーチ者	79.2	81.9	86.3	76.3	81.5	83.0	90.5	85.9	92.6	88.9
		非リーチ者	49.2	46.5	44.0	45.4	48.9	52.8	60.8	60.4	67.6	65.9
	国民性	リーチ者	74.0	83.0	82.5	76.3	83.7	83.0	94.8	91.6	93.9	92.4
		非リーチ者	46.4	45.1	41.3	42.6	45.5	49.9	68.7	67.2	69.4	66.9
	政治面	リーチ者	64.9	73.4	76.3	71.2	68.5	71.0	88.5	87.1	88.6	80.9
		非リーチ者	31.0	30.0	31.8	29.6	33.3	32.7	56.4	54.7	54.5	49.3
	経済面	リーチ者	79.2	78.7	83.8	79.7	77.2	79.0	94.6	93.1	94.9	90.6
		非リーチ者	41.3	41.2	39.0	38.9	39.2	39.5	66.5	66.9	71.2	67.5
	文化面	リーチ者	88.3	86.2	82.5	83.1	84.8	87.0	94.8	93.1	95.8	92.9
		非リーチ者	53.7	54.2	49.5	50.0	52.3	57.4	71.2	71.6	72.4	69.8
量的評価	認知率		19.5	23.3	16.4	15.7	21.6	22.6	36.0	31.7	52.7	47.4
	四半期リーチ率		7.5	9.2	7.8	5.4	9.0	9.7	24.2	17.7	36.7	30.4

分類		項目	シンガポール		ベトナム		イギリス		フランス	
日本についての理解度	日本全般	リーチ者	87.1	87.4	90.7	92.2	77.6	83.3	81.9	87.5
		非リーチ者	66.0	68.0	66.5	71.9	36.4	33.6	33.3	30.8
	国民性	リーチ者	79.1	80.7	90.7	87.0	76.3	85.7	81.9	93.8
		非リーチ者	55.1	58.7	60.1	63.6	35.8	35.8	38.4	37.7
	政治面	リーチ者	62.1	64.4	89.4	86.1	65.8	61.9	79.2	83.3
		非リーチ者	33.5	37.7	50.9	57.2	20.4	19.5	29.4	28.3
	経済面	リーチ者	78.3	75.7	94.7	95.7	76.3	81.0	83.3	89.6
		非リーチ者	44.1	50.6	63.9	69.2	30.1	27.6	37.7	36.1
	文化面	リーチ者	86.5	86.6	93.4	89.6	80.3	89.3	88.9	89.6
		非リーチ者	64.8	66.7	64.7	70.7	41.9	40.6	44.3	44.9
量的評価	認知率		47.8	45.1	36.0	30.7	11.6	11.2	12.4	10.4
	四半期リーチ率		19.8	20.3	27.9	21.9	4.1	4.3	3.9	2.6

出所）2020 年 1 月 10 日～2020 年 2 月 14 日実施のインターネット調査結果。

総務大臣意見における「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化」について、これまでの取組状況及び今後の見通しはどのようになっているか。

ＮＨＫでは、テレビ、ラジオ、インターネットと幅広い回路を通じて「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」を充実させ、海外への情報発信を強化してきた。

放送では、全世界に日本やアジアについての多様な番組を届けている。テレビでは毎正時から３０分、最新の日本やアジアの情報をニュースで、後半の３０分は、日本の伝統文化や旅番組、和食から、産業、技術、エンターテインメントなど、さまざまなジャンルの番組を通じて日本の幅広い魅力を紹介している。２０１９年度は、Ｇ２０大阪サミットにあわせて大阪の関連番組を編成して地域の魅力を発信したり、退位・即位に伴う関連行事を英語や中国語の同時通訳で伝えるなど、日本の情報を多角的に発信した。

インターネットを通じた情報発信にも力を入れている。１７言語による放送と同時のライブストリーミングと、放送後のオンデマンドでの提供に加え、ＳＮＳを通じた番組情報やショート動画など積極的な情報発信を行っている。多言語化も進めており、英語のテレビ番組に英語以外の言語の字幕や吹き替え音声を１６言語で付与してオンデマンドで提供している。また、中国語のニュースや番組をインターネットで編成・配信する「ＮＨＫ華語視界」、トルコ語のテキストニュースや番組のオンデマンド提供も開始した。

訪日・在留外国人向けのサービスも進めており、２０１９年度、テレビとラジオで日本語学習番組を拡充した。大規模災害時の安全・安心に資する情報発信の充実も進めており、２０１９年度は新たに、大型台風の接近の際に、「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」のウェブサイトに台風に関する情報を集めた英語特設サイトを都度開設し、最新情報や関連情報を発信した。また、国内における視聴機会拡大の取り組みも進めている。２０１９年度は、Ｇ２０などの機会も捉えながら「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」の導入をホテルへ働きかけ、導入ホテル数は3月末に４００件となった（２０１９年2月時点で１８０件）。

こうした取り組みを積み重ね、「ＮＨＫワールド　ＪＡＰＡＮ」のホームページへの訪問者数も増えてきており、２０１７年度第４四半期の週次平均訪問者数は約７５万人、２０１８年度同期は約１２８万人となっている。２０１９年度同期については、新型コロナウイルスに関する情報への多くのアクセスもあり、週次平均訪問者数は過去最高の約１６２万人となった。

２０２０年度については、テレビ国際放送のライブストリーミングに自動翻訳機能を活用した多言語字幕を付与するサービスを本格的に開始した（６言語７種類)。また、新型コロナウイルスについては、ＮＨＫの国内放送のコンテンツを迅速に英語化し、世界に向けて放送するとともに、英語特設サイトも開設し、最新のニュースや記者の解説記事、感染予防策の動画などを掲載し、発信を強化している。特設サイトに多くのアクセスが寄せられており、引き続き、どのような発信のあり方が効果的なのかを検討しながら、重点的に発信をしていく。

今後も、日本の視点を生かし、日本への理解を促すニュース・番組を充実するとともに、アジアの取材拠点も活用した国際報道を強化していくことで、日本についての多彩な情報発信に取り組んでいく。

1-4　インターネット活用業務

NHK 回答においては、インターネット活用業務について、地方向け放送番組の提供の計画や、費用の抑制的管理方法について具体化することなどを表明しているが、現時点での検討状況はどのようになっているか。

地方向け放送番組の提供については、2021 年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等について、次期中期経営計画の中で具体化させることにしており、策定に向け検討を進めている。

地方向け放送番組の提供の計画は、拠点放送局発の放送番組の同時配信・見逃し番組配信から着手することを前提としている。配信サービスのあり方、配信するシステムのあり方などの課題について、NHK プラスの利用のされ方や、新たな技術の進展等を踏まえ、合理的・効率的な方法で利用者の期待に応えられるよう検討を続けている。費用の抑制的管理方法についても検討を進めているが、拠点放送局発の放送番組の同時配信・見逃し番組配信を実施することはサービス拡大の規模が大きく、費用の上限も含め、現在の実施基準についてもあらためて検討が必要になると考えている。

地方向け放送番組の提供の計画を具体化するに当たり、費用の抑制的管理のための具体的な仕組みを通じ、費用を合理化する考えはあるか。

インターネット活用業務については、放送を補完するサービスとして、その費用を抑制的に管理し、効率的・効果的に実施することとしており、地方向け放送番組の提供についても、技術面及び費用面で合理的に可能な範囲で実施する。インターネット活用業務の費用の抑制的な管理方法については、次期中期経営計画で、IT 関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、具体的な仕組みについて示すことを目指しており、こうしたことも踏まえながら地方向け放送番組の提供の計画の検討を進めていく。

放送法上の努力義務となっている他の放送事業者との協力について、現状、TVer や Radiko で実施しているが、今後どのように進めていくのか。

放送で培ってきた二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調を進めることは重要と考えており、現在、TVer や radiko を通じた NHK 番組の配信を実施して、連携・協調の取り組みを行っている。最近の具体的事例としては、新型コロナウイルス関連の「ＮＨＫスペシャル」や「クローズアップ現代＋」を TVer 経由で配信することで、通常ＮＨＫに接する機会の少ない層にも情報を届けることができた。この取り組みは TVer 全体の価値向上に資することにもつながるのではないかと考えている。

また放送番組のインターネット配信については、権利処理や配信基盤など民間放送事業者と共通の課題があり、これまでさまざまな場を通じて意見交換等を行っている。「NHK プラス」についても、利用状況や課題について、可能な限りの情報共有を図っており、今後も進めていく。

一方で放送番組をインターネット上でどのように配信していくかについては、民間の放送事業者の中にも様々な考え方があると承知している。そのことも踏まえ、放送・通信の融合時代にこうした連携・協調をどのように発展させていくのか、検討していきたい。

NHK プラスについて、これまでの利用の状況及び利用者からの評価についてどのように捉えているか。また、インターネットに接続されるテレビやモニターでの利用ニーズや、受信設備を持っていない者の利用ニーズについて、どのように捉えているか。

４月末現在、ＮＨＫプラスの利用登録の申請数はおよそ６１万件、ＩＤ登録完了に至ったのはおよそ４６万件となっており、利用状況については堅調に推移していると受け止めている。

利用者からの評価については、ふれあいセンターに寄せられたご意見や、Twitter などのＳＮＳ上の反響として、「出勤や帰宅の途中に最新のニュースに触れることができ便利だ」「見逃した番組、録画し忘れた番組を１週間配信してくれるのはありがたい」などといったご意見をいただくなど、一定の評価を得ているものと考えている。

一方で、「自分が住んでいる地域のニュースを配信してほしい」とか、「アニメや海外ドラマで配信していないものがあるのは残念」といった意見も寄せられている。

また、字幕・解説がついている番組は、NHK プラスでも原則として字幕・解説が利用できることについて、障害者の方から評価する声もいただいている。ＮＨＫプラスの利用状況、評価については、今後も調査等を通じて的確に捉えていきたい。

インターネットに接続されたテレビやモニター向けのサービスについては、民間事業者の動画配信がテレビ端末向けのサービスを拡充させているなど、一定のニーズがあることは承知している。また、テレビを持たない人に対し、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、信頼される「情報の社会的基盤」という公共的役割を果たしていくうえで重要な課題だと考えている。

一方で、これらのサービスを実施するにあたっては、通信にかかる費用の増大や、受信料の公平負担のあり方など、解決すべき課題があるものと承知している。

今後、費用、技術、制度等の課題をどのように解決するかを検討し、コンテンツのインターネット配信を通じてより一層、公共的な役割を果たしていけるよう取り組んでいく。

NHK プラスについて、提供対象、提供時間、提供する放送のチャンネルについて、現在どのような考え方に基づき行っており、今後についてはどのように考えているのか。

総務省の「実施基準の認可に関するガイドライン」第４の３では、放送法 20 条 10 項 3 号の規定に関して、「テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれがある。したがって、当該業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である」とされている。こうした考え方を踏まえ、ＮＨＫプラスについては、受信料制度との整合を保つため、受信契約の有無を確認する認証の仕組みを取り入れた。

認証を経たサービスを提供する対象は、受信契約者本人および契約者と生計をともにする者としている。事業所契約については、現時点では、契約に紐づく利用者の特定や限定が困難であることから、実施には至っていない。ＮＨＫプラスの提供対象のあり方については、引き続き研究を進めてまいりたい。

同時配信の提供時間については、放送に準じる即時性の確保や利用者の利便性の観点から、放送時間中は常時提供すべきものと考えているが、費用の観点から、深夜の時間帯を除いて提供している。ただし緊急時には速やかに配信を開始できる体制を確保している。また見逃し番組配信については、メンテナンスの時間等を除き、常時利用可能としている。今後、費用の問題が解決することを前提として、できるだけ早い段階で時間帯の制限なく同時配信を行ってまいりたい。

衛星放送については、現状では、権利上ネットに配信できない番組も多く、費用なども勘案して、地上放送の番組を提供することとした。

1-5　放送サービス全体の進歩発達のために必要な業務

放送サービス全体の進歩発達のための業務として、これまでの取組状況及び今後の見通しはどのようになっているか。

＜現状、これまでの取り組み＞

これまで NHK は、10～20 年先を見据えた長期展望のもと、放送技術研究所（技研）を中心として、ハイビジョン方式や衛星放送、デジタル放送、2018 年 12 月に開始された新 4K8K 衛星放送など、放送・サービスの核となる技術の研究開発を進めるとともに、国内外の標準規格の策定や、メーカーおよび民間放送局等への技術協力による社会還元・実用化促進に貢献してきた。

公共メディア実現を掲げる NHK の 3 か年経営計画に則り、2018 年度（平成 30 年度）からスタートした技研の 3 か年計画では、4K 8 K 放送の普及促進を図るためのフレキシブルディスプレー技術や、空間表現メディアである 3 次元テレビおよび AR・VR などの技術、インターネットを活用してより便利で快適な視聴サービスを提供する技術のほか、人にやさしい放送サービスとして、音声認識を活用したハイブリッドキャストによる地域の放送局での生字幕配信実験を、東京オリンピック・パラリンピックでの活用を目指した音声ガイドやスポーツ手話 CG などの研究開発を進めてきた。

＜今後の見通し＞

4K8K 放送に続く将来の放送サービスとして、3 次元テレビや AR・VR などの技術を活用し、よりリアルな視聴体験をもたらす未来のメディア技術「ダイバースビジョン」の研究開発業務を推進して、視聴者に新たな価値の提供を目指す（図 1 ）。

「ダイバースビジョン」では、いつでも・どこでも、あらゆる視聴者に快適な放送サービスを提供できるよう、衛星放送や地上放送の放送波に限らず、インターネットも活用してコンテンツを配信するための技術を研究していく。例えば、ネットワークの混雑状況や視聴環境を考慮して安定したコンテンツ視聴を可能とする動画配信技術や、家庭内の様々な IoT（Internet of Things）機器とテレビを連携させて番組や関連情報を適切な形で提示する技術（図 2 ）など、視聴者により役立ち、放送・通信融合時代に相応しいサービス実現を目指した研究開発を進める。

また、人にやさしい放送サービスの拡充に向け、AI 技術を活用した音声認識字幕システム高度化のための技術や、手話 CG のリアルタイム生成技術、触力覚により情報を提示する新たなシステムの研究なども進めていく。

これらの研究開発で得られた成果は、技研公開や国内外の展示イベント等を通じて広く一般に公表するのに加え、ARIB（社団法人電波産業会）や ITU（国際電気通信連合）、SMPTE（映画テレビ技術者協会）、IPTV フォーラム、W3C（World Wide Web Consortium）をはじめとする国内外の標準化活動への寄与や、放送事業者・メーカーなどへの技術協力を通じて、積極的に社会還元していく。

（参考図）

図 1　「ダイバースビジョン」が実現する将来の放送サービスイメージ

図 2　テレビと連携する家庭内の様々な IoT 機器のイメージ

1-6 営業経費の効率化・合理化

現行の中期経営計画において、より効率的な契約・収納手法を開発・実施することとしていたが、これまでどのような取組を行い、営業経費にどのような影響を与えているのか。

今後、世帯数の減少が見込まれ、営業環境が厳しくなると想定される中、公平負担の徹底を図り、支払率を向上させていくには、契約増加への一層の取り組みが必要不可欠である。

従来、契約・収納業務については、ＮＨＫと業務委託契約を締結した地域スタッフ（個人委託）を中心に進めてきたが、より効率的・効果的に活動を推進するため、平成２０年度以降、法人委託の拡大を進めるとともに、公益企業、ケーブルテレビ、不動産会社等の外部の会社との連携を進めてきた。

また、受信機設置情報や住所変更情報の活用など、訪問によらない契約・収納活動への転換を図っており、これらの取り組みにより訪問によらない新規契約・住所変更取次数を向上させることで、訪問手数料・営業経費の抑制につなげている。

しかしながら、ＮＨＫでは、毎年３００万件以上の新規契約・住所変更取次を行っているが、視聴者からの自主的な届け出（特に新規契約の申し出）は限定的となっており、受信料制度の理解促進を図り、公平負担を徹底していくためには、一軒一軒訪問せざるを得ず、こうした活動に係る経費が必要となっている。

（参考）具体施策

【法人委託・外部企業の活用】
- 公募型企画競争等による法人委託の拡大と法人委託の安定的な運用
- 公益企業等と連携した営業活動のさらなる展開
  ・郵便局転居届とＮＨＫ住所変更届のワンライティング化
  ・ガス・電力会社による住所変更の手続き代行の拡大
- 不動産会社、引越し会社等での契約手続き代行の拡大

【訪問によらない契約・収納手法の一層の推進】
- ＣＡＳメッセージを活用した文書・電話による契約手続きの推進
- 郵便転居情報を活用した文書による住所変更手続きの勧奨の推進
- 住民票「除票」を活用した住所変更届提出の省略の推進

特に大都市圏においては上記施策を重点的に実施している。

◆地域スタッフと法人委託の状況（各年度の計画値）

年度	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)
地域スタッフ	2,600 人	2,100 人	1,700 人	1,400 人	1,100 人	934 人	840 人
公募型企画競争等による法人委託(*1)	73 地区 (1,060 万世帯)	82 地区 (1,176 万世帯)	91 地区 (1,343 万世帯)	103 地区 (1,495 万世帯)	126 地区 (1,730 万世帯)	159 地区 (2,022 万世帯)	192 地区 (2,326 万世帯)
エリア型法人委託(*2)	171 地区	286 地区	309 地区	345 地区	384 地区	392 地区	320 地区

(*1)・・・指定地域の契約・収納業務全般と職員が行う業務の一部を委託

(*2)・・・小規模な地域の契約・収納業務を委託

今後の営業経費について、更なる効率化による削減などについて現時点で見通しがあれば教えていただきたい。

１年間で３００万件以上もの新規契約・住所変更取次をしているが、訪問によらない取次件数は１８０万件程度に止まっている。受信料制度を維持し、公平負担をさらに徹底していくためには、届け出をいただいていない視聴者について、現状では、訪問により発見・面接・説明・契約のための活動を行う必要がある。訪問による活動は、主に法人事業者や地域スタッフといった業務委託先が担っており、そのための経費に約３００億円を要している。

また、受信契約数の増加に伴う「通常の請求・収納や契約者の管理のための経費」の増加も想定されるが、訪問活動との比較で低コストな訪問によらない契約・収納活動のさらなる促進など営業改革を一層促進することにより、受信料の公平負担の徹底と営業経費抑制に向けて取り組んでいる。

営業経費の内訳について、それぞれの費用の性格(固定費用か変動費用か等)や最近の増減傾向及びその理由とともに、教えて頂きたい。

営業経費は「通常の請求・収納や契約者の管理のための経費（請求・収納、管理に係る費用)」と「未契約者・未収者対応等に係る業績に連動する費用（未契約者・未収者対応等に係る費用)」に大別できる。

「請求・収納、管理に係る費用」は受信契約件数の増加に伴い不可避的に増加する経費となっている。

公平負担を徹底し、制度を維持していくための経費である「未契約者・未収者対応等に係る費用」については、訪問によらない契約・収納手法を一層推進するなど営業改革を不断に推進することにより圧縮に努めている。

それぞれの費用の主な内訳は次のとおりとなっている。

【請求・収納、管理に係る費用】　　３４８億円（２０１８年度決算）

通常の請求・収納や契約者の管理のための経費

・振替・払込手数料など請求・収納経費

・事務処理経費、システム経費

・職員人件費、減価償却費

【未契約者・未収者対応等に係る費用】　　４２５億円（２０１８年度決算）

公平負担を徹底し、制度を維持していくための経費

・地域スタッフや法人委託など訪問要員への手数料

・ＣＡＴＶへの契約取次手数料

・文書やテレマ等による契約勧奨等に係る経費

他国の公共放送と比較して、受信料の徴収費用及び徴収額全体に占める割合が高くなっているが、その要因をどのように分析しているのか。

ＮＨＫにおいては、毎年３００万件以上の取次を行っているが、視聴者からの自主的な届け出（特に新規契約の申し出）は限定的となっている。

このため、受信料制度の理解促進を図り、公平負担を徹底していくためには、一軒一軒訪問せざるを得ない実情があり、訪問に係る経費が必要となっている。

他方、受信料（国によって性格は異なる）を財源として運営されている主要な海外の公共放送においては、公共放送自らが居住に関する情報（郵便局の住所ファイル等）を活用できる仕組みや、受信機を設置していない者がその旨を届ける未設置申告制度等が整備されている。こうした制度整備により、未契約世帯等の点検把握や面接、受信設備の設置を確認するための訪問活動が原則不要であり、営業経費を低く抑えることが可能な状況となっていると考えている。

これら海外の公共放送の制度を踏まえて、ＮＨＫ会長の諮問機関である「ＮＨＫ受信料制度等検討委員会」に、平成 29 年 2 月、「公平負担徹底のあり方」について諮問を行い、同年 9 月、「居住情報の利活用制度」[*1] や「受信設備の設置状況の確認制度」[*2] の制度整備を検討する妥当性があるとの答申をいただいており、ＮＨＫ内において研究を継続して行っている。

＊１　ＮＨＫが公益事業者等に対して、受信契約が確認できない家屋の居住情報を照会することにより、郵送による契約案内を可能とする制度

＊２　ＮＨＫからの郵送による照会に対して、受信設備を設置していない場合は申し出てもらうこと等により、設置状況を確認する制度

1-7 業務委託等の見直し

NHK 回答においては、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証するとのことだが、
・業務委託の割合や随意契約比率の状況（業務分野及び契約内容による割合や比率（件数及び額））及び一定の業務分野又は契約内容により割合又は比率が高くなる理由
・施設・設備の整備
に関するこれまでの取組と現状はどのようになっているか。また現時点で見直しの方向性があれば教えていただきたい。

＜業務委託＞

番組の企画制作は、番組１本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、価格による競争入札には馴染まない。このため、随意契約という形で業務委託している。

そうした環境の下で「競争」という概念をいかにして取り入れるか検討し、２００６年から、番組制作プロダクションから企画提案を募り、その内容によって採否を決める、企画提案段階からの競争、「企画競争」方式を導入した。

外部の優秀な制作会社との競争的共存の中で、ＮＨＫグループのみならず、日本全体のコンテンツ制作力向上に貢献するという目的も持っている。

「企画競争」による公募は一年を通して実施しており、審査基準を透明化するなどのルール整備や説明会を繰り返し実施するなど、公募に参加しやすくする環境整備にも努めてきている。

この春には、新型コロナウイルスの影響で多くの人たちが外出を自粛する事態が続いている折、家族で楽しい時間を共有する夏の特集番組を、改めて、この企画競争で募集した。

定型化された番組の演出をより一層向上させるために、「企画競争」の枠組みで募集する新たな試みも検討している。

公共放送としての番組の品質を確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持しつつ、企画競争番組の拡大にこれからも取り組んでまいりたい。

番組関係のほか、その他一般取引を含めた競争契約推進の取り組みの全体像については別紙参照。

（参考）総務省「基本的な考え方」へのＮＨＫ回答

業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。

＜施設・設備の整備＞

施設・設備の整備については、継続的に放送サービスを維持できるよう中長期設備整備計画を策定し、これに基づいて各年度の整備内容を策定している。特に、全国“あまねく”放送を届けるためのテレビ・ラジオの送出・送信設備や、各地域の災害報道の拠点となる地域放送会館については、計画的な整備を継続する必要がある。また、放送の進歩発達に先導的な役割を果たすため、新たな技術開発にも取り組んでいる。

一方で、近年は、4K8K 衛星放送への対応や地域放送会館の建て替えが続いている等、施設・設備の整備経費が増加傾向にある。今後も、設備の老朽劣化の度合いや稼働状況を考慮しつつ、今年度着工が予定されている放送センター建替（情報棟整備）等を含め、設備の性能、機能、式数を大胆に見直すなど、より一層の経費抑制を図っていく。

1-8 受信契約手続等の電子化の推進

受信契約者が引っ越した際の住所変更手続や、NHK プラスの認証コード送付など、郵送による住所確認手法がとられているが、手続の簡便化等の観点から、マイナンバーカード等の活用により、電子化していく考えはあるか。

受信契約やＮＨＫプラス等に関する手続きについて、視聴者の利便性向上や経費の削減を図るため、電子化を推進していくことは重要だと考えている。

ＮＨＫでは現在、インターネット等により受信契約の住所変更をお届けいただいた場合や、ＮＨＫプラスの利用申込みをいただいた場合には、当該住所に書面(ハガキ)を送付して、受信契約者本人による申出であることを確認している。

現在は経費と確実性の観点から各種手続きに係る本人確認を郵送により実施しているが、今後はその電子化についても、費用対効果等を考慮しながら、研究していきたいと考えている。

2-1　受信料の適正な水準と在り方の見直し

受信料額は、総括原価方式で決定されているが、具体的な算出方法及びその際の考え方について説明をお願いしたい。

ＮＨＫは、放送法で求められる豊かで良い放送番組を提供するという目的を果たすため、視聴者の多様なニーズに応えることができるよう、おおむね３年毎に策定している中期経営計画において、計画期間中に取り組む主な事業内容をお示しした上で、収支の見通しを明らかにしている。

受信料額の算定にあたっては、ＮＨＫの事業運営に必要な総経費（事業支出及び資本支出充当）に対して、繰越金の使用分を含む総収入が見合うことを基本に料額を算定している。この場合、総経費の中には、資本の充実のために必要な経費も含ませることが必要であると考えている。さらに、受信料は公共的料金の性格を有するものであることから、なるべく長期間にわたって安定した料額であることが望ましく、３～５年程度の期間で、事業運営の総経費に対し、繰越金の使用を含めた収入全体が見合うよう設定するという考え方を基本にしている。

こうした考え方は、平成２２年(2010 年)７月の「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会※」の答申において妥当と考えられる、との見解が示されているところである。

なお、受信料額は、毎年度の予算・事業計画を国会で承認されることによって定まる（放送法７０条４項)。

※１　「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」は、テレビ放送のアナログ放送が終了し、デジタル時代を迎える等、環境変化を踏まえ、受信料制度及びその運用のあり方について調査検討するために、定款に基づき会長の諮問機関として平成 22 年(2010 年)に設置した外部有識者による専門委員会である。

地上契約と衛星契約について受信料額の水準は、それぞれどのような考え方に基づき算定しているのか。

受信料の料額は、「ＮＨＫの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、視聴者に公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式の考え方を基本に算出している。衛星契約の受信料額は、地上契約の受信料額に衛星付加受信料を加えたものとなっている。

衛星付加受信料は、衛星放送受信設備を設置した受信者が、衛星放送の実施にあたって必要となる経費（衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費、衛星契約取次費等）を負担していただくことを基本に設定している。

総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第一次取りまとめ（平成２８年９月）では、地上契約と衛星契約の区分などの受信契約の体系について、引き続き検討していくことが必要とされ、また昨年１２月に衛星波について現在の４波から「２K・４K・８K」の３波に整理・削減するとしていたが、現時点で今後の在り方に関する見通しについてどのように考えるのか。

４K・８K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、昨年 12 月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」において示した通り、４K・８K放送の普及状況や視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、衛星波の整理・削減に向けた案を策定したいと考えており、現在、視聴者・国民の意向を把握するための調査実施に向けて具体的な準備を進めている。

この調査の結果、および、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催延期や新型コロナウイルスの感染拡大等が４K・８K放送の普及にどのように影響するのかを踏まえて、案の策定作業を進めることにしている。

また、衛星付加受信料の在り方については、衛星放送の実施にあたって必要となる経費や、受信契約に占める衛星契約の割合などの推移も踏まえつつ、公平負担の見地から適切に考えてまいりたい。

受信料徴収の単位を、世帯としている理由について、説明をお願いしたい。

現時点では、依然としてテレビが視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族・世帯で見ているという視聴実態に照らすと、受信契約は世帯ごとにいただくことが妥当であると考えている。

会長の常設諮問機関として設置した、外部の有識者による「ＮＨＫ受信料制度等検討委員会」の答申においても、「世帯単位」を維持することは妥当との見解が示されている。（２０１７年2月２７日付け諮問第３号「受信料体系のあり方について」への答申・２０１７年9月１２日）＜５１ページ参照＞

また、海外の主な公共放送においても、契約の単位は「世帯」としているものと承知している。

人口減やテレビ離れ等による受信料への影響について今後の予測は行っているのか。予測を行っている場合、今後の NHK の業務に与える影響をどのように評価しているのか。

２０２１年度を初年度とする、次期中期経営計画の策定にあたっては、その検討の前提となる経営環境やメディア環境の厳しい変化に関するデータ等の把握に努めている。

例えば、日本の総人口の推移の将来推計については、国立社会保障・人口問題研究所などのデータを参考にしている。それによると今後、人口減少が加速し、65 歳以上の「高齢化率」が 2025 年には 30%となって、その後も上昇する一方、15～64 歳のいわゆる「生産年齢人口」の比率が急速に低くなると予測されている。また、人口減少に伴って世帯数の減少も進み、「世帯総数」も 2023 年（5419 万世帯）をピークに減少に転じる予測となっている。受信料は、世帯を契約単位としていることから、世帯数の減少は、今後の事業収入に少なからず影響を与えるものと想定している。

またテレビ保有率の推移についても、内閣府の消費動向調査によると、総世帯の保有率は、地上デジタル化後の薄型テレビを調査対象にした 2014 年以降、95%前後で推移している。このうち「世帯主が 29 歳以下の世帯」では、85～90%の間を推移しており、若い世帯の 10%超がテレビを持っていないということになる。テレビ保有率は、受信料がテレビ受信機に紐づいているということにとどまらず、ＮＨＫが「情報の社会的基盤」の役割を広く果たしていく上で、重要な指標のひとつと受け止めている。テレビを持たない世帯に、どのようにして公共性の高い情報やコンテンツを届けるのか、そして、ＮＨＫが信頼される「情報の社会的基盤」の役割をどうやって果たし続けていくのか、大きな経営課題だと認識している。

次期中期経営計画の策定に向けては、こうした経営環境やメディア環境の変化を織り込んだ上で、中長期の収支見通しを算出する必要があると認識しているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済や受信料収入への影響等、流動的な要素もきちんと考慮する必要があるものと考えており、現在、精査を続けているところである。

視聴者から受信料体系及び水準について寄せられる意見にはどのようなものがあるのか。

受信料体系及び水準についてのご意見は、主にＮＨＫのコールセンターに寄せられることになる。

具体的な事例としては、

・料金を安くしてほしい

・学生の一人暮らし（または単身赴任）で、自宅とは別に受信契約をしているが、同じ家族で２件分の受信料を払うのは（家族割引等はあるとはいえ）納得いかない

といったご意見がある。

受信料体系及び水準に関するご意見に対しては、訪問要員に、より丁寧な説明を行うよう指導するとともに、番組やスポット、ホームページ等を通じて、協会をあげて理解促進に努めているところである。

放送法上、中期経営計画に規定する事項とされている「受信料の体系及び水準に関する事項等」について、現時点での検討状況や見直しの方向性はどのようになっているか。

２０２１年度を初年度とする次期中期経営計画には、「受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項」など、改正放送法第７１条の２で明記された記載事項を盛り込むこととしており、こうした点を含めて、現在、検討作業を進めている。

世帯数の減少やテレビ保有率の低下など、厳しさを増す経営環境やメディア環境の変化を踏まえつつ、既に実施している負担軽減策と受信料の値下げの影響、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済や受信料収入への影響等も考慮して、中長期的な収支の見通しを算出する必要があるものと考えており、現在、精査を続けているところである。

NHKによる放送番組のインターネット同時配信が開始され、NHKの放送番組を視聴できるという点においては、スマホ等の端末とワンセグ対応端末とで相対的な違いは小さくなっていると考えられる。このような変化を受け、ワンセグ対応端末について、視聴者からの意見に変化はあるのか。

これまでＮＨＫに寄せられるご意見は、「ワンセグ対応端末しか所有していないが、受信契約は必要なのか？」といった受信契約の要否に関する問い合わせが中心であった。

一方、ＮＨＫプラスのサービス開始後は、

・ワンセグ放送とＮＨＫプラスの違いを教えてほしい。
・ワンセグ未対応のスマートフォンを所有しているが、スマートフォンでもＮＨＫの番組を見たいと思っていたので、ありがたい。

といったご意見も寄せられている。

ワンセグ対応端末による現在の視聴実態についてどう評価しているか。
また、今後ワンセグ対応端末向けの放送についてどのような展望を考えているか。

ワンセグ対応端末は、放送法第６４条に規定されている「協会の放送を受信できる受信設備」にあたり、受信契約の締結と放送受信料のお支払いをお願いしている。ＮＨＫでは、受信契約の締結の際に、一般のテレビで受信しているか、ワンセグやパソコンで受信しているかといった受信形態は登録していないことから、ワンセグ対応端末の受信契約件数など、視聴実態については把握していない。

今後のワンセグ対応端末向けの放送の在り方に関しては、対応する受信端末の流通状況の変化など、メディア環境の変化を注視する必要があると考えるが、いずれにしても、ワンセグ対応端末向けの放送も、視聴者に必要な情報を届ける「情報の社会的基盤」を支える、多様な伝送路のひとつとしての役割を果たしていると考えている。

2-2　受信料の公平負担の徹底

受信料額の支払率を向上させ、受信料の公平負担を徹底するためにどのような方策を実施しているのか。今後の支払率の向上について、現時点で見通しはあるか。

視聴者のみなさまに広くご負担いただく受信料制度において、公平負担の徹底はＮＨＫの重要な責務であると考えている。

受信料の契約・収納活動においては、法人委託の拡大と安定的な運用、訪問によらない契約・収納手法の一層の推進、外部企業や業界団体等とのさらなる連携など、営業改革に継続して取り組んでいる。

支払率については、大都市圏で低い傾向にあるが、要因としては、世帯の移動が多いことや、単身世帯や共同住宅の割合が大きく、面接が難しいことなど、ＮＨＫの契約・収納活動が難しい環境にあることが影響していると考えている。

そのため、特に大都市圏においては、より効果的な文書による契約・収納施策等の実施に重点的に取り組んでいる。

さらに、未契約者への民事手続きや未収者に対する支払督促を着実に実施するなどの取り組みを行っている。

あわせて、放送やイベント・広報、ホームページ等を活用して、多角的に公共放送の役割や受信料制度の意義を伝える取り組みを、ＮＨＫ全体で展開している。

公平負担の徹底に向けて、２０１５年度からの３か年経営計画においては、３年間で支払率を４ポイント向上させることを経営目標として設定し、２０１７年度末には目標とした８０％に到達した。

また、２０１８年１１月に修正した、２０１８年度からの３か年経営計画においては、２０２０年度末８４％の支払率を経営目標として設定している。

世帯数やテレビ保有率の減少など、経営環境は一層厳しさを増すものと認識している。２０２１年度以降については、今後の社会・経済状況や営業を取り巻く環境等を見極めたうえで、次期中期経営計画において、適切な計画を検討していきたいと考えている。

3-1　子会社等の在り方

これまでの子会社等の設立及び統廃合は、どのような考え方の下に行ってきたのか。また、これまでに実施した統廃合の結果、役員・社員数、資本金の額、事業所の数等の減少等にどのような効果が出ているのか。

子会社等の設立は、ＮＨＫとともに豊かで多様な放送文化の創造に貢献するために、次のような目的を実現するために行われている。

○ＮＨＫ業務の効率的な推進

○ＮＨＫソフト資産やノウハウの社会還元

○副次収入によるＮＨＫ財政への寄与

また統廃合については、「ヒト、モノ、カネ」という経営資源をより効率的に活用していくため、次のような視点などから継続的に取り組んできた。

○中核業務であるコンテンツ制作・展開事業の強化

○時代に応じた新事業への対応・使命を終えた事業の廃止

○重複事業の統合・集中による効率性の向上

○管理経費の削減による効率化

これまでの代表的な統合事例

○２００９年４月、報道分野の制作事業を行う「ＮＨＫ情報ネットワーク」とアナログの文字放送を行ってきた「日本文字放送」を統合し、「ＮＨＫグローバルメディアサービス」を設立。使命を終えた文字放送業務を終了し、報道分野の新たなデジタル展開事業に対応力を強化した。

○２００９年４月、インフラ管理業務を行う「ＮＨＫ共同ビジネス」と、編成情報処理、管財業務などを行う「ＮＨＫオフィス企画」を統合し、「ＮＨＫビジネスクリエイト」を設立。総合的な業務支援会社として再編。グループ全体に共通する支援業務を担う体制を整備した。

○２０１９年４月、技術分野の「ＮＨＫアイテック」と「ＮＨＫメディアテクノロジー」を統合し、「ＮＨＫテクノロジーズ」を設立した。役員体制や管理部門の重複業務などを整理するとともに、情報セキュリティやインターネット展開など、今後求められる新たな業務への対応を目指している。

○２０２０年４月、番組制作分野の「ＮＨＫエンタープライズ」と「ＮＨＫプラネット」が統合し、新体制での「ＮＨＫエンタープライズ」となった。統合前の両社が担ってきたコンテンツ制作・展開と地方局支援のノウハウを融合させ、新たなＮＨＫの地域サービスの開発と充実を目指している。

こうした統合や業務の見直しで効率化を進め、新たな事業への対応力を強化することによって、ＮＨＫは、グループとしての要員数を長期的に減少させつつ、４Ｋ８Ｋ放送や常時同時配信の開始、災害報道や国際報道の強化など、公共放送としてのサービスの質と量の充実に努めてきた。

なお、子会社の常勤役員の数については、例えば、前述のＮＨＫ情報ネットワークと日本文字放送の例では９人（２００８年度末）から７人（２００９度末）、ＮＨＫ共同ビジネスとＮＨＫオフィス企画の例では１０人から５人（それぞれ同年度末）に減らしている。こうした統合の効果を含め、子会社の常勤役員の総数は、２００１年度末の１５５人から、２０１９年度末時点で８５人に減少させている。

統合に伴い、事業所数も減少させている。

例えば、前述のＮＨＫメディアテクノロジーとＮＨＫアイテックの統合においては、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台において、以前、旧アイテックと旧メディアテクノロジーに分かれていた各総支社オフィスを統合し、５つのオフィスを削減した。

同じく前述のＮＨＫエンタープライズとＮＨＫプラネットの統合においては、本社機能を統合し、旧プラネットの本社オフィスを削減した。

競争入札で対応できる業務を行う子会社がある場合、出資する意義は何か。競争入札で対応できない業務を行う子会社がある場合、その子会社が NHK 以外から業務を請け負うことにより、競争環境に与えていないか検証は行っているか。

ＮＨＫの子会社は、ＮＨＫとともに豊かで多様な放送文化の創造に努めつつ業務の効率的な推進を行い、ＮＨＫの業務を補完・支援することを役割として担っている。

子会社等への出資は、そうした役割を果たすことを主目的として行っている。（業務範囲は関連団体運営基準で定めて明確化し、定期的な調査も実施して管理・指導を行っている。）

子会社等への随意での業務委託は、元来こうした目的遂行のために行われているが、社会環境の変化などを踏まえて見直しを行い、外部で調達が可能となった業務については競争契約化を進めている。

例えば、子会社に委託していた会館管理業務のうち、そこに含まれていた清掃業務を切り出して、他の業者に委託するなど、業務のあり方、契約の有り様を見直してきた。

また、子会社等がＮＨＫ業務で得た経験やノウハウを活用してＮＨＫ以外から業務を担うことはあるが、これにより、副次収入等への還元によるＮＨＫ財政への貢献のほか、産業全体の活性化にもつながると考えている。

子会社等の事業活動の適正性については、子会社等の事業活動について外部から意見、苦情を受け付け、その適正性や、適正性を確保する取り組みについて、外部有識者の知見を取り入れて審査する「関連団体事業活動審査委員会」を設置し、運用している。

子会社等事業活動の適正性の確保に関するこの他の取り組みとして、子会社等の業務範囲が子会社ガイドラインや各社定款等に照らして適正か、外部の監査法人に依頼してチェックを受けている。

今年度から、このチェックの結果についても関連団体事業活動審査委員会に報告し、外部有識者から出された意見については、さらに監査委員会に報告することとした。

○　NHK 回答における「さらなる経営統合も視野にいれたグループ経営改革」について、現時点での検討状況や見直しの方向性はどのようになっているか。

ＮＨＫの関連団体の整理・統合については、限りある「ヒト、モノ、カネ」という経営資源をより効率的に活用していくため、関連団体同士やＮＨＫ本体との業務の仕分けや、役割分担などを明確にしつつ、継続的に取り組んできた。

これにより、１９９８年度に６５あった関連団体は、現在２４団体（子会社１１社、関連会社４社、関連公益法人等９団体）となっている。

現在ＮＨＫ内で検討を進めている次期中期経営計画においては、各団体の業務内容を精査し、既存業務の見直しを行うとともに、団体間での重複業務については、合理的なありかたを検討する。

こうした子会社や一般財団法人で行っている重複業務の整理、部門再編などの検討を進める一方で、２年連続で行った技術分野と制作分野の子会社同士の合併による、新会社の管理部門の合理化やシナジー効果など、統合による効果が、当初の予定どおり進んでいるかどうかも見極める必要がある。また、今回の新型コロナウイルス感染拡大で顕在化した財政基盤強化の必要性など、経営課題についても加味して検討していく必要がある。

こうした多角的な検討を進めながら、次の中期経営計画では、ＮＨＫグループとしてのビジョンを明確にしたうえで、公共メディアを支える持続可能な組織としてのあるべき姿と具体的な施策を打ち出していく。

○　子会社等の事業について、NHK として現時点でどのような課題があると考えているか。

子会社等の事業に関する、現時点での主要な課題は、「ＮＨＫインターネット活用業務実施計画の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」（２０１９年１１月８日）についての検討要請を踏まえたＮＨＫの回答に示したが、その中で以下の３点を、現時点の中心的な課題と考えている。

①経営統合も視野に入れた業務の見直し推進

子会社等の役割や業務内容などについては、引き続き精査し、既存業務を見直すとともに、団体間での重複業務の合理的なあり方についても検討する。また、効果が見込める経営統合については積極的に検討し、グループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す。

②業務委託の効率性・透明性の向上

業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。

③利益剰余金の適切な管理と還元

子会社の利益剰余金については、適切な水準に管理するとともに、配当の実施により協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。

○　子会社等の役職員のうち、ＮＨＫ出身者の占める割合はどの程度か。

子会社等（２５団体）の常勤役員：１３２人　（非常勤役員：１８４人）
うちＮＨＫ関係者：１０４人　（同左　　：１１３人）
（※ＮＨＫ関係者割合　７８.８％）

（内　訳）
出向者　　：　　２人
ＯＢ　　：１０２人
団体採用者：　１０人
外部人材　：　１８人

子会社等（２５団体）の常用従業員：6,６０６人
うちＮＨＫ関係者：2,０１８人
（※ＮＨＫ関係者割合　３０.５％）

（内　訳）
出向者　　：　７３９人
ＯＢ　　：1,２７９人
団体採用者：4,５５８人
ＮＨＫ以外からの出向者：３０人

（２０１９年度末（２０２０年3月３１日）現在）

なお、役員にＮＨＫ関係者が多いのは、子会社等がＮＨＫからの放送に関係する受託業務を実施することから、正確性、公平性など、放送の質を一定レベルで担保していくために、ＮＨＫでのノウハウ等を持つ役員が必要となるためである。また、当該子会社等の事業運営や経営管理についての見識とともに、子会社等についての法制度上の制約についての理解も必要となる。ＮＨＫが統制の取れたグループ経営を行っていくためには、このような適任者を役員に配置することが不可欠なことと考えている。

非常勤役員は多くがＮＨＫ役職員であり、これは、グループとしての統制を強固にすることを目的としたものである。この施策による非常勤役員については無報酬である。

3-2　放送法改正を受けたガバナンス強化の状況

○　令和元年の放送法改正を受けた
・内部統制関係議決の整備
・ＮＨＫ及び子会社等に関する情報公開
・子会社の利益剰余金の還元
等の取組の現状はどのようになっているか。

＜内部統制関係議決の整備＞

放送法及び放送法施行規則が改正されたことに伴い、また総務省が公表した「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年 12 月 24 日、経営委員会が新たな「内部統制関係議決」（令和 2 年 1 月 1 日施行）を議決したことを受け、執行部は所要の規程改正を行うなど、当該議決に沿って内部統制体制を整備・運用している。

＜ＮＨＫ及び子会社等に関する情報公開＞

ＮＨＫは平成 13 年から自主的に情報公開に取り組んできた。情報公開は「情報提供」と「情報開示」の 2 本柱となっており、そのうち「情報提供」については、事業活動や財務内容等に関する情報を、放送、パンフレット、ホームページ等を活用してこれまでも積極的に提供してきた。

令和元年の放送法改正で情報提供が義務付けられたことを受け、昨年 12 月、改正法の施行に先立ち、放送法施行規則に定められた各項目に該当する文書について、ＮＨＫオンラインで公表するとともに、各放送局でも閲覧可能とした。従来公表していた文書に加え、一部の文書は新たに公表した。公表に合わせ、自主的な情報提供を行ってきたＮＨＫオンラインのページをリニューアルし、この中に、施行規則で義務付けられた各項目と該当文書の対応関係を一覧で確認できるページを新設した。

また、ＮＨＫが保有する情報の公開に関する施策の充実が努力義務となったことを踏まえ、引き続き、放送による言論表現の自由を確保しつつ、視聴者に対する説明責任を果たしていくとともに、業務の透明性を高めていくことで、公共放送に対する信頼を深めていく。

＜子会社の利益剰余金の還元＞

子会社の利益剰余金の還元については、これまでも最大の株主という立場から自主的に内規を作り運用してきたが、昨年の放送法改正を受けて、経営委員会による内部統制関係議決で「会長は、子会社の配当については、各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで、実施、規模等を決することと、その子会社の維持・発展に必要な内部留保を除いた利益剰余金については配当することを定め、株主としての権利を行使して、適切に運用する。」と定められた。

これを受けて、執行部として関連団体運営基準に「子会社の配当方針」として次の内容を記載した。

・各子会社の財務状況、事業計画、株主構成などを勘案したうえで、実施、規模等を決定すること
・配当の原則
・特例的な配当の実施
・理事会、監査委員会および経営委員会への報告

こうした利益剰余金への考え方と配当方針はＮＨＫのホームページでも公開している。

○　令和元年の放送法改正により、経営委員会や監査委員会の役割が強化されたが、これに伴い、それぞれの事務局についてどのような体制強化を行っているのか。

経営委員会事務局、監査委員会事務局の体制について、執行部としてはそれぞれの事務局体制についての内部統制関係議決に基づき、両委員会の要望を踏まえた職員配置や予算措置を行っている。

3-3　意見・苦情を踏まえた対応の推進

NHK に寄せられている意見・苦情並びにその対応体制及び対応状況の概要（件数、内容、受付及び対応体制、整理分析方法、担当部署への情報提供、対応を要する案件の判断基準、業務改善に反映された事例等の対応状況の公表状況等）はどのようになっているか。

2019 年度、全国の NHK に寄せられた視聴者からの意見・問い合わせは、約 376 万 3,000 件であった。このうち、受信料関係は 212 万 9,000 件（５７％)、放送関係は約 105 万 4,000 件（２８％)、受信相談・技術関係は約 6 万 3,000 件（２％)、その他 51 万 1,000 件（１４％)、経営関係約 3,000 件（０.１％）であった。

対応の体制は、ふれあいセンター（放送・営業・受信相談）で電話等の受付をしているほか、全国の放送局でも、電話やメール、受付、手紙、FAX で、意見・問い合わせを受け付けている。

受付内容は、放送番組、受信料、技術・受信相談、経営、その他の項目に分け、それぞれ意見・要望、問い合わせ、その他に分類して、担当部局等と共有し担当部局で判断して業務改善に生かしている。

業務改善の例は、「月刊みなさまの声」、「ＮＨＫ視聴者ふれあい報告書」等にまとめ、適宜ＮＨＫオンライン等で公開している。

このうち、受信契約に関する苦情等があった場合は、地域を担当する営業部・センターに連絡し、担当職員または法人委託会社の管理者から直接視聴者対応を行っている。また、いただいたご意見等の内容については分類・分析し、訪問要員への指導を行う等、契約収納活動全体の改善につなげている。

○　消費者相談センター等の外部機関に寄せられているＮＨＫに関する相談について、NHK として内容や傾向を把握しているのか。

消費者相談センター等の外部機関に寄せられているＮＨＫに関する相談については、適宜、国民生活センターや各地の消費生活センターと情報交換を行い、相談内容の把握に努めている。

消費者相談センター等に寄せられる相談のうち、多いものは、受信料制度に関する問い合わせや意見のほか、訪問要員に起因する苦情であると聞き及んでいる。

訪問要員に起因する苦情については、訪問時のマナーや説明不足によるものが多いため、訪問要員に対しては、ＮＨＫ職員による訪問マナーやコンプライアンス等に関する講習会の開催や、現地でのお客様対応指導をおこなっている。

ＮＨＫに寄せられる苦情は、前年度と比較して減少傾向にあり、消費者相談センターに寄せられる苦情も減少傾向にあると聞いているが、今後も訪問要員の教育・指導を徹底し、丁寧な説明、クレーム発生の抑止に努めてまいりたい。

【受信料制度関係】

○NHK における受信料体系の在り方に関する最近の検討内容
（ＮＨＫ受信料制度等検討委員会諮問第３号「受信料体系のあり方について」答申関係）
○常時同時配信の導入検討に際しての負担方法の論点整理
（ＮＨＫ受信料制度等検討委員会諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」関係）

（諮問内容及び答申要旨）
ＮＨＫ受信料制度等検討委員会諮問第３号
「受信料体系のあり方について」答申要旨（平成２９年９月１２日）

諮問第３号「受信料体系のあり方について」
メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

（検討の背景）
メディア環境や社会経済状況が変化するなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、ＮＨＫが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方について、その妥当性をあらためて検討する必要がある。

（世帯における契約のあり方）
○ 世帯における受信契約の単位については、現時点では依然としてテレビ受信機が視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族（世帯）で見るという視聴実態が個人視聴を上回っており、住居におけるテレビ受信機は世帯で設置しているものと認識されている状況は大きく変化していないこと等から、「世帯単位」を維持することが妥当である。
○ 世帯の定義については、放送受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められている。単身世帯の増加等に鑑み、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても、検討の対象となりうる。家族割引の拡大や世帯の定義の変更（同一生計のみとする）が選択肢としては考えられるが、免除制度との整

合性、負担の公平性の確保、受信料収入の減少や今後の視聴形態の動向等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

（事業所における契約のあり方）

事業所における受信契約の単位については、現在、「設置場所単位」となっているが、海外における事例を参考にすると、「施設単位」や「機器単位」も選択肢となりうる。しかし、いずれも負担の公平性や受信料収入の減少等の観点から課題があるとともに、単位の変更は受信料体系を抜本的に変更することであり、現行受信料体系との整合性や運用の実効性を十分に考慮することが必要と考えられる。このため、事業所における契約のあり方を検討する場合でも、現時点では「設置場所単位」を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、事業者間の公平性や納得性、ＮＨＫの財政状況および世帯における負担とのバランス等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

（受信料免除のあり方）

○ 受信料免除については、今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平性を重視し、限定的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切と考えられる。

○ ただし、免除の対象について、社会経済状況や社会福祉にかかわる制度の変更等が生じた場合に、あらためて検討することまで妨げるものではない。検討する際には、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたる財政状況への影響等を十分に考慮して、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に限定することが重要である。

（おわりに）

現行制度における受信料体系のあり方は、視聴者・国民の負担のあり方そのものであり、常に公平性・合理性のあるものとして、広く視聴者・国民に受け入れられることが必要となる。そのため、ＮＨＫには常にメディア環境や社会経済状況の変化等を注視し、視聴者・国民の声を把握しながら、受信料体系のあり方について検討することが求められる。答申は、メディア環境や社会経済状況について、可能な範囲で現時点から将来を見通したうえでとりまとめたが、それらは今後も変化していくことが予想される。ＮＨＫには、受信料体系が常に時勢に適合したものとなるよう、引き続き検討することを期待する。

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会諮問第１号
「常時同時配信の負担のあり方について」答申要旨（平成２９年７月２５日）

諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」

ＮＨＫは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている。

この検討にあたり、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性、および現行受信料制度との接合性等の観点から、常時同時配信における費用負担のあり方について、見解を求める。

（検討の背景）

○ スマートフォンやタブレット端末等が普及し、動画配信等の多様な形態でのサービスの提供が広がってくるなどメディア環境が大きく変化するなかで、ＮＨＫは、放送を太い幹としつつインターネットも利用してＮＨＫの放送番組を届ける方針である。視聴者・国民がインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組」を普段から日常的に享受でき、視聴機会の拡大につながる常時同時配信の環境が実現し、ＮＨＫが正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”という役割の向上を目指すことは意義があると考えられ、その前提に立ち、常時同時配信における費用負担のあり方について検討した。

（受信契約者には追加負担を求めない）

○ 常時同時配信における費用負担のあり方について、既に放送受信契約を結んでいる世帯（全契約対象世帯の約８０%）に対しては、放送のサイマル配信である常時同時配信を利用・視聴するＰＣ（パソコン）やスマートフォン等の端末を「放送受信契約を結んでいる同一世帯内の２台め、３台めのテレビ」として取り扱い、常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当である。

（費用負担者の範囲および性質）

○ テレビ受信機を持たない世帯（総世帯の約５%）が、常時同時配信を利用する場合の費用負担を求める考え方としては、大きく次の２つが想定される。

①常時同時配信のみの利用者に対しても、ＮＨＫの事業の維持運営のための特殊な負担金である受信料として費用負担を求める考え方（受信料型）

②利用・サービスの対価として料金を設定し、費用負担を求める考え方（有料対価型）

常時同時配信を無条件に無料で利用できるとすると、テレビで視聴し費用を負担する視聴者・国民との間の公平性が保たれず、将来的に、ＮＨＫの公共放送としての使命を果たすための財源の確保を難しくすることが懸念される。

○ 制度としてはいずれを採ることも可能と考えられるが、条件が整えば、放送の常時同時配信は、ＮＨＫが放送の世界で果たしている公共性を、インターネットを通じても発揮するためのサービスと考えられ、インフラの整備や国民的な合意形成の環境が整うことを前提に、受信料型を目指すことに一定の合理性があると考えられる。
ただし、受信料型は多岐にわたる論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかかることも予想されるため、現時点では、有料対価型や、一定の期間は利用者に負担を求めないといった当面の暫定措置についても検討しておくことが必要である。

○ 受信料型の場合の費用負担者としては、ＰＣやスマートフォン、タブレット等はさまざまな用途を持つ汎用端末であることを考慮すると、ＰＣ等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者を費用負担者とすることが適当である（先述のように、放送受信契約者を除く。）。
有料対価型の費用負担者としては、一般の取引と同様に常時同時配信を利用する契約を結んだ者とすることが適当である。

（費用負担の単位）
○ 常時同時配信の費用負担の単位は、受信料型・有料対価型とも「世帯」単位が適当である。

（費用負担者の把握方法）
○ 常時同時配信の利用にあたっては、利用者を把握するために何らかの認証を用いる必要がある。受信料型の場合、幅広い層の視聴機会を拡大する簡便性と、フリーライド（費用を負担せずに視聴すること）を抑止する厳格性のバランスを考慮すると、視聴可能としたうえで認証する「ゆるやかな認証」とすることが適当である。なお、大規模災害時に代表されるような国民の生命・財産等にかかわる緊急時等、広く情報を届ける必要性の高い場面においては、認証や契約の状況にかかわらず特例的な運用を可能にする等、ＮＨＫがその役割・機能を果たすために必要な柔軟性をもつ制度・運用とすることが望ましい。

（地域放送との関係）

○ 地域放送と常時同時配信の関係については、ＮＨＫが果たすべき役割・機能としての地域性の観点から、常時同時配信においても、費用や設備の準備等現実面にも留意しながら、地域放送番組を配信することが求められると考えられるが、その際、地域における民放との二元体制を維持していく観点から、民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい。

（おわりに）

○ 答申では、今後検討すべき事項についても幅広く指摘しており、常時同時配信についてのＮＨＫとしての具体的な考え方や計画を、速やかにとりまとめることを期待する。また、ＮＨＫには、メディア環境の変化に対応し、人々が必要とする公共的な価値の実現に貢献していくことが期待され、不断の検討が望まれる。最後に、視聴者・国民の声に耳を傾け、今後の検討に反映していくことの重要性を強調しておきたい。

※以上は答申の要旨だが、ＮＨＫ受信料制度等検討委員会諮問第１号、第３号それぞれの「答申」と「参考資料」について別添する。

○ 現行の受信料制度の評価

日本の受信料制度は、放送法に拠って、ＮＨＫを支える自主的な財政基盤として設けられたものと認識している。放送受信機を設置した世帯にお支払いいただく受信料を財源とすることで、特定の利益や視聴率に左右されず、社会生活の基本となる確かな情報や豊かな文化を育む多様な番組を、分け隔てなく、あまねく提供する役割を自律的に果たすことが可能になっている。

ＮＨＫが自主自律を堅持しながら、信頼される「情報の社会的基盤」として、放送法に規定されている公共放送としての役割を果たしていくための財源としては、広く視聴者のみなさまに負担していただく受信料制度がふさわしいものと考える。

「放送と通信の融合時代」にふさわしい受信料制度の在り方に関しては、研究が必要な課題だと考えているが、いずれにしても、受信料制度の在り方については、視聴者・国民のみなさまのご理解を得ることが大前提だと考えている。

別紙 ※31ページ関連

ＮＨＫの“競争契約推進”の取り組み

【ＮＨＫと子会社等、一般事業者との取引実績（2018年度）】

取引実績　５，３０５億円

番組関係　１，３５８億円

- 番組１本ごとに内容や制作手法が異なり、価格による競争入札には馴染まないため、2006年度から国内の番組制作プロダクションから企画提案を募る「企画競争」方式を導入している。
- ホームページを通じた企画の公募（通年／特集）や、審査基準の透明化などのルール整備、説明会の実施など、公募に参加しやすくする環境整備にも努めている。

その他一般取引　３，９４７億円

- ＮＨＫと子会社等および一般事業者との取引については、2008年度に「随意契約見直し計画」を策定・公表し、競争契約の推進に取り組んでいる。（競争契約率　2006年度：５０．０％⇒2018年度：６９．４％※）
- 役務提供や物品購入などの一般取引においては、競争契約が基本。
- 子会社等は、ＮＨＫの業務を補完・支援することを役割として担っている。ＮＨＫで培った技術やノウハウを要する業務を子会社等に委託して、ＮＨＫ本体と一体となって効率的な業務運営を推進している。なお、委託した業務においても、競争が可能な実務部分については契約を分け、競争契約に移行するなどの取り組みを行った。

※2018年度は放送センター建替工事（６１８億円）が競争契約に含まれているため大きく上昇。

【その他一般取引（３，９４７億円）の内訳】

子会社等	一般事業者	計
６６２ 億円 （2,001件）	３，２８５ 億円 （11,330件）	３，９４７ 億円 （13,331件）
競争　148 億円（423件） 随意　513 億円（1,578件）	競争　2,591 億円（5,423件） 随意　693 億円（5,907件）	競争　2,740 億円（5,846件） 随意　1,206 億円（7,485件）

公共放送としての番組の品質を
確保しつつ、企画競争番組の拡大に
取り組んでいく

子会社等に委託してきた業務について
可能な限りの見直しを行ってきたが、
今後も業務のあり方や契約のありようを精査・検討していく

資料2-3-2 参考資料①

平成２９年２月２７日付け諮問第１号

「常時同時配信の負担のあり方について」

答申

平成２９年７月２５日

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

※　本答申は、特に注記がない場合、参考資料（海外事例等）も含め、平成２９年６月末時点の事実に基づく。

諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」答申　要旨

（検討の背景）

▽　NHK受信料制度等検討委員会では、常時同時配信*が実現した場合の適切な負担のあり方について、本年２月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

●諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」

NHKは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている。

この検討にあたり、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性、および現行受信料制度との接合性等の観点から、常時同時配信における費用負担のあり方について、見解を求める。

＊常時同時配信とは、ここでは「ＮＨＫが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインターネットを通じて配信すること」を指すものとして使用している。

▽　スマートフォンやタブレット端末等が普及し、動画配信等の多様な形態でのサービスの提供が広がってくるなどメディア環境が大きく変化するなかで、NHKは、放送を太い幹としつつインターネットも利用してNHKの放送番組を届ける方針である。視聴者・国民がインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組」を普段から日常的に享受でき、視聴機会の拡大につながる常時同時配信の環境が実現し、NHKが正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”という役割の向上を目指すことは意義があると考えられ、その前提に立ち、常時同時配信における費用負担のあり方について検討した。

（受信契約者には追加負担を求めない）

▽　常時同時配信における費用負担のあり方について、既に放送受信契約を結んでいる世帯（全契約対象世帯の約８０％）に対しては、放送のサイマル配信である常時同時配信を利用・視聴するPC（パソコン）やスマートフォン等の端末を「放送受信契約を結んでいる同一世帯内の２台め、３台めのテレビ」として取り扱い、常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当である。

（費用負担者の範囲および性質）

▽　テレビ受信機を持たない世帯（総世帯の約５％）が、常時同時配信を利用する場合の費用負担を求める考え方としては、大きく次の2つが想定される。

①常時同時配信のみの利用者に対しても、NHKの事業の維持運営のための特殊な負担金である受信料として費用負担を求める考え方（受信料型）

②利用・サービスの対価として料金を設定し、費用負担を求める考え方（有料対価型）

常時同時配信を無条件に無料で利用できるとすると、テレビで視聴し費用を負担する視聴者・国民との間の公平性が保たれず、将来的に、NHKの公共放送としての使命を果たすための財源の確保を難しくすることが懸念される。

▽　制度としてはいずれを採ることも可能と考えられるが、条件が整えば、放送の常時同時配信

は、NHKが放送の世界で果たしている公共性を、インターネットを通じても発揮するためのサービスと考えられ、インフラの整備や国民的な合意形成の環境が整うことを前提に、受信料型を目指すことに一定の合理性があると考えられる。

ただし、受信料型は多岐にわたる論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかかることも予想されるため、現時点では、有料対価型や、一定の期間は利用者に負担を求めないといった当面の暫定措置についても検討しておくことが必要である。

▽ 受信料型の場合の費用負担者としては、PCやスマートフォン、タブレット等はさまざまな用途を持つ汎用端末であることを考慮すると、PC等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者を費用負担者とすることが適当である（先述のように、放送受信契約者を除く。）。

有料対価型の費用負担者としては、一般の取引と同様に常時同時配信を利用する契約を結んだ者とすることが適当である。

（費用負担の単位）

▽ 常時同時配信の費用負担の単位は、受信料型・有料対価型とも「世帯」単位が適当である。

（費用負担者の把握方法）

▽ 常時同時配信の利用にあたっては、利用者を把握するために何らかの認証を用いる必要がある。受信料型の場合、幅広い層の視聴機会を拡大する簡便性と、フリーライド（費用を負担せずに視聴すること）を抑止する厳格性のバランスを考慮すると、視聴可能としたうえで認証する「ゆるやかな認証」とすることが適当である。なお、大規模災害時に代表されるような国民の生命・財産等にかかわる緊急時等、広く情報を届ける必要性の高い場面においては、認証や契約の状況にかかわらず特例的な運用を可能にする等、NHKがその役割・機能を果たすために必要な柔軟性をもつ制度・運用とすることが望ましい。

（地域放送との関係）

▽ 地域放送と常時同時配信の関係については、NHKが果たすべき役割・機能としての地域性の観点から、常時同時配信においても、費用や設備の準備等現実面にも留意しながら、地域放送番組を配信することが求められると考えられるが、その際、地域における民放との二元体制を維持していく観点から、民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい。

（おわりに）

▽ 答申では、今後検討すべき事項についても幅広く指摘しており、常時同時配信についてのNHKとしての具体的な考え方や計画を、速やかにとりまとめることを期待する。また、NHKには、メディア環境の変化に対応し、人々が必要とする公共的な価値の実現に貢献していくことが期待され、不断の検討が望まれる。最後に、視聴者・国民の声に耳を傾け、今後の検討に反映していくことの重要性を強調しておきたい。

１．諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

（１）検討の背景

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）では、常時同時配信が実現した場合の適切な負担のあり方について、本年２月、ＮＨＫ会長より諮問を受け、検討した。

●諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」

ＮＨＫは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている。

この検討にあたり、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性、および現行受信料制度との接合性等の観点から、常時同時配信における費用負担のあり方について、見解を求める。

常時同時配信とは、ここでは「ＮＨＫが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインターネットを通じて配信すること」を指すものとして使用している。ＮＨＫのインターネット活用業務は、放送法において規定されている[1]が、同法においては、テレビ国内放送の常時同時配信は実施できないものとされている。なお、ＮＨＫは、テレビ番組の放送同時配信について、認証・配信システムにかかる負荷や遅延の程度の確認等のため、総務大臣の認可を受けた「インターネット実施基準」に基づき、期間・対象等を限定した「試験的提供[2]」を実施している。

平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書（以下、「専門調査会報告書」という。）以降、メディア環境は大きく変化した。

視聴者の側では、スマートフォンやタブレット端末等が普及し、インターネット接続端末の多様化が進展している[3]。メディアの視聴形態としても、テレビの接触時間が低下する一方で、他の端末の接触時間が増加する[4]等、大きく変化している。年代別で見ると、２０代～５０代では、テレビをほとんど見ない、またはまったく見ない視聴者・国民が増加しており、１日あたりのテレビ視聴時間は、特に若者層ほど短い傾向にある[5]。また、年代が低くなるほど、インターネット利用者の割合が大きいとする調査結果も出ている[6]。

---

1 放送法第２０条第２項

協会は、前項の業務のほか、第１５条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一　（略）

二　協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三～九　（略）

2 平成２８年度に実施した試験の概要および結果については、参考資料１５ページ参照

3 内閣府「消費動向調査」等より。参考資料４～１０ページ参照

4 博報堂ＤＹメディアパートナーズ 「メディア定点調査 2017」より。参考資料１１ページ参照

5 平成 27 年「日本人とテレビ・2015」世論調査より。参考資料１２ページ参照

6 平成 27 年「日本人とテレビ・2015」世論調査より。参考資料１３ページ参照

コンテンツ提供者の側では、さまざまな事業者により、テレビ放送に加え、動画配信等の多様な形態でのサービスの提供が広がってきており、それらが放送波または通信伝送路を介して、視聴者の多様な端末に届けられるようになってきている[7]。

ＮＨＫは、メディア環境・社会経済状況が激しく変化するなかで、今後とも、正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”という「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、放送を太い幹としつつ、放送に加えインターネットも利用してＮＨＫの放送番組を届ける方針であり、平成３２年（２０２０年）東京オリンピック・パラリンピックに向けて平成３１年には常時同時配信を本格的に開始することを想定している。

＜常時同時配信の意義について＞

専門調査会報告書では、ＮＨＫによるインターネットの活用について、次のように指摘している。

・ 「ＮＨＫの役割･機能を､変化するメディア環境においてなお実現しようとするならば、公共放送のあり方の規律については、代替伝送路としてのインターネットを含め、伝送路中立的な方向へ移行することが必要なのではないか[8]。」
・ 「一段進んだ『あまねく[9]』は、熟議民主主義の基礎となる、多様な価値観への思いがけない接触や多くの人々の間の共有体験を保障し、かつ、今日的な『健康で文化的な生活』の要請にもかなうのではないか[10]。」

近年のメディア環境・社会経済状況の変化を受け、その指摘の意義はますます高まってきていると考えられる。現在、インターネットでは、一般に多様な主体による多様な情報発信が行われているが、必ずしも正確かどうか分からない情報も多く流通している。インターネットサービスの特性上、自分に都合の良い情報だけを見るようになる傾向があること、あるいは事業者側が個人の嗜好に沿ってレコメンド（推薦）することによって発生するいわゆる「フィルターバブル」という現象が起きうること等により、公共空間の維持が困難になってきているという指摘もある。

また、平成２８年９月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次とりまとめでは、次のような指摘がある。

・ 「ＮＨＫには放送界における先導的役割を期待されており、民間放送事業者と協力して放送コンテンツのインターネット配信に向けた環境整備を行うべきではないか[11]。」
・ 「（ＮＨＫの）インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、（中略）、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべき

---

7 ＮＨＫ放送文化研究所「「これからのテレビ」を巡る動向を整理する vol.9」（2016 年 12 月）等より。参考資料１４ページ参照

8 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書２２ページ

9 放送法第１５条において、ＮＨＫは「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う」と規定されている。

10 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書４０ページ

11 平成２８年総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次とりまとめ１３ページ

ではないか[12]。」

以上のことに加えて、専門調査会報告書で「公共放送の機能は、専ら緊急時に限って果たされれば足りるというものではなく、普段から豊かなサービスを継続的に提供していることがその不可欠の前提である[13]」と指摘されていることもあわせて考えれば、視聴者・国民がインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組[14]」を普段から日常的に享受でき、視聴機会の拡大につながる常時同時配信の環境が実現し、ＮＨＫが正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”という役割の向上を目指すことは意義があると考えられ、その前提に立ち、常時同時配信における費用負担のあり方について検討した。

今後ＮＨＫが検討を進めるにあたっては、常時同時配信の必要性等について、引き続き視聴者・国民の理解が得られるように努めることが必要であり、それを踏まえ、国民的な幅広い議論が行われることを期待したい。

（２）検討の観点および論点

検討にあたっては、現行の受信料制度を毀損しないように、受信料負担の公平性、ＮＨＫが公共放送の使命を果たすために必要な財源の確保、現行の受信料制度との接合性、視聴者・国民の理解・納得性等の観点を重視した。また、検討にあたっては、常時同時配信を実施している海外の公共放送の事例も参照した[15]。

＜受信料制度の意義について＞

公共放送としてのＮＨＫは、放送法第１５条に規定されるように「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組」による放送を行うという役割・機能を担っている。加えて、公共放送としてのＮＨＫの役割・機能について、「民主主義社会における言論・報道機関としての意義はもちろん、国民の『健康で文化的な生活』（憲法２５条参照）の維持向上にも引き付けて考えるべきではないか、との指摘についても、メディアの規範的な役割に、現実の視聴者・国民にとっての効用の観点をも付加するものとして、妥当なものと考えられる[16]。」との専門調査会報告書での指摘には、今日でも引き続き意義がある。

これらの役割・機能を果たすために、放送法はＮＨＫの財源として、ＮＨＫの事業の維持運営のための特殊な負担金としての受信料を手当てしている。これは、公共放送を持続的に実施していくための安定した財源の確保という観点からも、適切な制度といえる。

日本の放送は、これまで受信料収入を基盤とする公共放送としてのＮＨＫと広告収入を基盤とする民間放送の二元体制による切磋琢磨により発展し、国民の知る権利の充足と健全な民主主義の発達に資してきた。今後とも、放送の多元性・多様性・地域性を確保する観点から、視聴者・国民の理解を得て、ＮＨＫの受信料制度を前提とする放送の二元体制は維持されるべきものと考える。

---

12 平成２８年総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次とりまとめ３７ページ
13 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書１８ページ
14 放送法第１５条
15 参考資料１６～２１ページ参照
16 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書８ページ

＜検討の論点について＞

常時同時配信が実現した場合の適切な負担のあり方について、論点を以下のとおり４つに整理し検討した。

・費用負担者の範囲（既に放送受信契約を結んでいる世帯の負担のあり方を含む）
・費用負担の性質
・費用負担者の把握方法
・費用負担の単位

＜事業所等に関する検討について＞

今回の検討にあたっては、放送受信契約数に占める割合の大きい、世帯の負担のあり方を主に検討した。世帯以外の事業所等については、世帯とは異なる利用形態等も想定されるため、制度のあり方や具体的な運用に関して、受信料体系のあり方の検討も踏まえつつ、今後検討していくことが必要である。

２．常時同時配信の費用負担者の範囲

（１）常時同時配信の費用負担者の選択肢

ＮＨＫが実施する常時同時配信は、放送と同じく、希望すれば利用可能となるような仕組みを基本に考えることが適当である。

常時同時配信の実施にあたっては、常時同時配信の費用を負担する者の範囲を考えることが必要となる。

この点について検討する際には、現在の放送に関して、テレビの設置を契機として受信契約の対象が定められていることとの関係を考慮することが有益である。そうすると、常時同時配信の費用負担者については、常時同時配信の利用の契機があることを基準にするか否か等の観点から、以下の４つの選択肢が考えられる。

【利用の契機がある場合に費用負担あり】

① ＰＣ（パソコン）やスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持する者または設置した者（以下、「ＰＣ等設置者」という。）に費用負担を求める方法。

② ＰＣやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者（以下、「視聴環境設定者」という。）に費用負担を求める方法。

【利用の契機の有無にかかわらず費用負担あり】

③ ＰＣ等の所持・設置の有無にかかわらず、全世帯に費用負担を求める方法（以下、「全世帯負担金[17]」という。）。

【費用負担なし】

④ 常時同時配信に関する費用負担を求めない方法（以下、「無料」という。）。

（２）選択肢の比較・検討

【利用の契機がある場合に費用負担あり】

＜①ＰＣ等設置者、②視聴環境設定者について＞

利用の契機に着目して求める費用負担については、ＮＨＫの事業の維持運営のための特殊な負担金である受信料とする考え方（後述の「受信料型」。３（１）①参照）と、利用・サービスの対価とする考え方（後述の「有料対価型」。３（１）②参照）の２つがありうる。

（受信料型の場合の検討）

費用負担について受信料型を考える場合には、以下のように、「ＰＣ等設置者」に費用負担を求める方法と「視聴環境設定者」に費用負担を求める方法の両方の選択肢が検討の対象となる。

まず「ＰＣ等設置者」に費用負担を求める選択肢を検討した。テレビ受信機は放送受信専

17 現行のドイツにおいては、「放送負担金」として、テレビ・携帯端末を含む受信機の設置や所持にかかわらずすべての世帯・事業所等に負担を求める考え方が採用されている。

用機であり、その所持・設置と放送の受信を結びつけて考えることができる。一方、ＰＣやスマートフォン、タブレット等はさまざまな用途を持つ汎用端末であり、これらの端末の現在の利用の態様等に照らして考えれば、そうした端末の所持・設置と常時同時配信の利用を直接結びつけることは、現状では理解を得られにくいと考える。実際にドイツでは、かつて公共放送の費用負担を求める対象にＰＣ等設置者を加えたが、ＰＣ等の設置は必ずしも視聴につながらないという不満の声があがり、訴訟も提起されて、制度見直しを迫られた経緯がある[18]。

これに対し、ＰＣやスマートフォン、タブレット等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者である「視聴環境設定者」は、常時同時配信について、放送に関するテレビ受信機（テレビの受信設備）の設置に相当する行為を行った者と考えられることから、こういった状態を費用負担に結びつけることには合理性があると考えられる。

以上のことから、受信料型の場合の常時同時配信の費用負担者を「視聴環境設定者」とすることには、合理性があると考える。

なお、ここでいう「視聴可能な環境の設定」としては、たとえば常時同時配信を視聴しうるアプリケーションのダウンロードやＩＤの取得等が現時点では考えられるが、その具体的な方法については、今後さらに検討していくことが必要である。

（有料対価型の場合の検討）

費用負担について有料対価型を考える場合には、一般の取引と同様に、常時同時配信を利用する契約を結んだ者（以下、「利用契約者」という。）となる。これは広い意味での「視聴環境設定者」に含まれるといえる。

【利用の契機の有無にかかわらず費用負担あり】

＜③ 全世帯負担金について＞

「全世帯負担金」と同様の方式は、ドイツにおいて既に導入されている。

ドイツにおいては２０１３年（平成２５年）より「放送負担金制度[19]」を導入し、受信設備の有無にかかわらず全世帯および全事業所に、常時同時配信を含む放送にかかる費用負担を求めている。社会全体から広く納得が得られるのであれば、新たなデバイス（機器）が登場するたびに紛争が生じたり制度変更が必要になったりする事態が減ること、視聴者・国民にとって受信設備の設置・廃止にかかる届出等の手続きが不要になること、ＮＨＫにとっても営業実務の負荷・コストが軽減され安定した財源となりうること等の点では、視聴者・ＮＨＫのそれぞれにとってメリットのある仕組みであるといえる。

ただし、ドイツでは複数の憲法裁判において、公共放送は社会における基本的サービスの供給を行う重要な役割を担うものと位置づけられ、財源面を含む存続と発展が保障されていること等、公共放送の役割や財源の保障に関して憲法レベルで広く合意形成がなされていると考えられる点に留意が必要である。そして、このようなドイツでも、放送負担金は税金で

18　参考資料２３ページ参照

19　「放送負担金制度」導入に至った背景等に関しては、参考資料２３～２５ページ参照

はないかとの指摘に基づく憲法裁判等が提起されている。

日本で同様の制度を導入することについて検討してみると、ＮＨＫの役割や費用負担者の範囲をドイツほど広く考えることに、視聴者・国民の理解が得られるのかという点、日本では例のない制度であり、全世帯負担金が税金に近いと位置づけられる可能性がある点、もし「税金」と位置づけられた場合には、ＮＨＫの公共放送としての運営の独立性に影響を与えるおそれがある点等から、現時点では実現は困難と考える。

【費用負担なし】

＜④無料について＞

インターネットでの視聴を無条件に無料とした場合、フリーライド（費用を負担せずに視聴すること）が広範囲に発生してしまうおそれがあり、同じコンテンツをテレビで視聴する視聴者・国民との間の負担の公平性が保たれず、将来的に、ＮＨＫの公共放送としての使命を果たすための財源の確保を難しくすることが懸念される。そのため、後述の、移行期間における試行的な実施といったごく例外的な場合を除いては、「無料」の選択肢は適当でない。

なお、イタリアや韓国等一部の海外の公共放送では、費用負担なし（無料）で常時同時配信を利用できる例もあるが、イタリアおよび韓国の受信料の支払率は１００％に近い[20]等、日本とは事情が異なる点があることに留意する必要がある。

＜まとめ＞

以上により、常時同時配信における費用負担者の範囲は、受信料型の場合には「視聴環境設定者」、有料対価型の場合には「利用契約者」とすることが適当と考える。

＜既に放送受信契約を結んでいる世帯の負担のあり方について＞

受信料型で「視聴環境設定者」を費用負担者とする場合、有料対価型で「利用契約者」を費用負担者とする場合のいずれにおいても、既に放送受信契約を結んでいる世帯（全契約対象世帯の約８０％）の取り扱いが課題となる。

ＮＨＫが総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」等で考え方を示している[21]ように、放送の「サイマル配信[22]」である常時同時配信の場合には、放送受信契約を結んでいる世帯において利用・視聴するＰＣやスマートフォン、タブレット等の端末を「放送受信契約を結んでいる同一世帯内の２台め、３台めのテレビ」として取り扱い、既に放送受信契約を結んでいる世帯については、常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当である[23]。

---

20 参考資料１６～１７ページ参照

21 総務省「放送に関する諸課題を巡る検討会」第１３回（平成２８年１２月１３日）説明資料にて、現時点で想定している財源を示している。参考資料２６ページ参照

22 サイマル放送（１つの放送局が同じ時間帯に同じ番組を、異なるチャンネル（周波数）、放送方式、放送媒体等で放送すること）に準じる形での、放送とインターネットの関係を、ここでは「サイマル配信」と呼んでいる。

23 参考資料２７ページ参照

（３）費用負担者の範囲を「利用契約者」、「視聴環境設定者」とする場合の考慮すべき事項および今後の検討課題

受信料型において、どのようなアクションまたは手続きであれば「視聴可能な環境をつくった」とすることができるか、費用負担者の把握の方法等とあわせて検討する必要がある。

常時同時配信の利用を希望する者が、放送受信契約世帯（構成員を含む）であることの確認の方法等について、現実的な運用も含め検討する必要がある。

現時点では日本における導入が困難と思われる「全世帯負担金」についても、考え方自体は視聴者・ＮＨＫのそれぞれにとってメリットが考えられることから、引き続き長期的に検討していくことが望まれる。

３．常時同時配信の費用負担の性質

（１）常時同時配信の費用負担の性質の整理

テレビ受信機を所持・設置していない世帯（総世帯の約５％[24]）が、常時同時配信を利用する場合の費用負担の性質としては、大きく次の２つが想定される。

① 常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続き[25]をとり視聴可能な環境をつくった者である「視聴環境設定者」に、ＮＨＫの事業の維持運営のための特殊な負担金である受信料として費用負担を求める考え方（以下、「受信料型」という。）。

② 利用・サービスの対価として料金を設定し、常時同時配信を利用する契約を結んだ者（利用契約者）に費用負担を求める考え方（以下、「有料対価型」という。）。

以下で検討するように、インフラの整備や国民的な合意形成がなされることを前提に、受信料型を目指すことに一定の合理性があると考える。ただし、受信料型に対応する制度が整うまでの暫定措置の選択肢として、有料対価型や、一定の期間を設定して常時同時配信を試行的に実施し、その期間は利用者に負担を求めないという運用を行うことも検討しうる。

（２）比較・検討

受信料型と有料対価型は、以下のように制度としてはいずれも検討の対象となりうると考えられる。

放送においては、ＮＨＫの放送を受信できる受信設備を設置したことを契機として、特殊な負担金の性格をもつ受信料として負担を求めるために、当該設置者に対して契約締結を義務づける受信料制度が採用されている。常時同時配信にかかる受信料型の考え方は、現在の受信料の基本的な性格を変えることなく、契約締結義務の考え方を常時同時配信の場合にも適用しようとするものである。このように受信料制度の適用範囲を拡張するには、放送制度上の整理が行われることや、常時同時配信のためのインフラが整備されること等により、視聴者・国民の理解を得ることが不可欠となる。

一方、有料対価型は、世の中の経済活動一般に広く導入されている役務提供の契約の考え方を常時同時配信にもあてはめようとするものである。ＮＨＫにおいても、既にＶＯＤ（ビデオ・オンデマンド）サービスであるＮＨＫオンデマンド[26]において、有料対価型を採用している。

受信料型と有料対価型を比較した。放送の常時同時配信は、ＮＨＫが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインターネットを通じて配信する、つまりいわゆる「サイマル配信」しようとするものであり、現在および将来のメディア環境の変化を見据えて、まさに放送の世界でＮＨＫが果たしている公共性を、インターネットという異なる伝送路を通じても発揮するためのサービス[27]と考えることができる。

---

24 内閣府「消費動向調査」。平成２９年３月末現在の調査結果では、総世帯におけるカラーテレビの普及率は９５．２％であり、うち二人以上世帯は９６．７％、単身世帯は９２．１％となっている。

25 たとえば常時同時配信を視聴しうるアプリケーションのダウンロードやＩＤの取得等。

26 ＮＨＫオンデマンドについては、参考資料２９ページ参照

27 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書４２ページ

このように放送と同様の公共性をもつ常時同時配信については、費用負担の性質も放送と同様に考えることが適切であるという観点から、受信料型を目指すことに一定の合理性があると考えられる。

ただし、受信料型については、常時同時配信について放送と同程度の配信・利用環境が確保され、視聴者・国民の理解が十分進展することを前提とするほか、現在の放送にかかる受信料制度との関係等の制度上の検討に時間がかかることも想定されることから、現時点では、既にＮＨＫオンデマンドで採用されている有料対価型を含むその他の選択肢も、あわせて検討しておくことが必要と考えられる。

有料対価型を採る場合も、先述のように、放送受信契約を結んでいる世帯については追加負担を求めずに受信料により常時同時配信を利用できるようにすること（２．（２）末尾）を前提にすると、常時同時配信の費用負担において、常時同時配信のみを利用する視聴者に適用される有料対価型の制度と、従来の放送も受信する視聴者に適用される受信料の制度が、併存することになる点に留意を要する。有料対価型の制度を検討するにあたっては、受信料の制度が常時同時配信にかかわる局面との関係を整理することが必要になる（たとえば、４．（３）で述べる認証の方法）。

そこで以下では、受信料型と有料対価型のおのおのについて、今後さらに具体的に検討するにあたって考慮すべき事項および今後の検討課題を指摘しておきたい。

（３）受信料型を採る場合の考慮すべき事項および今後の検討課題

＜放送と常時同時配信の関係について＞

受信料型を採る場合、常時同時配信を現在の放送の延長線上に位置づけようとするものであることから、常時同時配信について、視聴可能なコンテンツ・画質・配信エリア・配信遅延等の面で、放送との同一性を確保するためにインフラやサービス体制が整備され、その上で、実際に放送との同一性がどの程度確保できるかを把握することが重要である。そして、どの程度の差異であれば放送と同一とみなすことができるのかという点について、国民的な合意が形成されることが必要である。

常時同時配信を放送と同一とみなすための要件を厳格に考えると、コストが増大する可能性があるが、常時同時配信の実施にあたっては、なるべく低廉なコストでかつ安定的に実施できるようにすることも重要である。総務省「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」での検討等のさまざまな取り組みや動向を見極め、視聴者・国民の声にも耳を傾けながら、ＮＨＫにおいてもさらに研究を進めていくことが必要である。

＜受信料額の水準について＞

現行の制度ではＮＨＫの受信料額は、放送法第７０条第４項の規定により国会がＮＨＫの収支予算を承認することによって定められることになっており、受信料型が実現した場合は、同様の仕組みによることになると考えられる。

常時同時配信の受信料額は、ＮＨＫの事業の維持運営という共通の目的のための特殊な負担金としての受信料の性格から、なるべく放送のそれとの差をつけないことが望ましいと考えられるが、いずれにしても、視聴者・国民の理解を得られる適切な水準を検討することに

なろう。

これに関連して、視聴者・国民の理解を得るという観点からは、常時同時配信のサービスの設計にあたっては、常時同時配信を利用することが多いと想定される携帯端末やインターネットの「時間や場所に縛られない」という良さを活かし、見逃し配信をあわせて提供する考え方もある。これについては、既に民放が一定期間に限って無料で提供している例や海外の公共放送の例等も踏まえ、ＮＨＫオンデマンドのあり方も含めてさらに検討していく必要があると考える。

（４）受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について

受信料型を検討する場合、先述の＜放送と常時同時配信の関係について＞で挙げた課題を解決して放送法を改正するために時間がかかることも予想される。時間をかけてもあくまで受信料型の実現を目指すのか、それとも東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応のための暫定措置を求めるのか等といったスケジュール感についても、十分に認識しておく必要がある。

また常時同時配信を段階的に実施する場合には、その実施状況を踏まえた制度的検討のスケジュール感も念頭に置くべきと考えられる。

こうしたことから、制度的検討が完了するまでの間の暫定措置について、現時点であわせて検討しておくことも有益である。暫定措置の選択肢としては、有料対価型を先行的に行うことが考えられる。このほかに、たとえば一定の期間を設定して、試行的に常時同時配信を実施し、その期間は利用者に費用負担を求めないという運用も検討しうるものと考えるが、その場合には、公共放送の業務に支障をきたすことのないよう、支出規模について適切に判断することが必要である。

暫定措置の実施にあたっては、将来の受信料型への移行の可能性について示す等の取り組みもあわせて行うことが必要である。

（５）有料対価型を採る場合の考慮すべき事項および今後の検討課題
＜将来的な受信料型への移行を想定した有料対価型について＞

先述の理由から有料対価型を採ることも考えられるが、その場合には、「時限を設けない有料対価型」と「将来的な受信料型への移行を想定した有料対価型」が考えられる。しかし先述のとおり、さまざまな条件が整った場合には受信料型とするのが合理的であることを考慮すれば、後者の「将来的な受信料型への移行を想定した有料対価型」を検討すべきであると考える。

ただし、この場合、契約をするかしないかが随意である仕組みから、受信契約が義務づけられる仕組みへの移行となることから、一定の条件が満たされた場合に受信料型へ移行できるよう、あらかじめ計画しておく必要があると考えられる。

暫定的に有料対価型を採る場合、そのことをもって放送も有料対価型にすればよいのではないか、という議論が起こることも想定した十分な検討を行う必要がある。受信料を財源として運営されているイギリス・フランス・イタリア等の主要な海外の公共放送には、有料対価型の事例がないことも考慮する必要がある。

＜経理の扱いについて＞

先述のように、常時同時配信においては、既に放送受信契約を結んでいる世帯に対しては追加の費用負担は求めないとの考え方であり、したがって、常時同時配信という一つのサービスのなかに、利用契約者からの利用料でまかなう部分と放送受信契約者からの受信料でまかなう部分が混在することになる。このため、適切な費用負担の方法を検討する必要が生じる。

適切な費用負担の方法については、有料対価型を採っている現行のＮＨＫオンデマンドを参考に、経理を適切な方法で区分していくことが必要になると考える。

経理の適切な区分については、配賦による方法のほか、先述の利用契約者向けのサービス提供によって発生する追加費用分を負担するという「増分方式」等さまざまな方法がある。視聴者・国民の理解や納得性も考慮し、もっとも適切な方法を検討する必要があると考える。

そのうえで区分によって把握された費用を、利用契約者が適切に負担する仕組みを構築する必要がある。また利用料額をどのような手続きで定めるかも重要である。なお、有料対価型であるＮＨＫオンデマンドの利用料額は、行政認可等の手続きを経ることなく、ＮＨＫにおいて決定している。

（６）地域放送と常時同時配信の関係について

ＮＨＫは、総務省「放送に関する諸課題を巡る検討会」で「各地の放送局が行うテレビ放送を、地域放送番組を含めて常時同時配信することを基本[28]」とすることを表明している。

放送法第８１条第１項第２号において、ＮＨＫには「地域向けの放送番組を有するようにすること」が求められており、こうした、ＮＨＫの役割・機能を構成する重要な要素である地域性の観点から、常時同時配信においても地域放送を配信することが求められるものと考える。

もっとも、ＮＨＫのすべての地域放送局が一斉に常時同時配信を開始することは、費用の面からも設備等の準備の面からも課題が多いのではないかと考えられるので、現実的な進め方についてＮＨＫにおいて十分に検討する必要がある。

なお、ＮＨＫが地域放送番組を含めた常時同時配信を実施するにあたっては、地域における民放との二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましいと考える。

---

[28] 総務省「放送に関する諸課題を巡る検討会」第１３回（平成２８年１２月１３日）説明資料にて、地域放送を含め、常時同時配信の対象として想定するサービスを示している。参考資料３０ページ参照

４．常時同時配信の費用負担者の把握方法

（１）費用負担の性質と費用負担者の把握方法との関係

常時同時配信の費用負担について有料対価型の考え方を採る場合、費用負担者の把握については、当然、厳格な認証が必要となる。

常時同時配信の費用負担について受信料型の考え方を採る場合、費用負担者の把握については、以下で検討するように、何らかの認証により把握する方法と、放送と同様に訪問活動等の認証以外の手段により把握する方法の２つが考えられる。

（２）受信料型における選択肢の比較・検討

＜把握の必要性と方法＞

常時同時配信においては、放送において同じコンテンツを受信・視聴しうる視聴者・国民との間の公平性を保ち、フリーライドを防ぐという観点から、何らかの方法で費用負担者を把握する必要がある。

訪問活動等の認証以外の手段により費用負担者を把握する方法については、常時同時配信はスマートフォンやタブレット等の可搬端末での視聴が多くなり、所持・設置の把握がテレビの場合にも増して困難になることが想定されるため、そのような把握の方法は現実的ではないと考えられる。

このように、受信料型における常時同時配信の費用負担者の把握については、何らかの認証による方法が適当と考える。

＜認証の厳格性と簡便性＞

認証の方法については、ＮＨＫが公共性を果たすために視聴を容易にし、幅広い層の視聴機会を拡大する簡便性と、フリーライドを抑止する厳格性とのバランスを考慮して検討することが必要である。具体的には、簡便性を重視して視聴可能としたうえで認証する方法と、厳格性を重視して認証してから視聴可能とする方法が考えられる。

認証の厳格性を高めると、必然的に多くの端末操作等が必要となり、利用のハードルがあがって常時同時配信の普及が進まず、公共放送の便益が広くいきわたらなくなってしまうことや、実質的に有料対価型に近いものとなることが懸念されること等を考慮すれば、視聴可能としたうえで認証する「ゆるやかな認証」とすることが適当であると考える。この場合、認証とは異なるが、ＮＨＫの衛星放送ではＣＡＳメッセージ[29]の表示を活用していることも参考となりうる。

認証方法を検討するにあたっては、常時同時配信の普及やメディア環境の変化を考慮して、常時同時配信を開始する際にはゆるやかな認証とし、適切な時期を見極めてあらためて検討することもありうると考える。イギリスのＢＢＣは、常時同時配信および見逃し配信の視聴について、導入時にはログインを行わなくても視聴可能としていたが、現在は、ログインを必須化する意向を表明し、一定の期間を設けて施行するように段階的に認証方法を見直して

[29] 参考資料３２ページ参照

いる[30]。また、フランスの公共放送であるフランステレビジョン（France Télévisions)は、２０１７年５月より、常時同時配信におけるログインを必須とした[31]。こうした例も参考となりうる。

なお、大規模災害時に代表されるような国民の生命・財産等にかかわる緊急時等、広く情報を届ける必要性の高い場面においては、認証や契約の状況にかかわらず特例的な運用を可能にする等、ＮＨＫがその役割・機能を果たすために必要な柔軟性をもつ制度・運用とすることが望ましい。

（３）費用負担者を認証により把握する場合の考慮すべき事項および今後の検討課題

認証における技術的な側面、アプリケーション等のメディア環境の動向の側面等から、何をもって認証するか、実現可能な方法を具体的に検討していく必要がある。さらに、インターネット端末における認証と受信料の契約・支払いの状況とを結びつける制度・仕組みについても、技術的な側面や、個人情報の取得・管理の側面から検討していく必要がある。これらの具体化にあたっては、考え方やその仕組みについて視聴者・国民の理解が得られるよう努めることを期待する。

受信料型の考え方を採り、視聴可能としたうえで認証する場合には、どの時点で受信契約義務が発生するかについて、検討を進める必要がある。

有料対価型を採る場合にも、既に放送受信契約を結んでいる世帯については、追加の費用負担を求めず受信料により常時同時配信を利用可能とするが（先述３．（２))、認証の開始時点では、有料対価型の考え方により費用負担を求める対象者（常時同時配信のみの利用者）と、受信料を負担する放送受信契約者とを区別して扱うことができない。そのため、放送受信契約者に対しても厳格な認証を求めざるを得なくなるが、放送受信契約者の利便性についても考慮が必要だと考えられる。

---

30 ＢＢＣは、iPlayer（アイプレイヤー）というサービスにおいて、常時同時配信および見逃し配信を実施している。参考資料３３ページ参照

31 フランスでは、２０１７年５月にリリースした常時同時配信サービス「france.tv（フランス・テーヴェー)」における常時同時配信の利用時にはログインを必須としている（それまで常時同時配信を提供していたfrancetv pluzz（フランステーヴェー・プリューズ）においては、ログインすることなく、常時同時配信の視聴が可能であった。)。参考資料３４ページ参照

５．常時同時配信の費用負担の単位

（１）常時同時配信の費用負担の単位の選択肢

常時同時配信の費用負担の単位としては、放送の受信料と同様の「世帯」単位、ＮＨＫオンデマンドでも採用している「個人」単位、常時同時配信を視聴する「機器」単位が選択肢として想定される。

（２）選択肢の比較・検討

今後、インターネットのみの利用者が増えることが想定されるが、総世帯におけるテレビ普及率が約９５％[32]と極めて高く、放送の受信料を負担する世帯が多い現状においては、現行の受信料制度との接合性を担保する観点から、常時同時配信においても、受信料型では「世帯」を費用負担の単位とすることが適当と考える。

有料対価型では、「個人」単位は、費用の負担対象とする年齢等の検討が必要なことや、同等のコンテンツでも伝送路によって費用負担の単位が異なることへの不公平感が生じる懸念があること、「機器」単位は、費用負担の単位とする機器の明確化が必要なことや、同等のコンテンツでも伝送路によって費用負担の単位が異なることへの不公平感が生じる懸念があること等の課題があり、いずれも現行の受信料制度との併存が難しいと考えられる。そのため、有料対価型でも、現行受信料制度と同じく「世帯」単位とすることが適当と考える。

以上により、常時同時配信の費用負担の単位は、受信料型・有料対価型とも「世帯」単位が適当と考える。

（３）考慮すべき事項および今後の検討課題

事業所等における費用負担の単位については、事業所等では世帯と異なる利用形態等も想定されるため、受信料体系のあり方の答申を踏まえ、今後さらなる検討が必要である。

常時同時配信の費用負担の単位の将来的なあり方については、受信料体系のあり方の答申を踏まえ、引き続き検討が必要である。

32　内閣府「消費動向調査」。平成２９年３月末現在の調査結果では、総世帯におけるカラーテレビの普及率は９５．２％であり、うち二人以上世帯は９６．７％、単身世帯は９２．１％となっている。

６．おわりに

本答申では、常時同時配信が実現した場合の負担のあり方についての方向性とともに、今後の検討課題および留意事項についても、多くを指摘している。本答申を受けたＮＨＫとしての具体的な考え方や計画を、速やかにとりまとめることを期待する。その際、視聴端末や技術動向等のメディア環境、視聴者・国民の情報やコンテンツへの接触の態様、常時同時配信の必要性、放送法および関連する法制度等の要素を多角的に勘案することが必要である。

メディア環境や社会経済状況については、可能な範囲で現時点から将来を見通したうえで、本答申をとりまとめた。しかし、メディア環境や社会経済状況は、今後も速いスピードで変化することが予想される。ＮＨＫには、その変化を注視し、その時々の環境に応じた形で、これまで公共放送として培ってきた蓄積を生かし、人々が必要とする公共的な価値の実現に貢献していくことが期待される。本答申で指摘した課題や留意事項を踏まえ、常時同時配信が実現した場合の負担のあり方等について、不断の検討を行うことが望まれる。

また、常時同時配信は、ＮＨＫにとって新たな取り組みであるだけでなく、視聴者にとっても新しい視聴態様となることから、その実態等について十分な調査を行うとともに、視聴者・国民の声に耳を傾け、今後の検討に反映していくことの重要性を強調しておきたい。

（委員名簿）

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会　委員名簿

（五十音順）

【委員】

◎	安藤（あんどう）　英義（ひでよし）	専修大学大学院商学研究科教授（会計学）
	鈴木（すずき）　秀美（ひでみ）	慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授（憲法）
○	山内（やまうち）　弘隆（ひろたか）	一橋大学大学院商学研究科教授（経済学）
	山野目（やまのめ）　章夫（あきお）	早稲田大学大学院法務研究科教授（民法）
	山本（やまもと）　隆司（りゅうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政法）

【オブザーバー】

	平松（ひらまつ）　剛実（たけみ）	弁護士

◎座長、○座長職務代行

平成２９年２月２７日付け諮問第１号
「常時同時配信の負担のあり方について」
答申　参考資料

平成２９年７月２５日
ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

※特に注記がない場合、平成２９年６月末時点の事実に基づく。

目次

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって　3
- ⅰ.メディア環境の変化　4
- ⅱ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み　15
- ⅲ.海外公共放送の取り組み　16

2.常時同時配信の費用負担者の範囲　22
- ⅰ.海外公共放送の取り組み　23
- ⅱ.ＮＨＫが既に示している考え方　26
- ⅲ.常時同時配信実施に関する各種想定　27

3.常時同時配信の費用負担の性質　28
- ⅰ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み　29
- ⅱ.ＮＨＫが既に示している考え方　30

4.常時同時配信の費用負担者の把握方法　31
- ⅰ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み　32
- ⅱ.海外公共放送の取り組み　33

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

- ⅰ.メディア環境の変化 4
- ⅱ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み 15
- ⅲ.海外公共放送の取り組み 16

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・メディア環境の変化（全体像）

カラーテレビの普及率が低下する一方で、携帯電話・スマートフォンが普及し、端末の多様化が進展している。
メディア視聴形態としても、テレビの接触時間が低下、他端末の接触時間が増加し、大きく変化している。

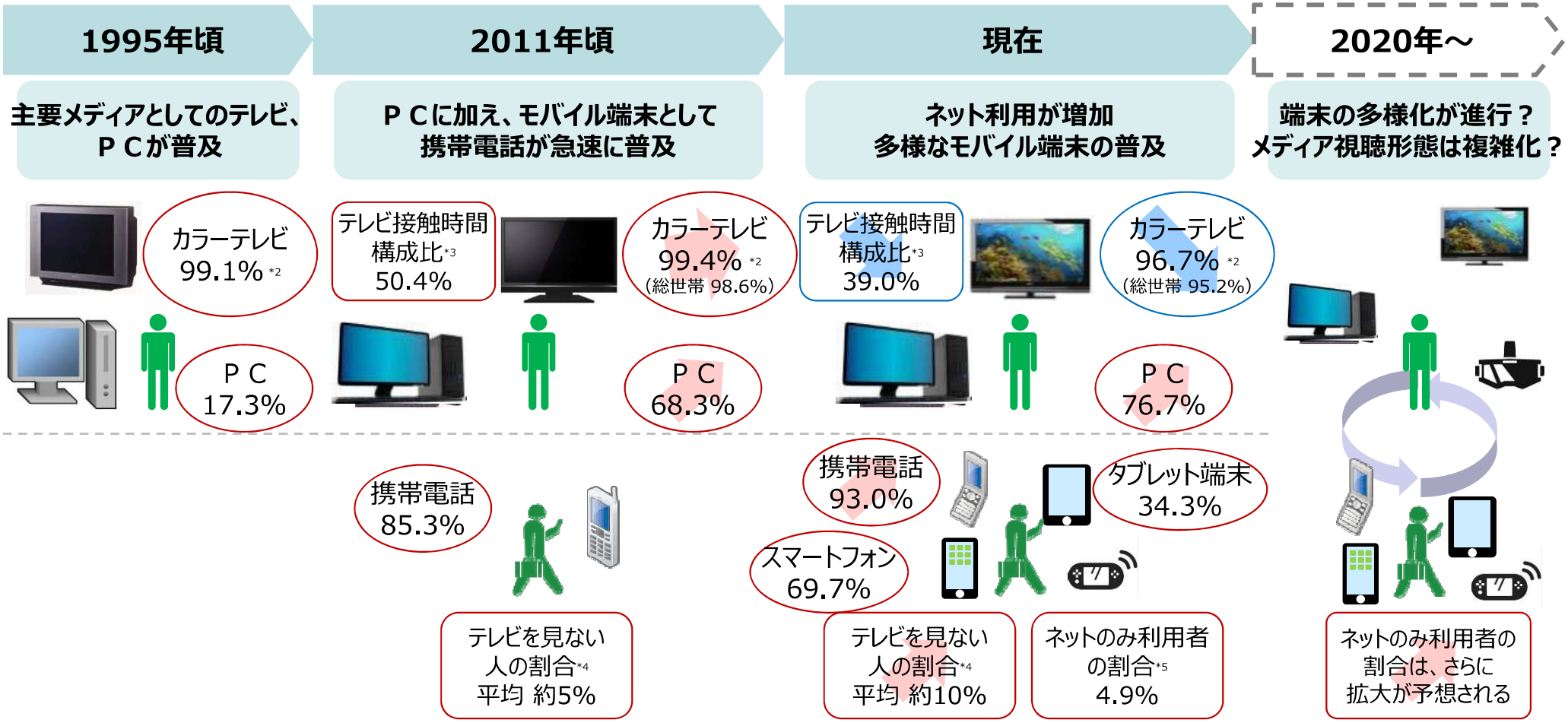

：端末別の普及率*1

*1 内閣府「消費動向調査」より。「２人以上の世帯」（2015年度の調査までは、「一般世帯」）における、1996年３月・2006年３月・2017年３月の数値をもとに記載
*2 「カラーテレビ」のうち、「ブラウン管テレビ」は2013年調査で終了
*3 テレビ視聴時間構成比：主要メディアに占めるテレビ接触時間の構成比　博報堂DYメディアパートナーズ「メディア定点調査」、2007年、2017年の数値を参照（東京地区）
*4 テレビを見ない人の割合：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より。2010年・2015年における、20～50代の、テレビを「ほとんど、まったく見ない」という回答者の割合
*5 ネットのみ利用者：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より作成

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・端末の多様化

カラーテレビの普及率は98%。更に近年では携帯電話の普及率は95%、PCは79%、スマートフォンは67%となったなど、端末の多様化が進展している。

端末別の普及率の推移（1965～2015年）

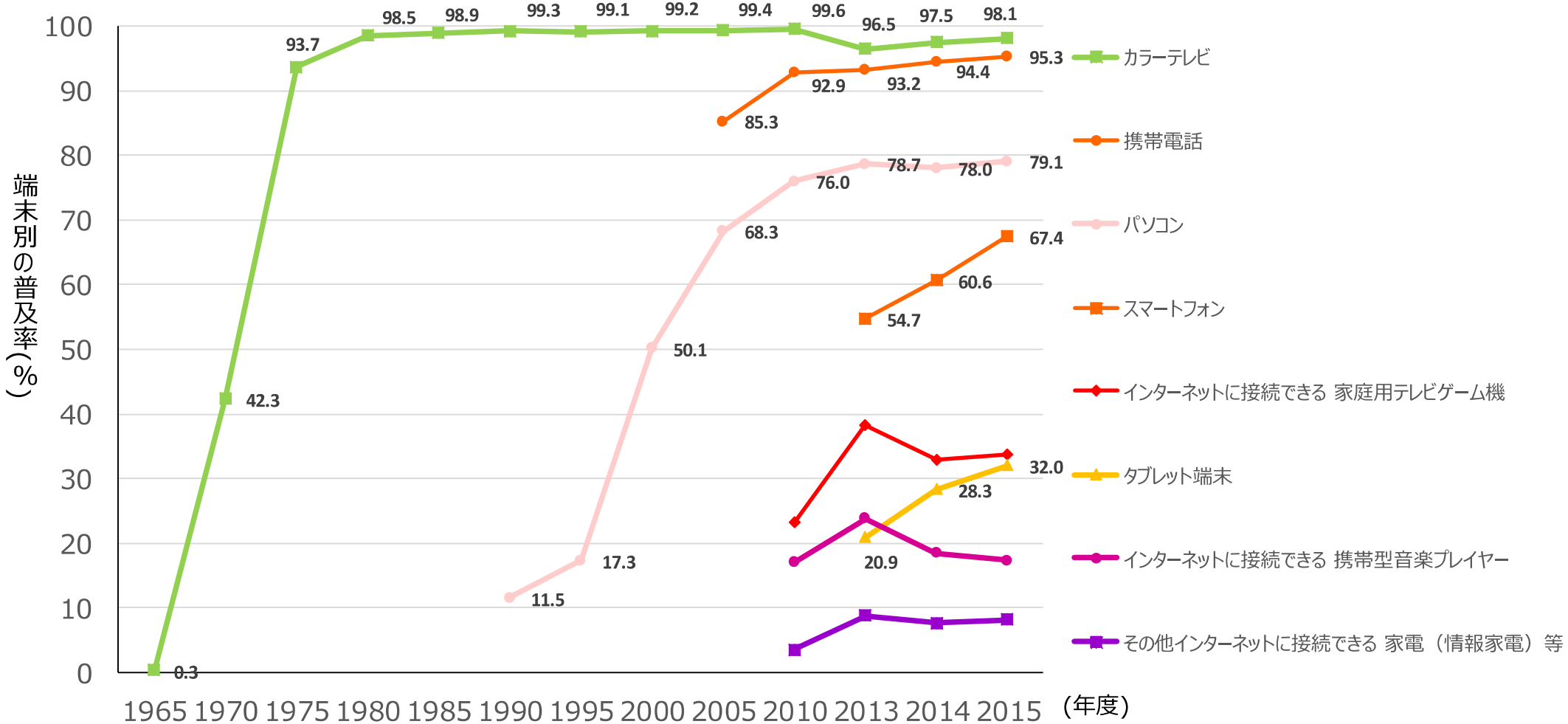

（注１）本ページでは、下記に言及しているように、電通総研「情報メディア白書2017」を一部出典としているが、同白書は、内閣府「消費動向調査」の「２人以上の世帯」（2015年度の調査までは、「一般世帯」）の普及率のデータを、典拠としている。内閣府「消費動向調査」に関しては、ウェブサイト上に2004年までのデータのみ公開しているため、ここでは同白書を典拠としている

（注２）各年度のデータは、内閣府「消費動向調査」の翌年３月（1965-75年度は翌年２月）のデータを典拠としている

出所:カラーテレビ、携帯電話、パソコン、スマートフォン、タブレット端末の普及率：電通総研「情報メディア白書2017」　それ以外：総務省「平成28年度情報通信白書」

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・カラーテレビの普及率の推移(総世帯)

若年層ほど相対的に普及率が低い傾向が見られる。

カラーテレビの年齢層別普及率推移
(2007～2017年・総世帯)

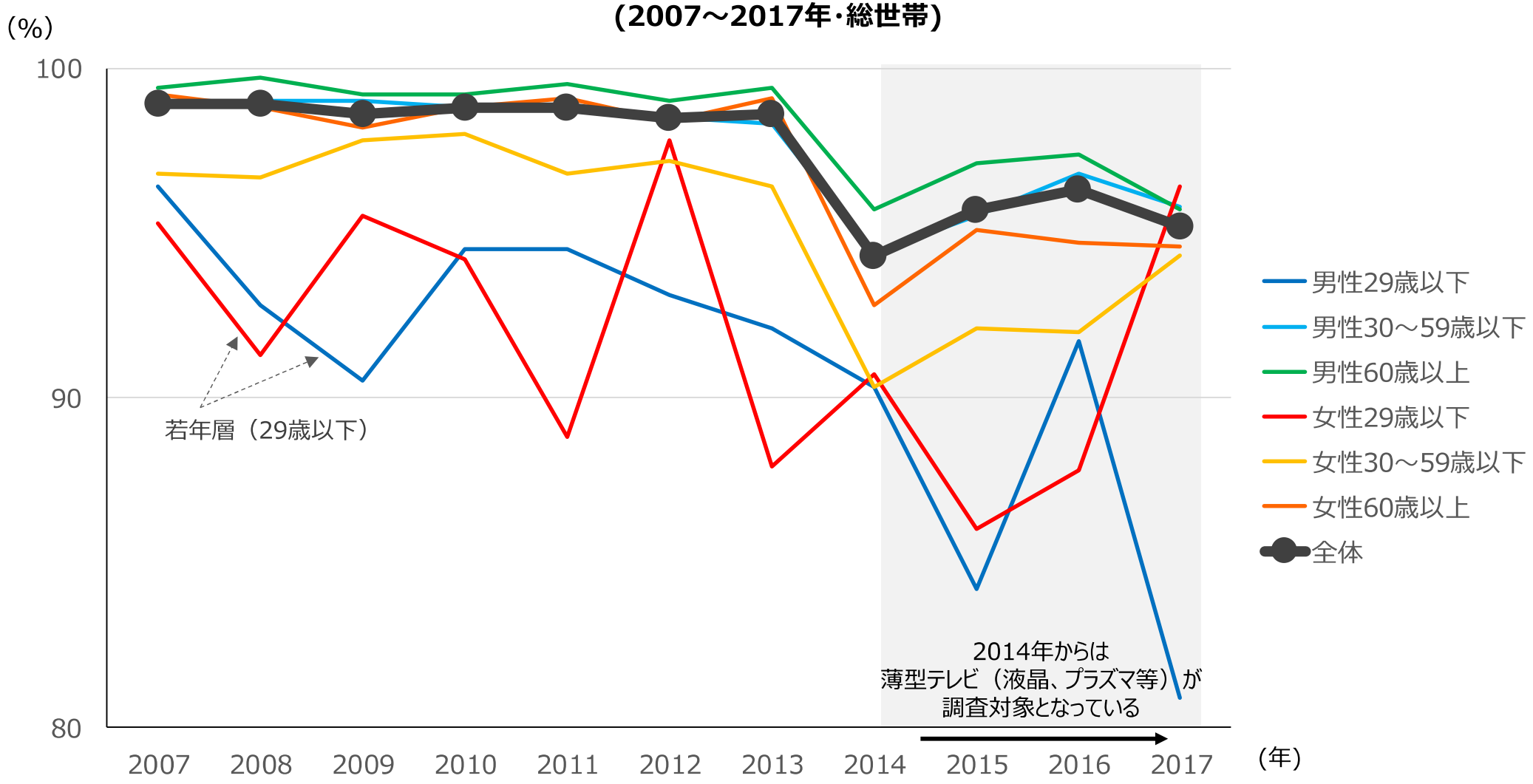

出所:内閣府「消費動向調査」各年３月公開の統計データより

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・カラーテレビの普及率の推移(単身世帯)

若年層ほど相対的に普及率が低い傾向が見られる。

カラーテレビの年齢層別普及率推移
(2007～2017年・単身世帯)

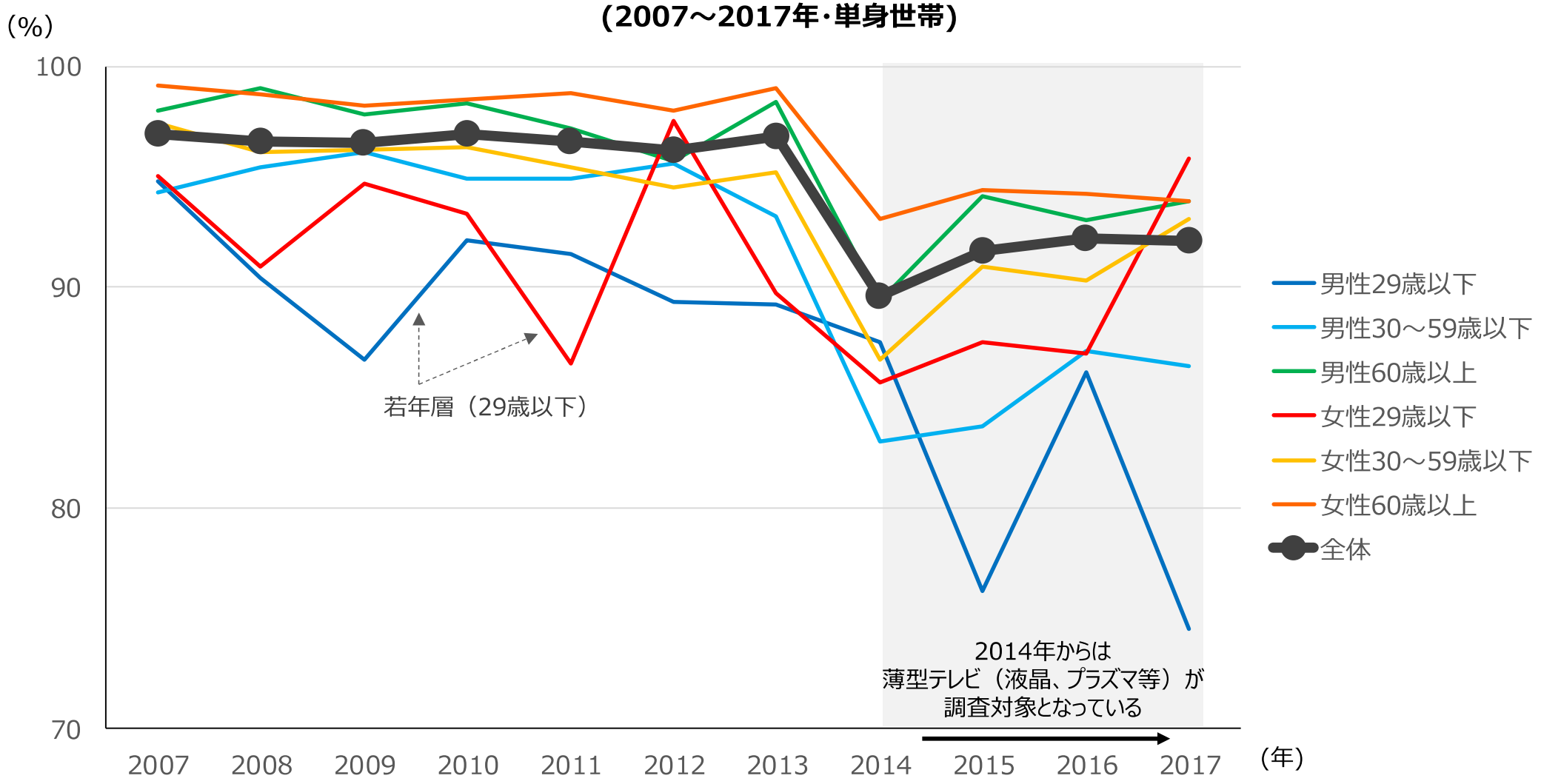

出所:内閣府「消費動向調査」各年３月公開の統計データより

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・ＰＣの普及率の推移(総世帯)

全般的に増加傾向にある。
59歳以下の年齢層で相対的に高い普及率が見られるが、60歳以上の層でも普及が進んでいる。

ＰＣの年齢層別普及率推移
(2007～2017年･総世帯)

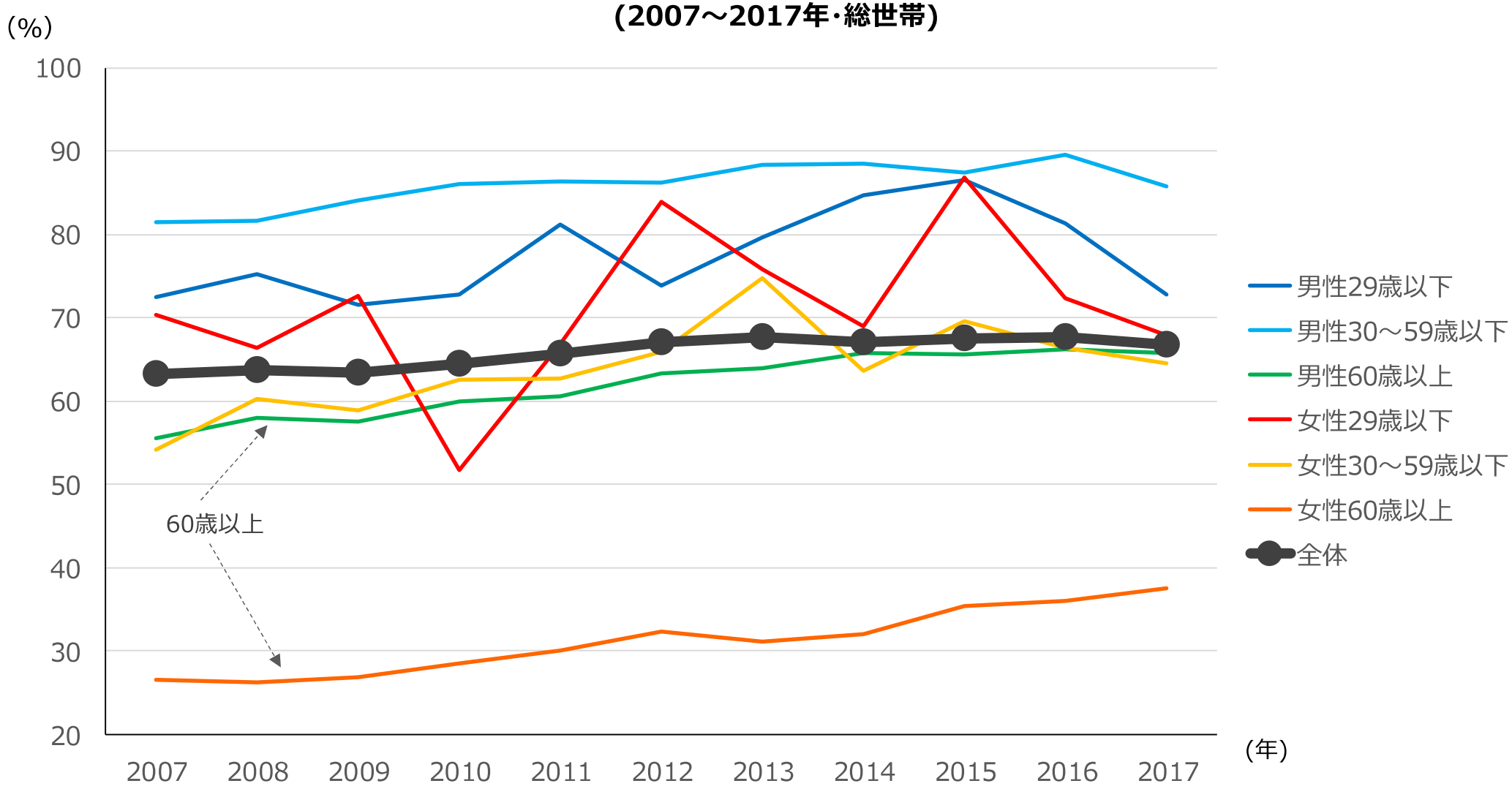

出所:内閣府「消費動向調査」各年３月公開の統計データより

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・携帯電話の普及率の推移(総世帯)

全般的に増加傾向にある。
若年層ほど普及率が高い傾向が概ね見られるが、60歳以上の層でも普及が進んでいる。

携帯電話の年齢層別普及率推移
(2007～2017年・総世帯)

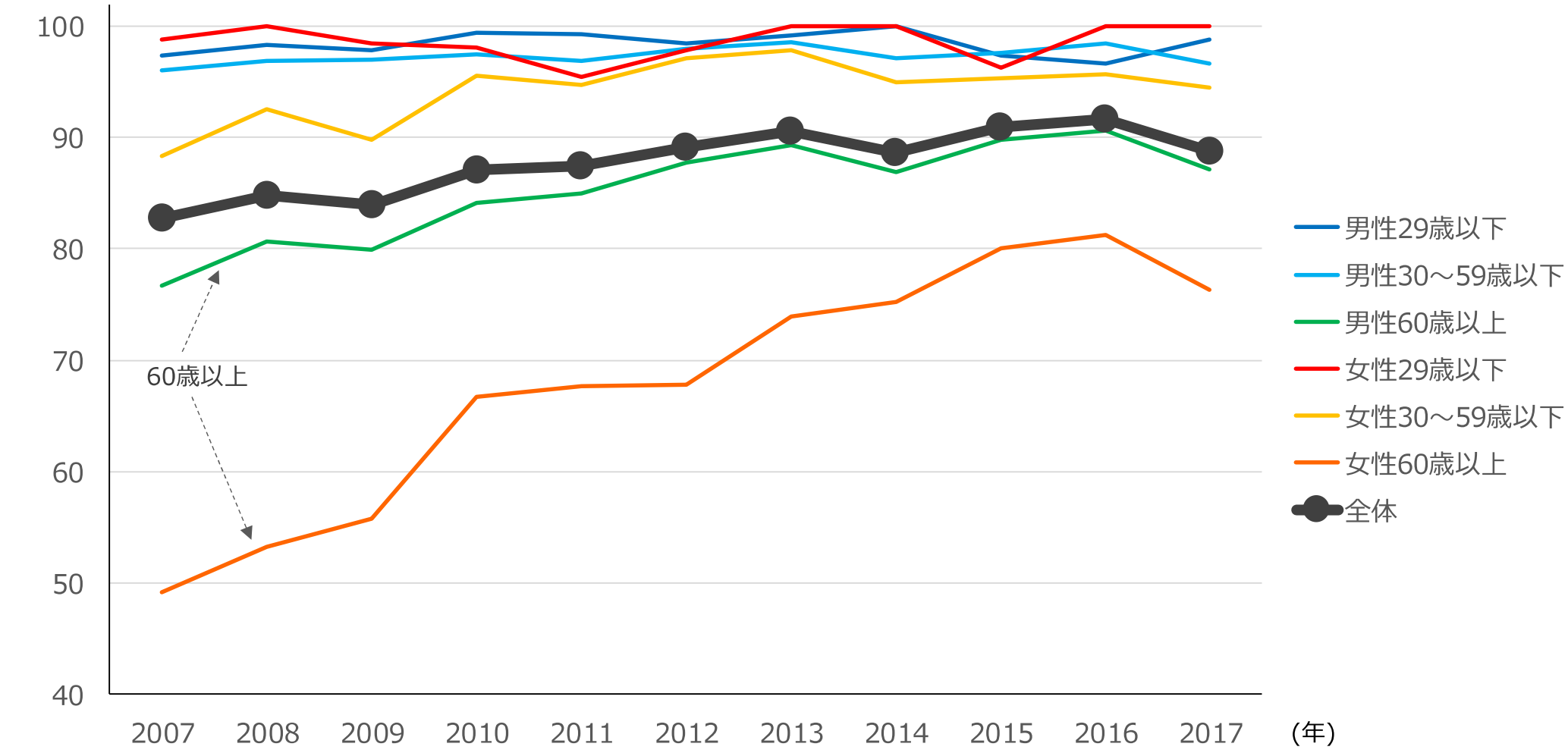

（注）携帯電話にはスマートフォンも含まれる
出所:内閣府「消費動向調査」各年３月公開の統計データより

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ⅰ.メディア環境の変化

・スマートフォンの普及率の推移(総世帯)

全般的に増加傾向にある。
若年層ほど普及率が高い傾向が概ね見られるが、60歳以上の層でも普及が進んでいる。

スマートフォンの年齢層別普及率推移
(2014～2017年・総世帯)

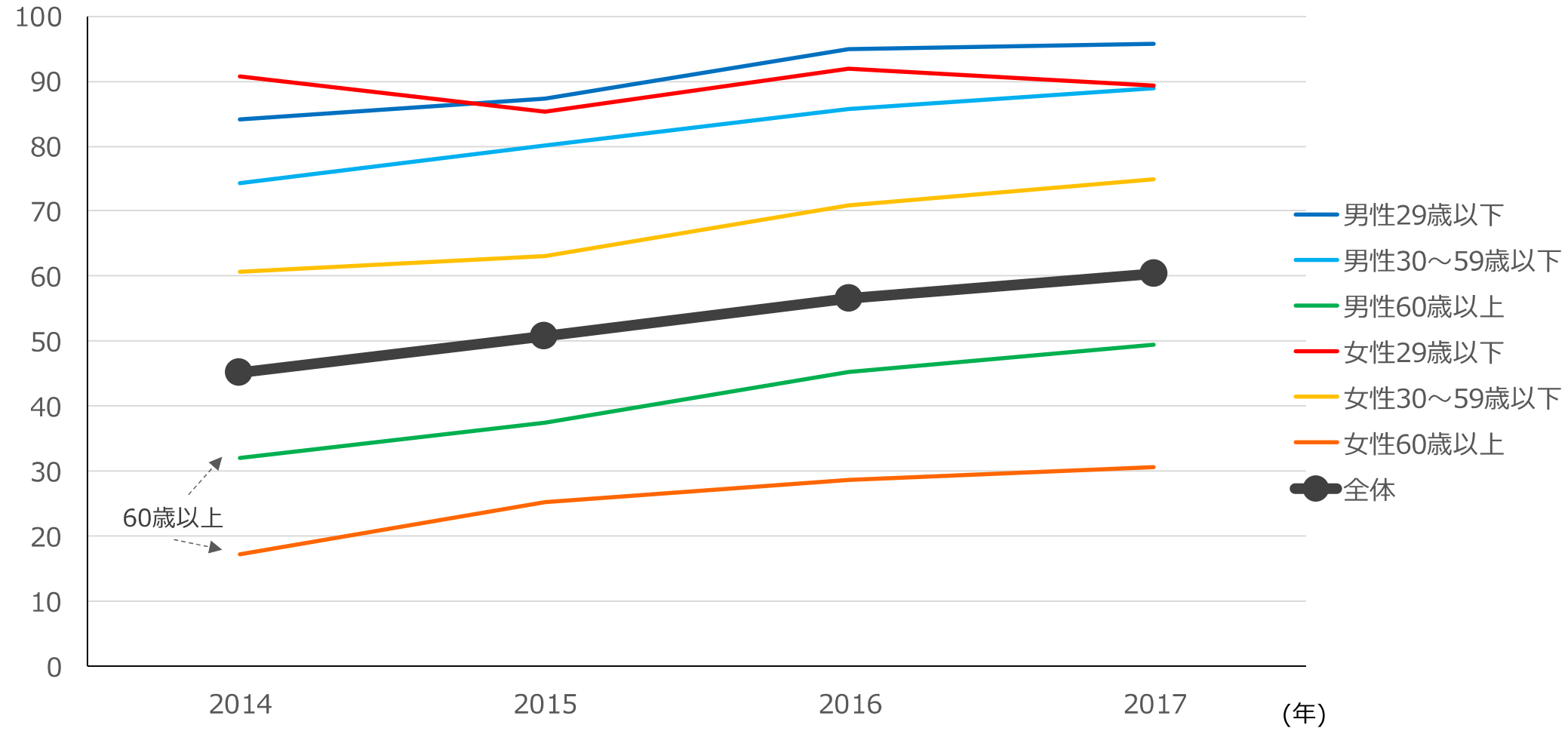

（注）スマートフォンに特化した普及率の調査は2014年以降
出所:内閣府「消費動向調査」各年３月公開の統計データより

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・メディア接触時間と構成比の推移

近年、１人あたりのメディア接触時間全体が概ね横ばいである。ただし内訳を見ると、テレビ接触時間の占める割合が低下傾向にある。一方で、携帯電話・スマートフォンやタブレット端末の接触時間は増加している。

メディア接触時間と構成比の推移(2006～2017年)

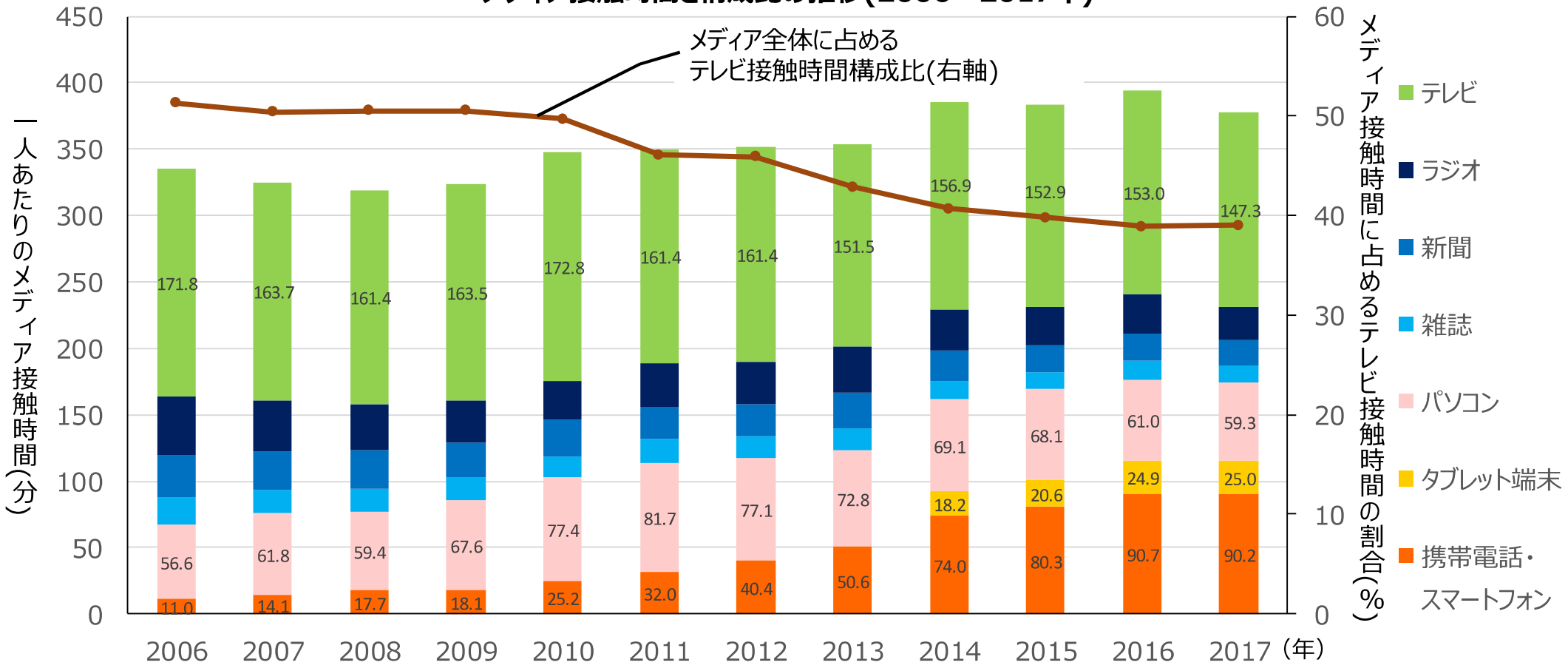

（注1）東京地区における定点調査
（注2）2012年から「携帯電話からのインターネット」に「スマートフォン」を追加し、「携帯電話・スマートフォンからのインターネット」に変更
（注3）2014年から「タブレット端末」を追加
（注4）2014年から「パソコンからのインターネット」を「パソコン」に、「携帯電話・スマートフォンからのインターネット」を「携帯電話・スマートフォン」に変更

出所:博報堂DYメディアパートナーズ「メディア定点調査2017」時系列分析

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・１日あたりのテレビ視聴時間比較

2010年と2015年の数字を比較すると、「ほとんど、まったく見ない」という回答者の割合が20～50代で増加している。
また、１日あたりのテレビ視聴時間は、若者層ほど短い傾向にある。

１日あたりのテレビ視聴時間 （年代層別）

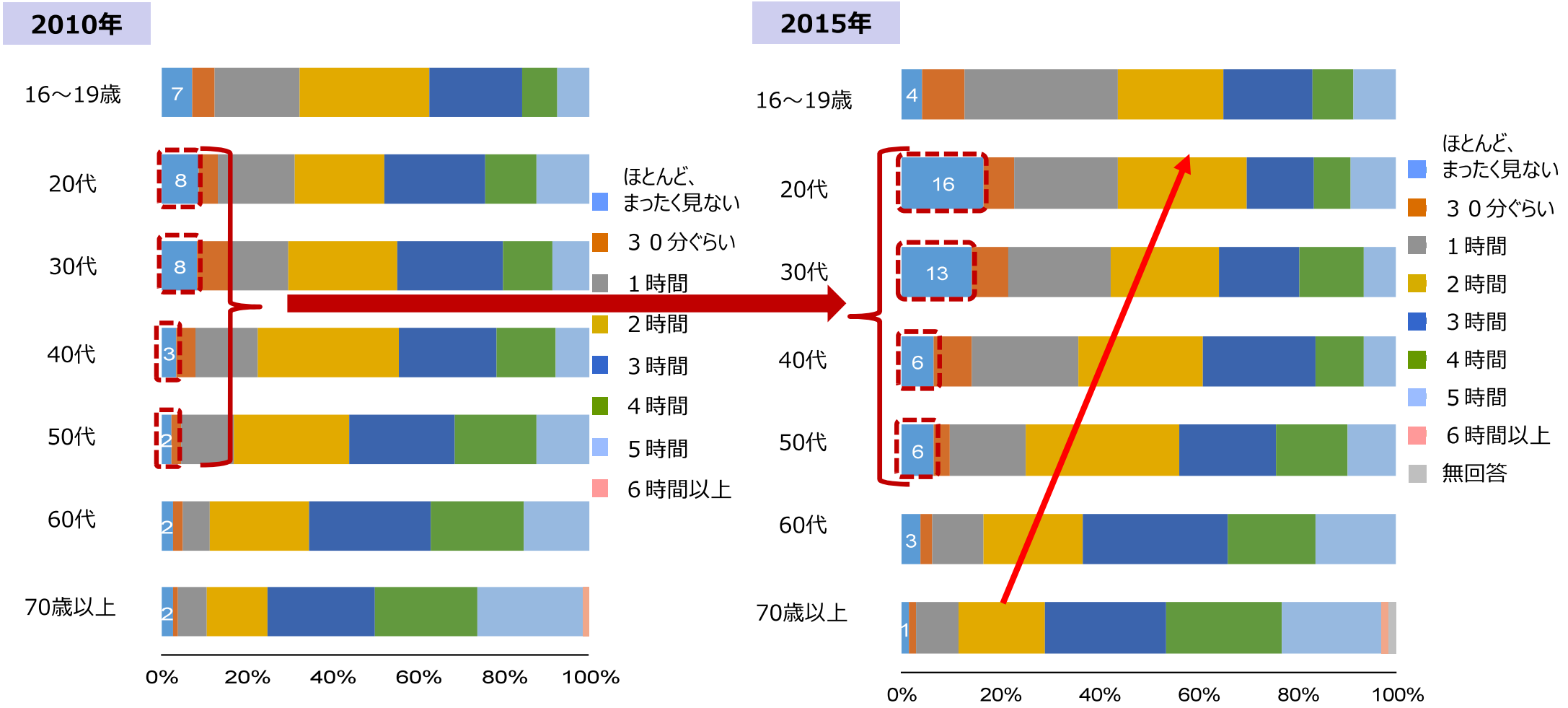

出所:平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ⅰ.メディア環境の変化

・テレビとインターネットの利用動向

テレビとインターネットの利用*の動向を年代別に見てみると、年代が低くなるほどインターネット利用者の割合が大きくなる。

テレビとインターネットの利用動向

（注）カッコ内の単位：人

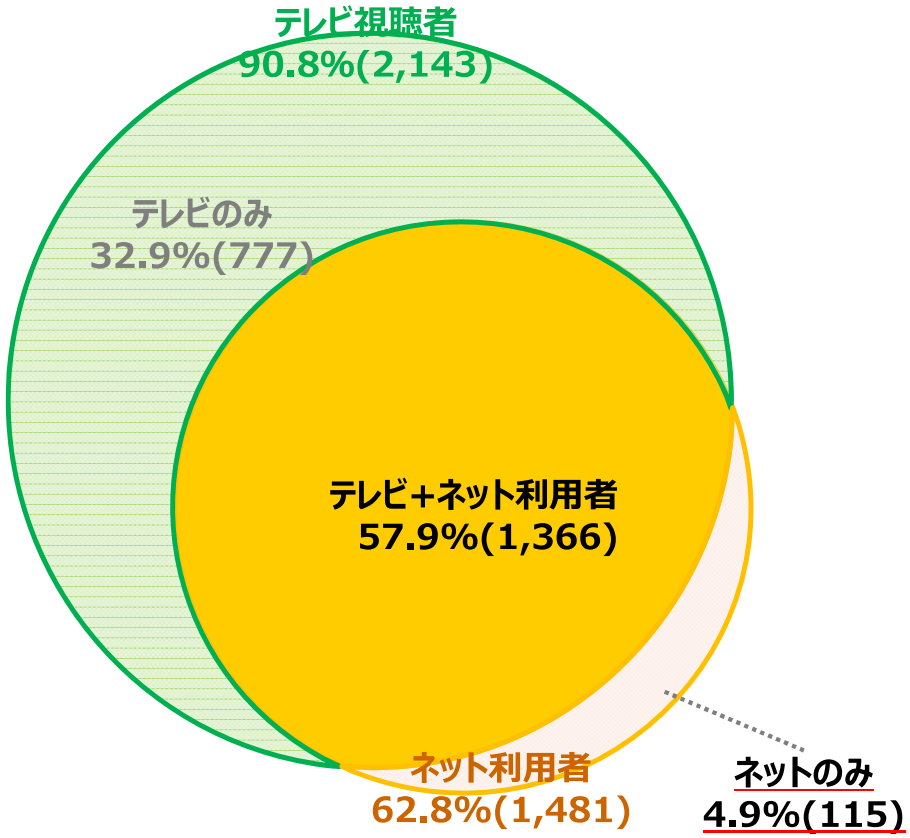

テレビとインターネットの利用動向（年代別）

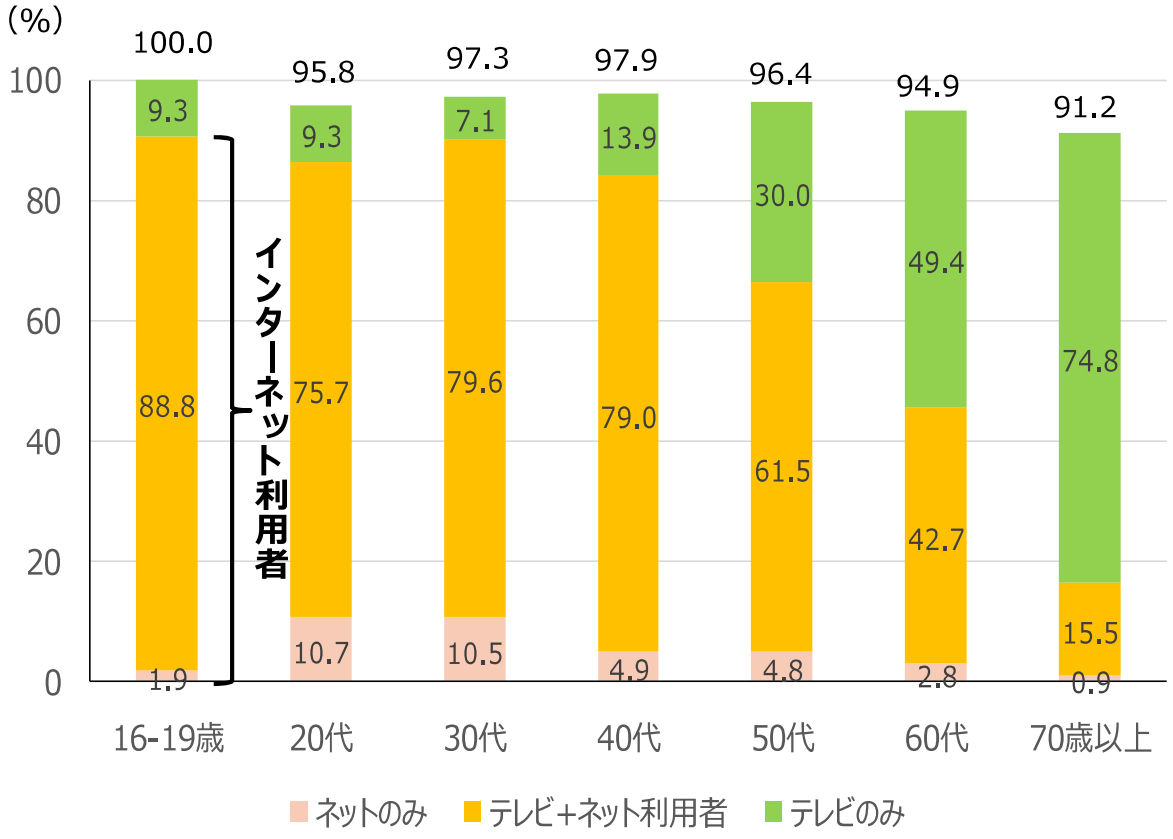

全体(n=2,360)

＊ テレビ：週に１回以上テレビを視聴する人　ネット：インターネットを月に１回以上利用する人　無回答除く

出所:平成27年３月「日本人とテレビ」世論調査

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・サービスの多様化

サービス提供事業者においても、テレビ放送に加え、動画配信等、多様な形態でのサービスを提供しており、それらを放送波または通信伝送路を介して視聴者の多様な端末へ届けている。

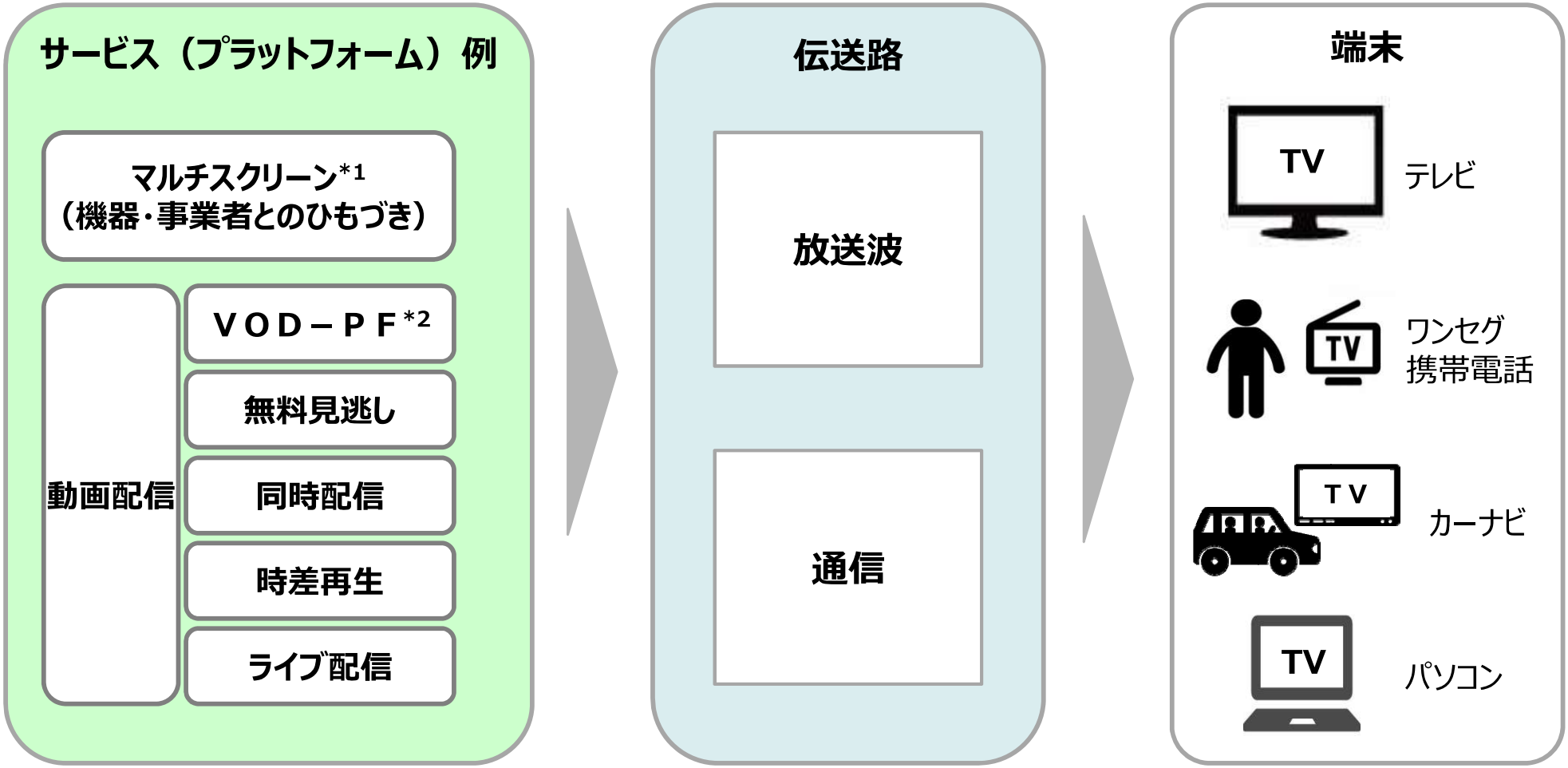

*1 テレビや録画機等とペアリングしたモバイルでいつでもどこでも視聴が可能。ＣＡＴＶやＩＰＴＶ 有料多事業者の会員向けモバイルサービス
*2 テレビ局の自前サイトではなく、また、テレビ番組だけでなく幅広い映像コンテンツを横断的に集積させたプラットフォームサービス

出所：ＮＨＫ放送文化研究所「「これからのテレビ」を巡る動向を整理するvol.9」（2016年12月）、「放送通信融合時代のテレビをめぐる論点」（2017年2月）をもとに作成

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって
ⅱ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み
・平成28年度テレビ放送の同時配信の試験的提供（試験的提供B*）について

平成28年度に実施された「試験的提供B*」の概要および結果は以下の通り。

試験概要

■ **実施期間**
平成28年11月28日（月）から12月18日（日）の３週間。

■ **実施時間帯**
午前７時から午後11時までの１日16時間以内。
（但し、契約等の関係で配信不可の番組やニュース項目を除く。実施時間帯は日によって異なる。）

■ **実施チャンネル**
総合テレビジョン・教育テレビジョン（マルチ編成を含む）
（いずれも、東京・神奈川・埼玉・千葉で放送している内容）

■ **参加者**
受信契約者（その世帯構成員を含む）から募集した総数9,518人。

■ **費用**
3.3億円

■ **検証項目**
- 総合テレビジョン、教育テレビジョンの同時配信への視聴ニーズの把握
- 認証・配信システムにかかる負荷や遅延の程度の確認
- インターネット配信のための権利処理に関する課題と対応策の運用状況

試験結果（抜粋）

■ **各項目の調査・検証によって把握できた事柄**

- 総合テレビジョン、教育テレビジョンの同時配信への視聴ニーズの把握
  - 試験期間中、同時配信を利用した人は、6.0%だった。（同時配信の視聴画面で利用した割合）
    ※ アプリやWebサイトで今回のサービスを一度でも利用した人は11.0%だった。（アプリ・Webサイトを立ち上げた際に、自動的に表示される同時配信画面を含む）
  - 総合テレビジョンを視聴した人は5.4%、教育テレビジョンを視聴した人は2.6%だった。
  - １回あたりの平均視聴分数は、12.1分だった。 等

- 認証・配信システムにかかる負荷や遅延の程度の確認
  - 本試験で認証・配信システムにかかった負荷については、ピーク時でも処理上限値の約15%であった。問題なく運用できたことを確認した。
  - 放送との時間差を計測した結果、約75秒程度の映像・音声の遅延があった。動画ファイルの生成・安定配信のためのバッファの確保等が要因であった。 等

- インターネット配信のための権利処理に関する課題と対応策の運用状況
  - 権利者団体および映画・写真を扱う大手権利者からは、試験的提供に対して理解を得ることができ、概ね承諾を得た。
  - 個別の権利者からも試験的提供に対して概ね理解を得ることができた。 等

＊ ＮＨＫでは、視聴者ニーズ等の把握のため、国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するサービスである「試験的提供Ａ」「試験的提供Ｂ」を実施している。「試験的提供Ａ」では、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施している（年間５件程度）。

出所：ＮＨＫオンライン「試験的提供について」より

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

iii.海外公共放送の取り組み

・海外公共放送の料金制度(主な財源等)

	放送機関	主な財源*1	収納者・方法	支払義務	支払単位	料金年額*2	支払率*3
イギリス	BBC	受信許可料　(77.5%) 各種販売収入等(22.4%) 政府交付金等　(0.1%)	TV Licensingが収納	有 (Communi-cations Act 2003で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:施設単位(ホテルは15部屋で1契約、以降5部屋毎1契約等)	ﾃﾚﾋﾞ(ｶﾗｰ) 147.0ﾎﾟﾝﾄﾞ <20,764円> ﾃﾚﾋﾞ(ﾓﾉｸﾛ) 49.5ﾎﾟﾝﾄﾞ < 6,992円>	約93% (2015年)
フランス	France Télé-visions等5機関	公共放送負担税(82.7%) 広告放送収入等(11.4%) その他　(5.8%)	税務当局が住居税と一括収納	有 (租税一般法典で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:台数単位(3～30台まで30%、31台以降は35%割引)	ﾃﾚﾋﾞ(本土) 138ﾕｰﾛ <16,530円> ﾃﾚﾋﾞ(海外県) 88ﾕｰﾛ <10,541円>	約99% (2014年)
ドイツ	ARD、ZDF、DLR	放送負担金　(85.6%) 広告放送収入等(2.3%) 各種販売収入等(12.1%) ※ARDの内訳	徴収機関「負担金サービス」が収納	有 (放送負担金州間協定で規定)	世帯:住居単位 非世帯:施設単位(従業員数に応じたカテゴリ毎の定額料金、ホテル・車は2部屋(台)めより部屋(台)毎に料額1/3)	(受信設備の有無によらず) 210ﾕｰﾛ <25,154円>	約97% (2015年)
イタリア	RAI	受信料　(72.7%) 広告放送収入　(23.4%) その他　(3.9%)	電力会社が電力料金と一括収納	有 (1938年2月21日付暫定勅令第246号で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:施設単位 テレビ受信料…ホテル等の格付・規模等のカテゴリ毎に定額 ラジオ受信料…一律定額	ﾃﾚﾋﾞ 90ﾕｰﾛ <10,780円>	約96% (2016年見込み)
韓国	KBS	受信料　(41.3%) 広告放送収入　(27.4%) 副次収入等　(31.3%)	電力会社が電力料金と一括収納	有 (放送法で規定)	世帯:世帯単位 非世帯:台数単位(割引特例なし)	ﾃﾚﾋﾞ 30,000ｳｫﾝ <2,970円>	100% (2012年)

*1 ドイツは2014年、フランス、イギリスは2015年、韓国、イタリアは2016年。各放送機関の年次報告書等を参照
*2 全て2017年４月現在。為替レートは2017年４月分日本銀行報告省令レート
*3 常時同時配信に関する支払率ではなく受信許可料・負担金等の全体の支払率。一部推計。収納者の年次報告書等を参照
出所：各放送機関のウェブサイト等より

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ⅲ.海外公共放送の取り組み

・海外公共放送の常時同時配信

各公共放送では権利上の問題等で配信不可の番組を除き、常時同時配信を行っている。
イギリス・フランス・ドイツは常時同時配信のみを利用する場合も支払対象としている。

	放送機関	サービス名	同時配信コンテンツ	視聴時のログインの要不要	利用端末	常時同時配信のみを利用する場合の負担*2
イギリス	BBC	iPlayer	BBC ONE、BBC TWO等各チャンネルの番組	視聴時のログインが必要 ※2017年５月11日に「近いうち（soon）」に必須となる旨を発表*1	ＰＣ、スマートフォン等	受信許可料の対象
フランス	France Télévisions	france.tv	系列放送局の番組等	視聴時のログインが必要	ＰＣ、スマートフォン等	公共放送負担税の対象*3
		franceinfo	公共放送および国際放送のニュース番組	視聴時のログインは不要 （視聴開始時に公共放送負担税支払いを求めるポップアップも表示されない）	ＰＣ、スマートフォン等	
ドイツ	ARD	ARD Mediathek	ARD加盟の各放送局等の公共放送の番組	視聴時のログインは不要 （視聴開始時に放送負担金支払いを求めるポップアップも表示されない）	ＰＣ、スマートフォン等	放送負担金制度のため、各種端末所有の有無にかかわらず全世帯一律
	ZDF	ZDF Mediathek	ZDF等の公共放送の番組		ＰＣ、スマートフォン等	
イタリア	RAI	RaiPlay	Rai1、Rai2等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 （視聴開始時に受信料支払いを求めるポップアップも表示されない）	ＰＣ、スマートフォン等	サービスは無料で利用可能*4
韓　国	KBS	kbs.co.kr（KBS HP）	KBS1、KBS2等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 （視聴開始時に受信料支払いを求めるポップアップも表示されない）	ＰＣ	サービスは無料で利用可能*5

*1 BBC iPlayerのウェブサイトより　*2 各国の受信料等の根拠となっている法律等を参照
*3 法的にはすでに，公共放送負担税を納税する義務は，従来型のテレビ受信機だけでなく，新しい媒体でテレビ番組を視聴している世帯にも拡大されている。ＮＨＫ放送文化研究所「『世界の公共放送の制度と財源』報告」（ＮＨＫ放送文化研究所年報2012）より。ただし、実際の運用において、公共放送負担税の支払対象となる受信機の例示としてインターネット接続機器を示しておらず、事実上収納は行われていない
*4 インターネット経由のみでラジオ・テレビの受信を行うPC等は受信料の対象となっていない。ただし、インターネット向けのサービスはすでに提供が義務づけられている
*5 インターネット接続機器が受信料の対象となっていない。また、インターネット向けサービスがKBSの業務範囲として放送法で明記されていない状況
出所：各サービスのウェブサイト等より

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ⅲ.海外公共放送の取り組み

・放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源の模索（イギリス・ドイツの場合）

2002年の指令以降、EU圏内では放送と通信の融合法制が模索・実施されている。当該法制下、イギリス・ドイツといったEU各国の公共放送は、放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索している。

EU

EU 指令

■ 2002年３月公布の指令において、放送と通信とを融合する概念として”電気通信ネットワークおよびサービス”（electronic communications networks and services）を定立、EU内では当該概念に沿った規律を行うよう規定

イギリス

指令下で法制整備

放送事業者全般

Communications Act 2003

BBC

放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索

✓ 2004年に「同時配信」を受信許可料の対象に追加
✓ 2016年に「見逃し配信」も受信許可料の対象に追加

ドイツ

指令下で法制整備

放送事業者全般

放送（現・放送とテレメディア）についての州間協定等

ARD
ZDF
DLR

放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索

✓ 2007年に「PC受信料」の収納を開始
✓ 2013年に「放送負担金」へ移行

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

ⅲ.海外公共放送の取り組み

・【イギリス】インターネットサービスの財源を巡る動向

BBCは、受信許可料を財源としてインターネットサービスを実施してきている。他方、BBCの法的根拠である特許状の改定議論では、受信許可料以外の財源モデルの実施可能性も論点となっており、受信許可料制度が今後も望ましいか否かは、長期的な課題として残されている。

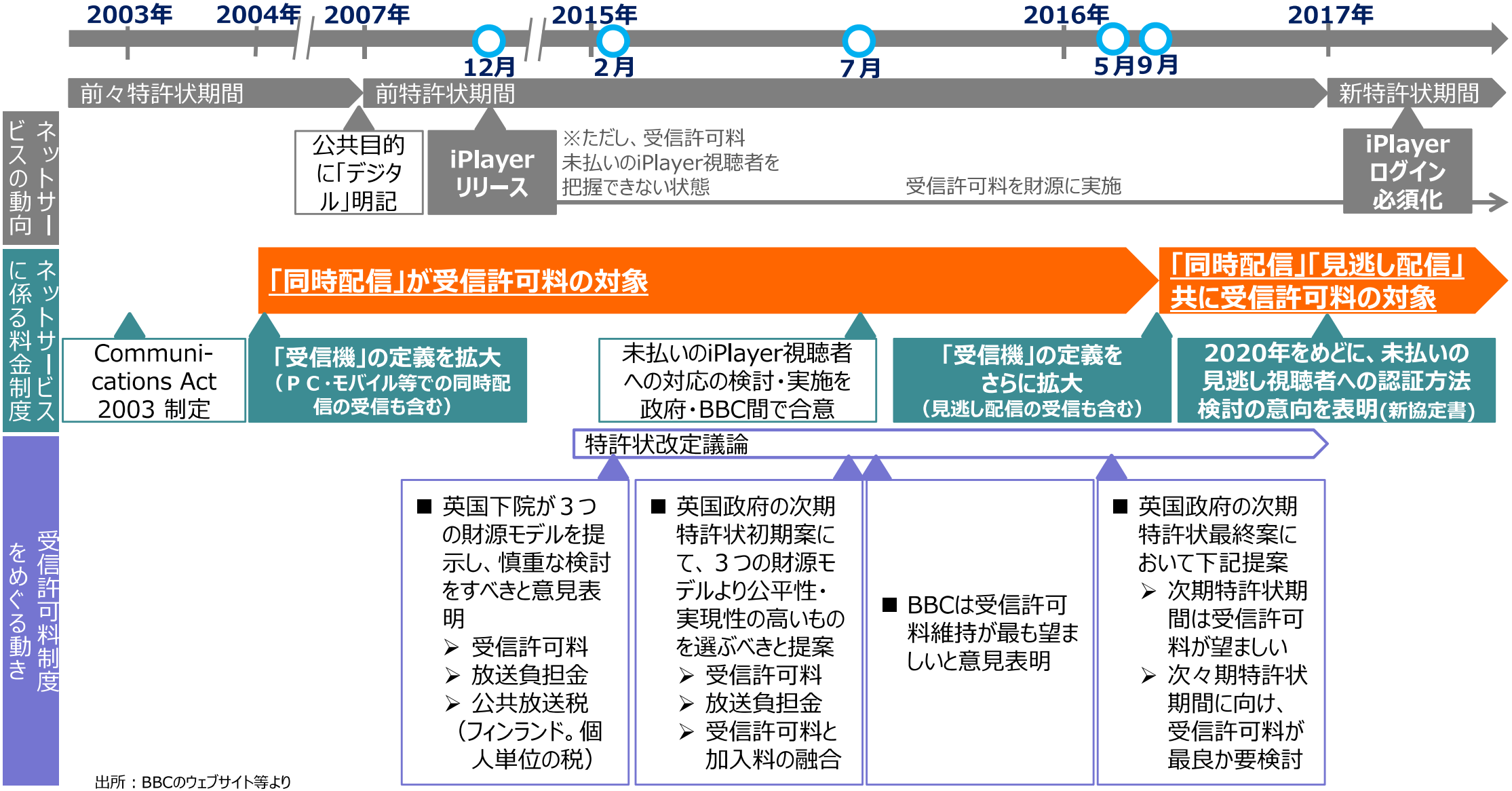

出所：BBCのウェブサイト等より

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

iii.海外公共放送の取り組み

・【イギリス】「受信機」定義の拡大(法的規定等)

イギリスでは「受信機」を、2004年から放送・同時配信を、2016年９月からは見逃し配信も受信できる装置と法的に規定し、対象端末にPC等を含めている。しかし、同時・見逃し配信を行っているiPlayerで利用者の現時点で認証を行っておらず、同時・見逃し配信のみ利用者から受信許可料が収納できていない。

		2004年～　「同時配信」が受信許可料の対象	2016年９月～　「同時配信」「見逃し配信」共に受信許可料の対象
法的規定	概要	サービスの観点から、**放送・同時配信が受信できる装置**が受信許可料支払対象と規定	サービスの観点から、**放送・同時・見逃し配信*が受信できる装置**が受信許可料支払対象と規定
法的規定	条文内容	■ “The Communications (Television Licensing) Regulations”にて、「受信機」に関し以下の通り規定（日本語は仮訳） ➢ **何らかのテレビ番組サービスを受信する目的で設置もしくは活用される何らかの装置**のことである ➢ 「テレビ番組サービスの受信」に言及する場合に含まれるのは、市民の一員によって、**当該サービスの一部として放送もしくは配信が実施されたことでの受信と並行して、何らかの番組が同時に（もしくはほぼ同時に）受信されるサービスにおいて、何らかの手段で当該番組の受信を行うこと**である	■ “The Communications (Television Licensing) (Amendment) Regulations 2016”（The Communications (Television Licensing) Regulationsの改正）にて、「受信機」に関し以下の通り規定（日本語は仮訳） ➢ **以下2つのいずれかを受信する目的で設置もしくは活用される装置**を意味する **(a) 何らかのテレビ番組サービス、もしくは** **(b) BBCにより提供されているオンデマンド番組のサービス**
実運用		■ 「受信機」の対象となる**端末の種類**が、**テレビ受信機のほか、PC・タブレット等**に拡大 ■ BBC iPlayer（2007年に見逃し、2008年に同時配信開始）に関し、以下の運用 ➢ **同時配信で**、視聴開始時、**受信許可料支払有無を問うポップアップ**が表示されるのみ	■ 「受信機」の対象となる**端末の種類**自体は従来と**変更なし** ■ BBC iPlayer（2007年に見逃し、2008年に同時配信開始）に関し、以下の運用 ➢ **同時・見逃し配信**で、**受信許可料支払有無を問うポップアップ**が表示されるのみ
		■ 同時配信のみ利用者から受信許可料収納ができていない ■ 見逃し配信は受信許可料の対象ではなく、「無料」サービスとしての位置づけ	■ 同時・見逃し配信のみ利用者から受信許可料収納ができていない ■ 収納可能にする施策実施の第一歩として、BBCはiPlayerログインを必須化する意向を表明

* 厳密には、「見逃し配信」を含むオンデマンドサービス

出所：英国政府のウェブサイト等より

1.諮問第１号「常時同時配信の負担のあり方について」検討にあたって

iii.海外公共放送の取り組み

・【イギリス】「受信機」定義の拡大(イメージ)

イギリスにおける「受信機」には、PC・タブレット等、同時配信およびオンデマンドサービス（含見逃し配信）を受信できる多様な端末が含まれる。定義の拡大にあたっては、携帯電話やタブレット等のモバイル端末の設置（Install）場所を充電場所と解釈して運用している。

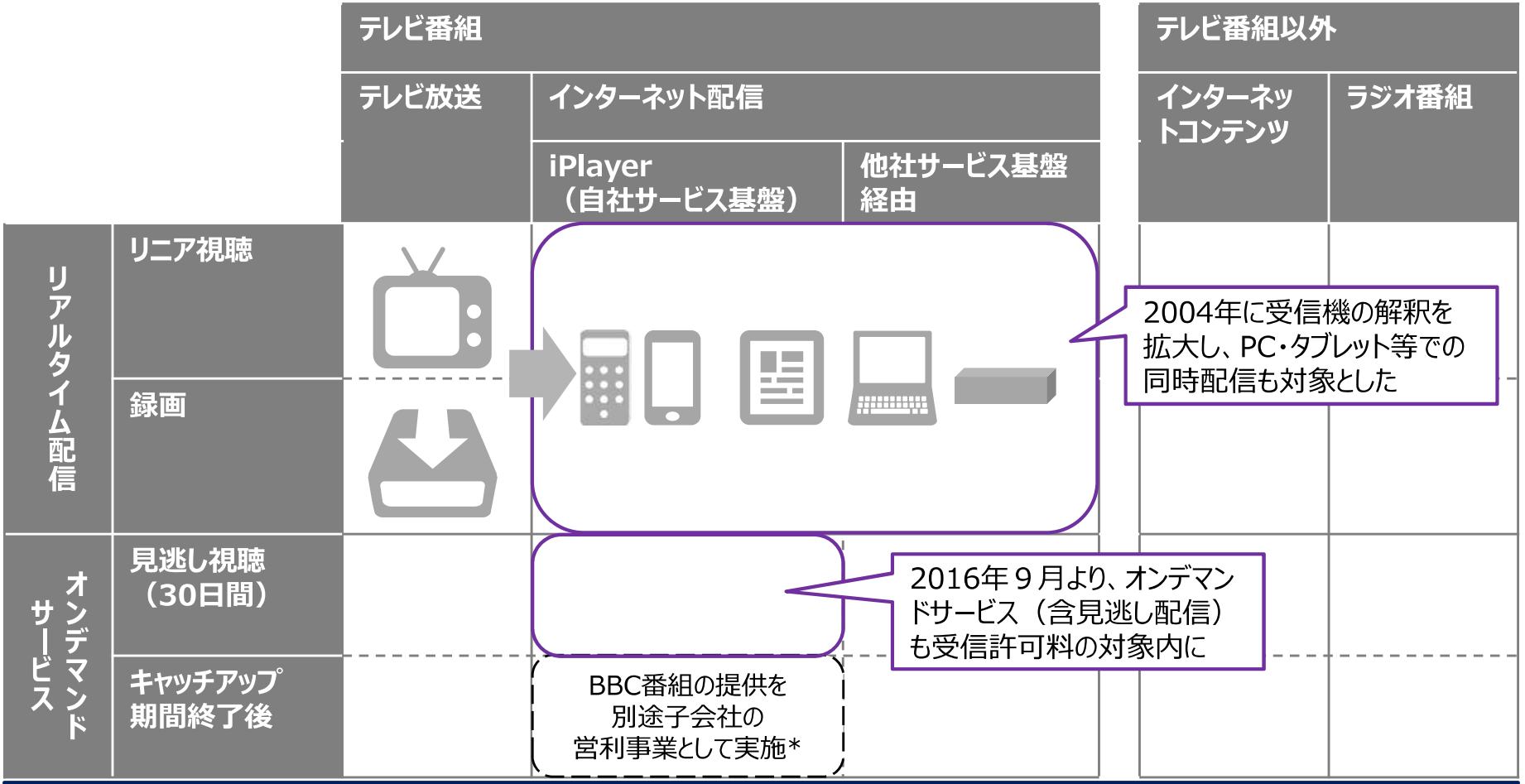

- The Communications (Television Licensing) Regulations
  - “television receiver”（受信機）の”install or use”（設置又は活用）を行っている場合、受信許可料の支払義務があることを規定
- 上記規定の解釈としてTV Licensingは、モバイル端末の”install”を「充電場所」として運用

* キャッチアップ期間終了後のBBC番組の提供を行っていた営利事業BBC Storeに関しては、2017年５月25日、同年11月１日をもって閉鎖となることが発表された

出所：TV Licensingのウェブサイト等より

2.常時同時配信の費用負担者の範囲

- ⅰ.海外公共放送の取り組み 23
- ⅱ.ＮＨＫが既に示している考え方 26
- ⅲ.常時同時配信実施に関する各種想定 27

2.常時同時配信の費用負担者の範囲

ｉ.海外公共放送の取り組み

・【ドイツ】放送負担金への移行

ドイツでは長期にわたり、放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方について議論がなされ、
ＰＣ受信料を経て放送負担金制度に移行した。

料金制度の変遷

ラジオ・テレビ受信料
✓ 基本料金（ラジオ）とテレビ受信料が設定

「PC受信料」を新たに設定
✓ インターネットを利用できる端末は「新型受信機」と定義され、ラジオと同じ基本料金が設定

「放送負担金」
✓ **受信機の有無にかかわらず、全世帯から受信料を収納**
✓ **事業所については、従業員数等、規模単位に着目した料金体系を導入**

インターネットを利用できる端末も受信機扱いに

インターネットを利用できる受信機に対する受信料（PC受信料）の収納を決定

制度改革へ

放送負担金制度を定めた「放送負担金州間協定」が全州議会で批准

独立機関KEFが料額の値下げを勧告。月額48セント減額へ(€17.98→17.5)

料金制度をめぐる動き

- PCが普及し、受信環境が変化
- PCを番組視聴に使っていないのに受信料が収納されるのは不当とする訴訟が頻発
- 行政裁判の最上級審である連邦行政裁判所は2010年10月「PC受信料」を認めたが、以下の留保：
  「このような徴収が憲法上正当化されるのは、実際にその徴収が正しく実行され、負担の平等が実現されている場合のみである。もし、法律で定められた徴収方法の欠陥によってこの平等が原理的に実現できなくなっているとすれば、制度は憲法違反になる可能性が高い。小型で携帯可能な新型受信機は，支払い義務の確定がますます難しくなっており，まさにこうした問題が生じつつある」
- いわゆる「キルヒホフ鑑定書」（2010年）にて、公共放送の財源に関し、「放送負担金」が最も望ましい、との提言

- 経済界の反発
  - 従業員数・車両数等によって加算されるため、一部企業・業界が反発

出所：ＮＨＫ放送文化研究所「始まったドイツの新受信料制度」（「放送研究と調査」2013年３月）等より

2.常時同時配信の費用負担者の範囲

ⅰ.海外公共放送の取り組み

・【ドイツ】放送負担金制度について(法的根拠)

ドイツの公共放送事業者は、連邦憲法裁判所の放送判決において財源保障が示されている。
放送負担金制度については、州間協定等において規定されている。

		法的根拠	
		ドイツ連邦共和国憲法（放送判決）	州間協定等
負担金の使途	■ **公共放送事業者の業務** 等	**連邦憲法裁判所の判決において、公共放送の財源保障が示されている**	放送とテレメディアについての州間協定*1、放送負担金州間協定
支払義務	■ 有	–	放送負担金州間協定
支払主体	■「住居」および「営業所」の「保有者」（”Inhaber”） ➢「住居」の「保有者」は住民登録者 等 ➢「営業所」の「保有者」は自らのために使用している自然人又は法人 等		
料金体系	■「世帯」（”im privaten Bereich”） ➢「住居」（”Wohnung”）単位で１件 ■「世帯以外」（”im nicht privaten Bereich”） ➢「営業所」（”Betriebsstätte”）ごとの従業員数に応じ、10段階の料金 ➢ ホテル等の宿泊施設・業務用の自動車は、別途、２部屋（台）め以降、部屋（台）ごとに１/３件分		
料額決定プロセス	■ 第三者委員会であるKEF*2の勧告に基づき、各州議会により決定		放送財源州間協定
料額	■ 月17.5ユーロ（2017年）		
収納主体	■ ARD、ZDF、DLRが共同で運営する徴収機関「負担金サービス」		「負担金徴収」管理協定*3
免除規定	■ 有		放送負担金州間協定
罰金・罰則規定	■ 有		
活用可能な外部情報	■ 住民登録データ		

*1 放送負担金が公共放送の財源として用いられることが規定されている
*2 各州が１名ずつ任命する16名の委員（会計監査、経営学、放送法等の専門家）によって構成され、２年に１度、放送負担金の料額の適切性等を審査する機関
*3 放送負担金収納に関して、各公共放送事業者間で締結された協定
出所：各放送機関のウェブサイト等より

2.常時同時配信の費用負担者の範囲

ｉ.海外公共放送の取り組み

・【ドイツ】放送負担金制度について(キルヒホフ鑑定書)

公法・租税の専門家であるハイデルベルク大学のキルヒホフ教授が公共放送の委託で書いた意見書である「キルヒホフ鑑定書」は、公共放送の財源に関して４つの選択肢を提示した。公共放送の独立性、提供している利益、従来の受信料制度との継続性等の観点から「放送負担金」が最も望ましいと結論づけた。

選択肢	適切性	左記適切性のその根拠
税金	×	■ 税金の使途の決定権は、予算承認権をもつ国会に属していなければならず、これは公共放送は国家から独立していなければならないとする憲法上の原則違反
受益者負担(有料対価)	×	■ 公共放送の財源は誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に払うものという原則に鑑み、不適切
受益者負担(放送負担金)	○	■ 公共放送の財源は誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に払うものという原則に鑑み、適切 ■ 全世帯・全事業所から収納することの正当性は下記３点 ➢ 端末環境の多様化および公共放送のインターネットサービスも増えており、ほぼ全員が公共放送のサービスの利益を受けている又は受けることが可能 ➢ 世帯単位であれば、構成員のさまざまな利用習慣が均一化されると想定でき、より公平な「受益者負担」 ➢ 従来の受信料制度との継続性
特別公課	×	■ 租税でもなく、手数料や負担金でもない、他のすべての公課を包括するものだが、これはあくまでも例外で一時的であるべき公課形態で、安定・継続的にサービスを供給するべき公共放送の財源形態としては不適切

出所：ＮＨＫ放送文化研究所「始まったドイツの新受信料制度」（「放送研究と調査」2013年３月）より

○これまで財源について研究してきているが、ＮＨＫとして現時点では次のように考えている。

・テレビ放送を常時インターネットで見られるようにする際には、それに要する費用の適切な負担の仕組みがあわせて整備される必要がある。その際、受信料制度を毀損しない仕組みとなることが重要である。

・その「適切な負担」については、ＮＨＫのテレビ放送の常時同時配信を実際に「視聴しうる環境」を作った人に負担をお願いするのが適当と考える。

・単にパソコン・スマートフォン等のネット接続機器を持っているだけで負担をお願いする、ということは考えていない。

・また、テレビを持ち、すでに受信契約を結んでいただいている世帯の構成員には、追加負担なしで常時同時配信をご利用いただくのが妥当と考える。

○制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的な仕組みを設計する。

2.常時同時配信の費用負担者の範囲

iii.常時同時配信実施に関する各種想定

・既に放送受信契約を結んでいる世帯の負担のあり方(イメージ)

既に放送受信契約を結んでいる世帯は全契約対象世帯の約80%

追加負担なし

情報（コンテンツ）に着目した負担のあり方となる

（現行の）受信料

放送

インターネット

同一コンテンツについては、異なる伝送路に対する追加の費用負担は求めない

※（同一世帯内にある） 2 台め、3 台めのテレビと同じと考える

3.常時同時配信の費用負担の性質

- ⅰ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み　29
- ⅱ.ＮＨＫが既に示している考え方　30

3.常時同時配信の費用負担の性質

ｉ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み

・ＮＨＫオンデマンド

放送番組等有料配信業務の範囲

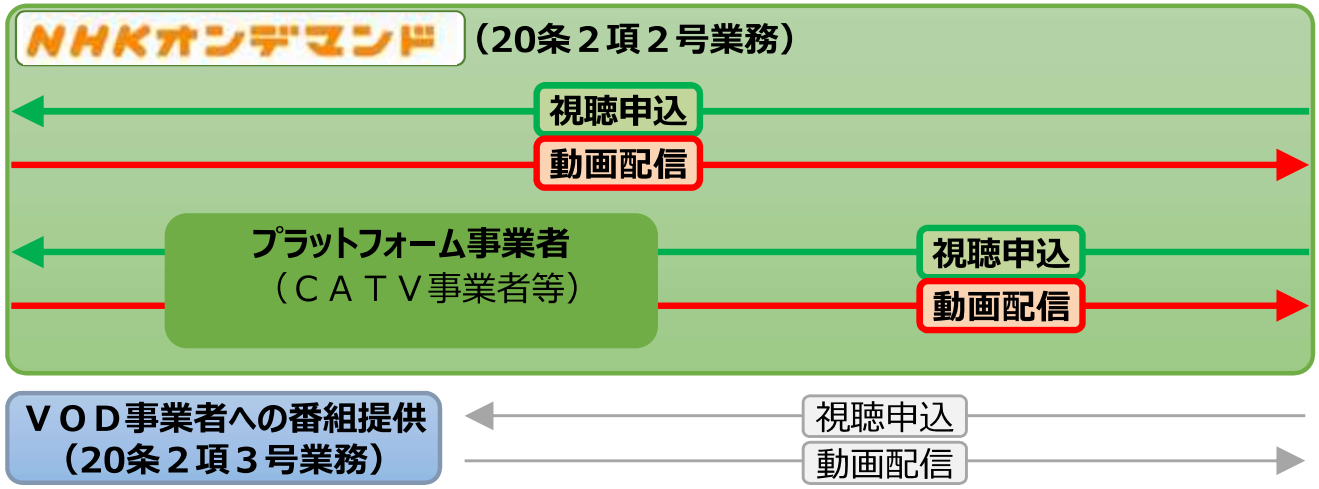

見逃し番組

「大河ドラマ」や「連続テレビ小説」などＮＨＫで放送している人気番組を、放送から14日間程度、単品または「見逃し見放題パック」で視聴可能。

ニュース番組

「ＮＨＫニュース７」や「ニュースウオッチ９」等のニュース番組を放送から１週間程度、「見逃し見放題パック」で視聴可能。

特選ライブラリー

過去の名作ドラマや大型ドキュメンタリー番組などＮＨＫの豊富な映像資産を、単品または「特選見放題パック」で視聴可能。

利 用 料 金　（消費税込）

提供番組	販売形態	
	単品	見放題パック
見逃し番組	108円～324円	見逃し見放題パック 月額972円
ニュース番組	－	
特選ライブラリー	108円～324円	特選見放題パック 月額972円

出所：ＮＨＫ「平成29年度収支予算と事業計画の説明資料」

3.常時同時配信の費用負担の性質

ⅱ.ＮＨＫが既に示している考え方

・常時同時配信の対象として想定するサービス（総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第13回 ＮＨＫ説明資料）

○常時同時配信を行う放送波

ＮＨＫのテレビ放送の常時同時配信の制度整備が実現すれば、

・開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を対象とすることを想定している。

・衛星波については、BS1ではスポーツ中継を多く編成していることなどから、権利確保の課題等によりコンテンツの約6割がネット配信できない（フタかぶせが必要になる）と見込んでいる。現時点では常時同時配信を行える環境にないと認識しており、実施のためには環境整備が必要になる。

○地域放送（ローカル放送）

・各地の放送局が行うテレビ放送を、地域放送番組を含めて常時同時配信することを基本として想定している。

○進め方

・2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックに際してテレビ放送の常時同時配信を実施するため、その前年、2019年（平成31年）には本格的なサービスを開始し、段階的に拡充することを想定している。具体的な進め方については今後検討していく。

・また、制度整備から本格的なサービス開始までの間には、実施体制の整備やシステム開発を進めつつ、多数のアクセスに備えた検証等を行うための試行的な提供を行うなどの十分な“試行期間”が必要になると考える。なお現行制度下での「試験的提供」についても、規模の拡充等を図って、より多くの知見を蓄えていきたい。

○その他

・少なくとも現時点では、技術的な制約や権利確保上の課題等により「放送との同一性」を十分に確保することはできないため、その点を前提として制度整備がなされるよう要望する。

・制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的なサービスの仕組みを設計する。

4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

- ⅰ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み　32
- ⅱ.海外公共放送の取り組み　33

4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

ｉ.参考となるＮＨＫの現行の取り組み

・衛星放送におけるCASメッセージの表示

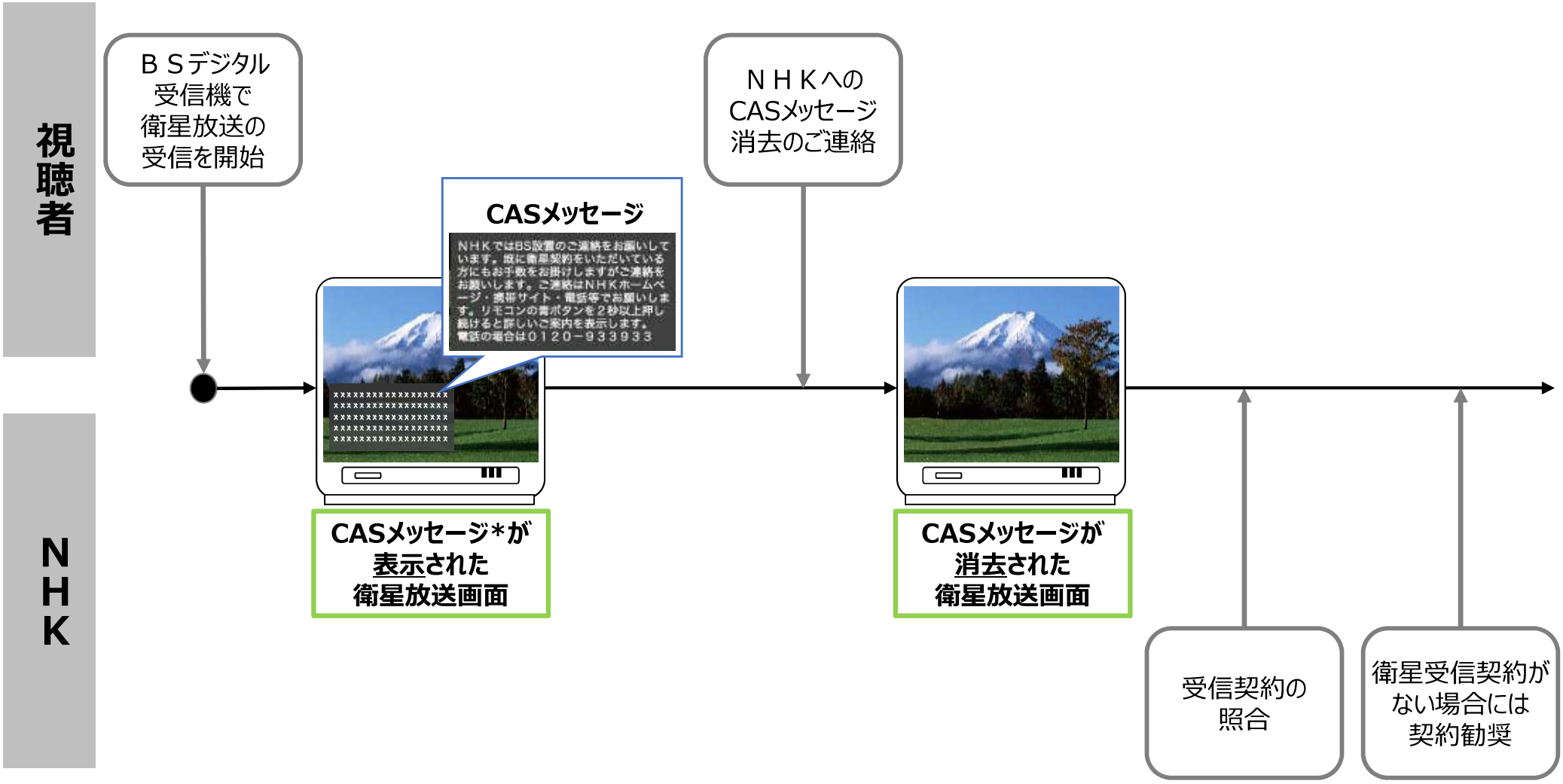

＊ ＢＳデジタル受信機で衛星放送の受信を開始してから30日後に、衛星放送の画面でＮＨＫへのＢＳ設置の連絡をお願いする設置確認メッセージ

4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

ii .海外公共放送の取り組み

・【イギリス】iPlayer（アイプレイヤー）におけるログイン必須化

BBCは2016年９月27日、2017年初頭に、iPlayerでの番組視聴においてBBC IDでのログインを必須化する意向を表明、2017年５月11日に「近いうち（soon）」に必須となる旨を発表した。５月11日の発表では、メールアドレス等の個人情報を受信許可料不払者の情報と紐づける可能性も示唆している。

BBC IDでのログイン必須化前後での、iPlayerでの番組視聴に関する遷移イメージ

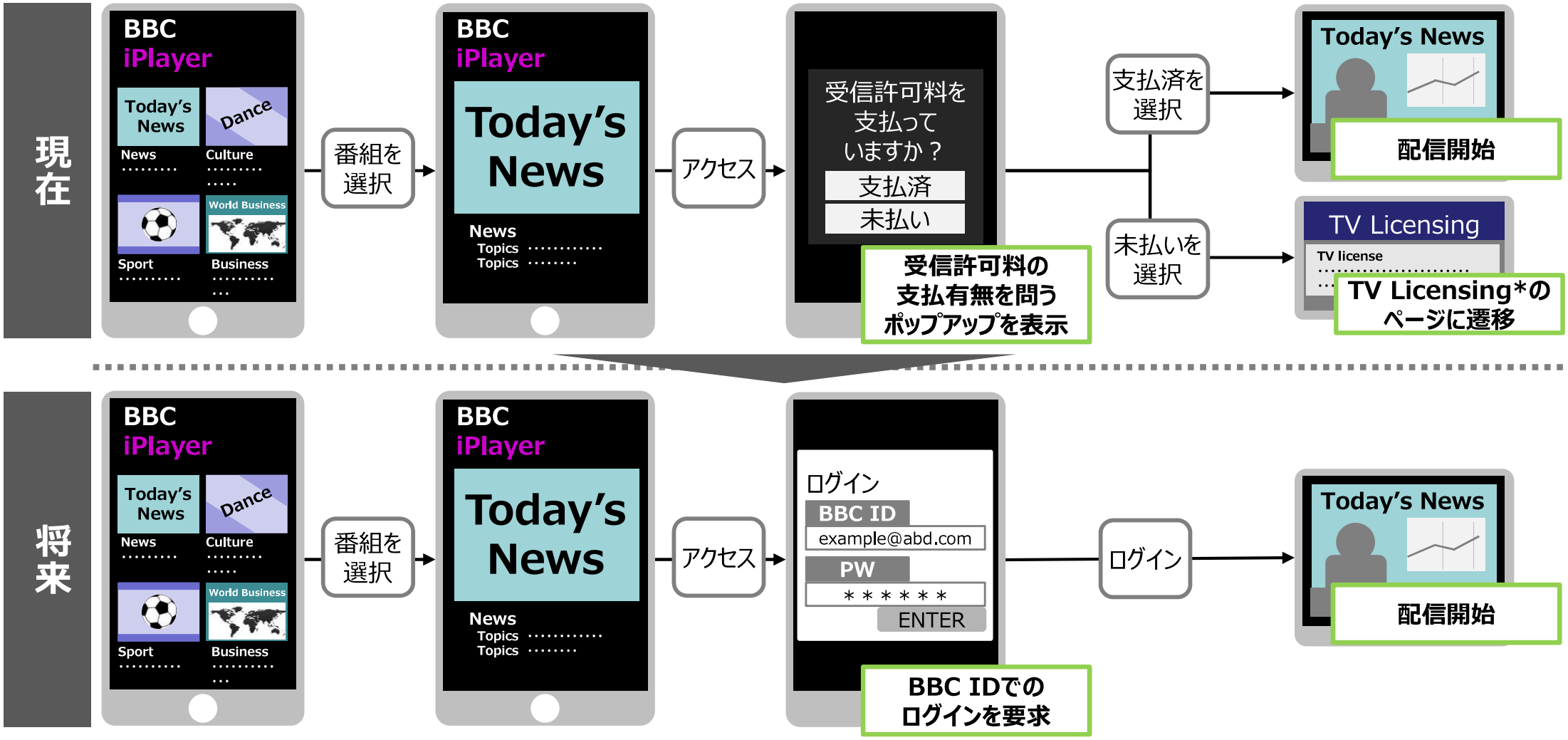

＊ 受信許可料の収納を行っている会社

出所：iPlayerのウェブサイト等より

4.常時同時配信の費用負担者の把握方法

ii .海外公共放送の取り組み

・【フランス】france.tv（フランス・テーヴェー）における視聴時のログイン

France Télévisionsが2017年５月から提供しているfrance.tvにおいては、常時同時配信等の番組を視聴する際に、ログインが必須となっている*1。（それまで常時同時配信を提供していたfrancetv pluzzにおいては、ログインすることなく、常時同時配信の視聴が可能であった）

france.tvでの番組視聴に関する遷移イメージ（以下は常時同時配信の場合）

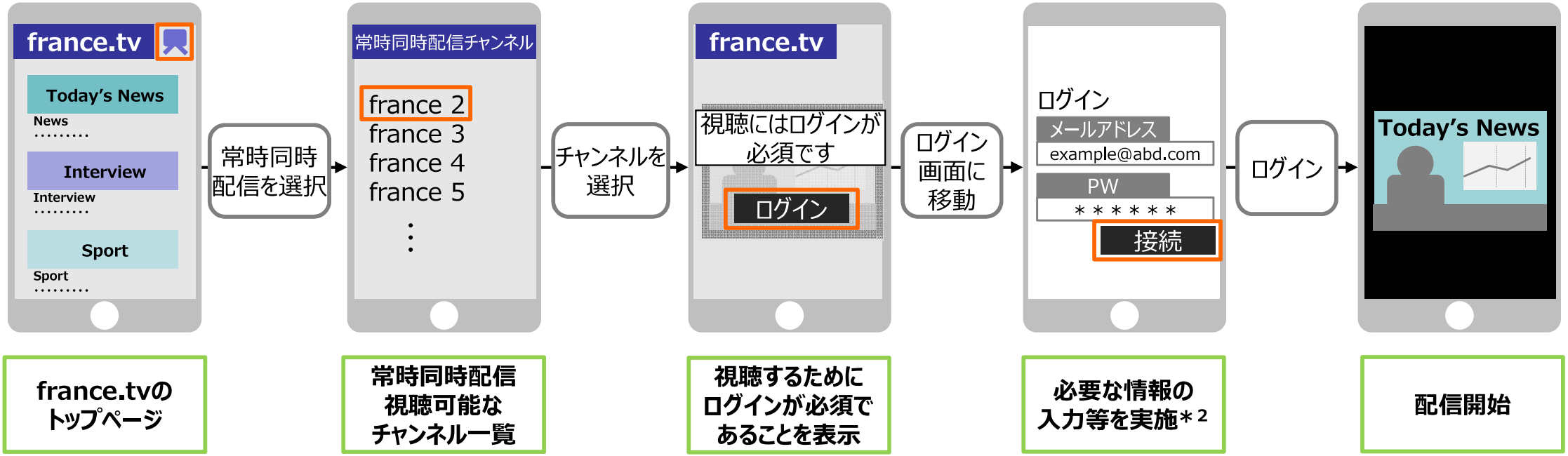

*1 France Télévisionsはfrance.tvのウェブサイト上にて、ログインして視聴するサービスとすることで、各視聴者・国民の好みにあった番組・コンテンツをリコメンドすること等が可能になるとしている

*2 登録する際にはメールアドレス、パスワード、性別、生年月日、郵便番号の入力が必要となる。ログインは、メールアドレスおよびパスワードの入力等により、可能である

出所：france.tvのウェブサイト等より

資料2-3-2 参考資料②

平成２９年２月２７日付け諮問第３号

「受信料体系のあり方について」
答申

平成２９年９月１２日

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

※　本答申は、特に注記がない場合、参考資料（海外事例等）も含め、平成２９年８月末時点の事実に基づく。

諮問第3号「受信料体系のあり方について」答申　要旨

（検討の背景）

▽　NHK受信料制度等検討委員会では、受信料体系のあり方について、本年2月、NHK会長より諮問を受け、検討した。

●諮問第3号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

▽　メディア環境や社会経済状況が変化するなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方について、その妥当性をあらためて検討する必要がある。

（世帯における契約のあり方）

▽　世帯における受信契約の単位については、現時点では依然としてテレビ受信機が視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族（世帯）で見るという視聴実態が個人視聴を上回っており、住居におけるテレビ受信機は世帯で設置しているものと認識されている状況は大きく変化していないこと等から、「世帯単位」を維持することが妥当である。

▽　世帯の定義については、放送受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められている。単身世帯の増加等に鑑み、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても、検討の対象となりうる。家族割引の拡大や世帯の定義の変更（同一生計のみとする）が選択肢としては考えられるが、免除制度との整合性、負担の公平性の確保、受信料収入の減少や今後の視聴形態の動向等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

（事業所における契約のあり方）

▽　事業所における受信契約の単位については、現在、「設置場所単位」となっているが、海外における事例を参考にすると、「施設単位」や「機器単位」も選択肢となりうる。しかし、いずれも負担の公平性や受信料収入の減少等の観点から課題があるとともに、単位の変更は受信料体系を抜本的に変更することであり、現行受信料体系との整合性や運用の実効性を十分に考慮することが必要と考えられる。このため、事業所における契約のあり方を検討する場合でも、現時点では「設置場所単位」を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、事業者間の公平性や納得性、NHKの財政状況および世帯における負担とのバランス等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

（受信料免除のあり方）

▽　受信料免除については、今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平

性を重視し、限定的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切と考えられる。

▽　ただし、免除の対象について、社会経済状況や社会福祉にかかわる制度の変更等が生じた場合に、あらためて検討することまで妨げるものではない。検討する際には、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたる財政状況への影響等を十分に考慮して、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に限定することが重要である。

（おわりに）

▽　現行制度における受信料体系のあり方は、視聴者・国民の負担のあり方そのものであり、常に公平性・合理性のあるものとして、広く視聴者・国民に受け入れられることが必要となる。そのため、NHKには常にメディア環境や社会経済状況の変化等を注視し、視聴者・国民の声を把握しながら、受信料体系のあり方について検討することが求められる。答申は、メディア環境や社会経済状況について、可能な範囲で現時点から将来を見通したうえでとりまとめたが、それらは今後も変化していくことが予想される。NHKには、受信料体系が常に時勢に適合したものとなるよう、引き続き検討することを期待する。

１．諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

（１）検討の背景

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会では、受信料体系のあり方について、本年２月、ＮＨＫ会長より諮問を受け、検討した。

●諮問第３号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める[1]。

受信料は、公共放送としてのＮＨＫが、その社会的使命を果たすための財政的な基盤であり、放送法第６４条第１項において、ＮＨＫの放送を受信することができる受信設備を設置した者は、ＮＨＫと受信契約を締結することが規定されている。

ＮＨＫは、これまでも、メディア環境や社会経済状況の変化に鑑み、受信料体系のあり方について、継続的に検討してきた。平成２３年の「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書（以下、「専門調査会報告書」という。）においても、その時点から見通した端末の多様化等のメディア環境の変化に照らして、受信料体系のあり方について検討され、受信契約制度や免除・割引のあり方について、見解が提示されている。加えて、端末の多様化した環境における「受信設備」「設置」の考え方、契約の単位等は、引き続き検討すべき留意事項として指摘されている。

専門調査会報告書以降、ＰＣ（パソコン）、スマートフォン、タブレット等、多様な端末の普及はいっそう進み、可搬性のある端末も普及してきている。そうしたなか、メディア視聴のあり方も多様化が進行している[2]。

加えて、ＮＨＫは、常時同時配信（ＮＨＫが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインターネットを通じて常時配信すること）の実現に向けた検討も進めており、視聴者・国民のメディア視聴のあり方に一定の影響を与えうると考えられることから、その動向も見据えていく必要がある。

社会経済状況としても、総世帯数は２０２０年前後をピークに減少することが予測されており[3]、単身世帯が増加する[4]等、世帯構造の変化が進むものと考えられるとともに、生活保護受給世帯の割合の変化や福祉関係の施設数の増加[5]等、社会福祉を巡る状況も変化していくものと考えられる。

このようなメディア環境や社会経済状況の変化のなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、ＮＨＫが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方

---

1 本諮問において受信料体系とは、放送法の受信料制度に関わる規定の下で、ＮＨＫが、総務大臣の認可を得て定めている「日本放送協会放送受信規約」および「日本放送協会放送受信料免除基準」の内容を指している。本諮問は、そのうち視聴者・国民の負担のあり方の基本となる、世帯・事業所における契約の単位の考え方および免除の対象の考え方等について見解を求められたものである。

2 参考資料４～５ページ参照

3 参考資料６ページ参照

4 参考資料７ページ参照

5 参考資料８～９ページ参照

が妥当であるかについて、あらためて検討する必要がある。

（２）検討対象の論点および観点

＜検討対象の論点について＞

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）では、以下の論点を対象とし、検討を重ねた。

・世帯における契約のあり方
・事業所における契約のあり方
・受信料免除のあり方等

＜検討の観点について＞

検討にあたっては、視聴者・国民の理解、現行の受信料制度との整合性、負担の公平性、ＮＨＫが公共放送の使命を果たすために必要な財源の確保、運用の実効性等の観点を重視した。

２．世帯における契約のあり方

＜世帯における契約の単位＞

ＮＨＫの受信契約単位については、放送法第６４条第３項に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」という。）第２条において「放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする」と規定されている。

世帯における受信契約の単位を検討する場合、現行の「世帯単位」を維持する、もしくは「世帯単位」を変更し「個人単位」や「機器単位」とする、またはそれらの組み合わせとする等が選択肢となる。

世帯での契約単位は、受信料制度の発足直後において「機器単位」であったものを、受信機の普及状況、契約締結の確実性、視聴者感情等を考慮し、社会的納得性の高い契約単位として定められたものと考えられる。

視聴者・国民の理解という観点では、多様な端末が普及している状況にあっても、現時点において、テレビ受信機の普及率は約９５％[6]と極めて高く、依然としてテレビ受信機が視聴の主流であるといえる。また、視聴者・国民の視聴実態としても、ＮＨＫの実施した世論調査によると、単身を除く世帯において、「家族と見ることが多い(家族視聴)」が「ひとりだけで見ることが多い(個人視聴)」を上回っており[7]、住居に設置されたテレビ受信機は、個人ではなく世帯で設置しているものと認識されている状況が大きく変化しているとまではいえないと考えられる。

総世帯数の減少によって収入が減少することも、長期的にはＮＨＫの財源の確保に影響を与えると考えられるが、その傾向はゆるやかであると想定されており、現時点で契約単位を変更する必要があるとまではいえないと考えられる。

加えて、受信料（国によって性格が異なる）を財源として運営されている主な海外（イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・韓国）の公共放送（以下、「主な海外の公共放送」という。）においても、日本と同様のメディア環境の変化や社会経済状況の変化があるなか、現時点においても住居における支払単位について世帯を採用しており、個人や受信機・端末に着目した事例はないことも参考となる[8]。

このような観点に加え、これまで「世帯単位」については、視聴者・国民に違和感なく受け止められていることからも、現時点では「世帯単位」を維持することが妥当であると考えられる。

＜考慮すべき事項および今後の検討課題＞

（「世帯」の考え方）

契約単位として「世帯」を維持した場合においても、世帯の定義については検討の対象となりうる。

具体的には、現在の世帯の定義は、受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められており、国内における他の規定や一般的な言葉の定義等に照らすと、現時点では妥当であ

---

6 内閣府「消費動向調査」。平成２９年３月末現在の調査結果では、総世帯におけるカラーテレビの普及率は９５.２％であり、うち二人以上世帯は９６.７％、単身世帯は９２.１％となっている。

7 参考資料１１ページ参照

8 参考資料１２ページ参照

ると考えられる。

一方で、今後、単身赴任等の配偶者がいる単身世帯の増加が想定されることや、視聴者・国民の間においては、住居が異なっていても同一生計であれば同一世帯と認識するケースがあること等に鑑みた場合、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても検討の対象になりうると考えられる。この場合の選択肢としては、家族割引の割引率のさらなる拡大や世帯の定義の変更（「同一生計」のみとする）が考えられる。

ＮＨＫでは、家族割引について、同一生計で別住居のため、複数の契約が必要となる場合を対象として、平成２０年度から割引率を５０％まで拡大し、負担の軽減に努めている。さらなる負担の軽減のみを目的として、割引率を拡大することは、社会福祉的見地から実施している半額免除の制度との整合性の観点や、割引はあくまで他の負担者の支払いにより成り立っており、いわゆる内部補助であること等からも、慎重に検討することが必要と考えられる。

世帯の定義について、現在の「同一生計かつ同一住居」を「同一生計」のみに変更した場合、同一生計ならば別住居に受信機を設置しても新たな受信契約は不要となる。

ただし、こうした変更については、確実な対象の把握と証明ができなければ負担の公平性を確保できないことや、受信料収入の大幅な減少が見込まれること等について、十分に考慮する必要がある。

また、受信料を財源として運営されている主な海外の公共放送においては、フランス以外は「同一住居」を世帯の定義に含めており[9]、これらの状況も十分に考慮しながら、同一生計で別住居である場合の負担のあり方については、慎重に検討することが必要と考えられる。

なお、今後、常時同時配信が実現された場合には、世帯における受信機の設置や視聴形態のあり方も変化することが想定される。具体的には、常時同時配信の視聴について、端末にＩＤを入力等することにより可能とした場合、複数の住居において同一のＩＤを利用することが容易に想定されることになる。検討にあたっては、こうした視聴形態の動向等を考慮することが必要である。

（設置場所の考え方）

受信規約において、「放送受信契約は、世帯ごとに行うものとする。ただし、同一の世帯に属する２以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。」（受信規約第２条第１項）と定められている。このため、「世帯単位」を維持した場合、メディア環境の変化等に伴い、受信機の設置場所の概念について、あらためて検討することが必要と考えられる。

具体的には、現在、携帯端末の場合、その常置場所を設置場所として取り扱っており、現時点においてこの取り扱い自体は妥当と考えられるが、今後、常時携帯し移動して利用することを目的とした携帯端末の普及が進展することに鑑み、設置場所をより分かりやすく定義しておくことが重要となる。

加えて、今後、常時同時配信が実現した場合、その必要性はより高まるものと考えられる。

現在、自家用自動車等の移動体に設置された受信機については、受信規約第２条第３項に

9 参考資料１３ページ参照

おいて、「自家用自動車等の移動体に設置された受信機については、住居の一部とみなす」ことが規定されており、住居に既に受信契約がある場合、新たな受信契約の締結は不要となっている[10]。

こうした規定を参考としつつ、携帯端末等の設置場所について、受信機自体の所在に着目するのではなく、使用する「人の所在」に着目すること等を含め、あらためて検討することが必要と考えられる。

なお、新たに規定を検討する場合においては、設置場所に関する携帯端末等の取り扱いと「据え置き型」の受信設備の取り扱いとの整合性や、適切な移行時期等についてもあわせて検討すべきと考えられる。

（契約単位の再検討の必要性）

「個人単位」や「機器単位」という考え方も、理論的には採りうる選択肢であり、携帯端末等の個人所有を基本とする端末による視聴とは一定の親和性もある。

専門調査会報告書においても「多様な端末の普及という観点からは、理論的には、個人単位・端末単位の契約締結ないし受信料徴収という方式も考えられる[11]」との指摘があり、今後も長期的にメディア環境や社会経済状況のさらなる変化に応じて「世帯単位」の妥当性を再検討することが必要となる場合も考えられる。その際には「個人単位」や「機器単位」の考え方も視野に入れることが想定される。

将来的に「個人単位」や「機器単位」の考え方について検討する場合には、「世帯単位」の場合における負担と「個人単位」や「機器単位」の場合における負担を比較し、そのバランスを十分に考慮して受信料体系や受信料額を再設計することも含めた検討が必要になるが、世帯構成や機器の台数を正確に把握することが困難であることにも留意する必要がある。

10 参考資料１４ページ参照

11 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書２７ページ

３．事業所における契約のあり方

＜事業所における契約の単位＞

事業所における受信契約単位については、受信規約第２条第２項において「事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。」と規定され、同条第４項において「設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による」とされており、設置場所ごとに１契約として定められている。

事業所の契約単位については、受信料制度発足直後において、世帯と同様に「機器単位」であったものを、「構内」、「聴取施設」、「受信設備」と適時に改定し、昭和３７年より「設置場所」とされている。事業所の契約単位は、世帯と同様に、受信機の普及状況、契約締結の確実性、放送サービスの受益の態様等を考慮し設定されたものと考えられる。

事業所における受信契約の単位を検討する場合、現行の「設置場所単位」を維持する、もしくは「施設単位」や「機器単位」とする、またはそれらを組み合わせる等の選択肢が考えられる。

主な海外の公共放送においては、世帯の場合と異なり、事業所における受信料の支払単位は各国で共通したものとはなっておらず、国ごとに、施設単位または機器単位を基本としながら、他の要素も考慮した複雑な体系となっている[12]。

ＮＨＫが現在採っている「設置場所単位」については、「施設単位」となっている国と比較して、事業所の負担が大きいとの指摘もある。

「施設単位」については、大規模事業所と小規模事業所の間の負担の公平性の観点や、世帯における負担とのバランス、受信料収入の大幅な減少、視聴者・国民の理解等が課題となる。

「機器単位」については、多くの事業者にとって負担増となる可能性があることや、機器の正確な台数を把握することができず、負担の公平性の確保が困難であること等が課題となる。

また、契約単位を変更する場合は、受信料体系を抜本的に変更することになるため、現行受信料体系との整合性等について、慎重な検討が必要となる。また、公正かつ実効性のある仕組みとするためには、運用面についても十分な検討が必要となる。

こうした観点から、事業所における契約のあり方については、現時点では「設置場所単位」という考え方を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、常時同時配信の検討状況等を注視しながら、事業者間の公平性やＮＨＫの財政状況および世帯における負担とのバランスを十分に考慮し、慎重に検討することが必要と考えられる。

＜考慮すべき事項および今後の検討課題＞

（設置場所の考え方）

事業所において、「設置場所単位」を維持した場合、メディア環境の変化や事業所における設置場所の多様化等に伴い、受信機の設置場所の概念について、あらためて検討すること

12 参考資料１６ページ参照

が必要と考えられる。

具体的には、現在、携帯端末の場合、その常置場所を設置場所として取り扱っており、現時点においてこの取り扱い自体は妥当と考えられるが、今後、常時携帯し移動して利用することを目的とした携帯端末の普及が進展することに鑑み、設置場所をより分かりやすく定義しておくことが重要となる。

加えて、今後、常時同時配信が実現した場合、その必要性はより高まるものと考えられる。

これらを踏まえ、事業所においても携帯端末等の設置場所について、受信機自体の所在に着目するのではなく、使用する「人の所在」に着目すること等を含め、あらためて検討することが必要と考えられる。

さらに、事業所における設置場所の多様化や視聴環境の多様化が進展することに鑑み、設置場所について、より分かりやすく一義的に観念できるよう、現在の「部屋または部屋に準ずるもの」をあらためて定義することについても検討の対象となりうる。

（契約単位の再検討の必要性）

今後も、長期的にメディア環境、社会経済状況の更なる変化や事業所の多様化が想定されるとともに、常時同時配信が実現された場合には、世帯の場合と同様に事業所における受信機の設置や視聴形態のあり方も変化することが想定される。こうした変化に応じて、「設置場所単位」の妥当性を再検討することが必要になる場合も考えられ、その際には「施設単位」や「機器単位」も採りうる選択肢として、検討することが想定される。

検討にあたっては、事業所の負担を増大させないことや、受信料収入への影響等を十分に留意した制度設計とすることが重要であり、多様な事業所間の公平性や納得性を考慮した場合、「設置場所単位」、「施設単位」、「機器単位」等の複数の基準の組み合わせが必要となることも考えられる。その場合、結果として複雑な受信料体系になると想定されることから、制度・実務面への十分な配慮が必要と考えられる。

４．受信料免除のあり方等

＜受信料免除について＞

受信料免除は、放送法第６４条第２項に基づき、総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信料免除基準（以下、「免除基準」という。）において、対象および適用される制度（全額免除・半額免除）が規定されている。

受信料免除は、ＮＨＫの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉的見地等に立脚しながら運用しており、他の負担者の負担のうえに成り立つ制度であることから、その対象を限定しており、実際に近年は逐次、対象を縮小してきた[13]。

主な海外の公共放送においても、免除については、教育的見地や社会福祉的見地等に立脚し、限定的に運用されている[14]。

免除のあり方について、平成２３年の専門調査会報告書においては、以下の方向性が示された[15]。

「『公平・中立・簡素』の原則を踏まえることが肝要であり、とりわけ公平性の維持を重視すべき」

「一般企業における料金割引等のような、トータルの収支改善を優先させるような施策を追求すべきではない。免除については、公共放送の根幹となる受信料の性格から見て例外として位置づけられ、また『契約』『義務対象』単位の負担の公平性を重視すべき」

「免除・割引はあくまで他の負担者による内部補助であるということも、あらためて留意されるべき」

「経済弱者すなわち文化・情報弱者に限って、受信料免除を運用すべき」

今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平性等は引き続き重視されるべきものである。

このため、免除の基本的な考え方について、専門調査会報告書で示された方向性やＮＨＫのこれまでの考え方と同様に、負担の公平性を重視するとともに、他の負担者による内部補助であることに留意して限定的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切であると考えられる。

（免除の対象について）

免除を限定的に運用するという基本的な方向性が適切であったとしても、今後、社会経済状況の変化や社会福祉にかかわる制度の変更等が生じた場合、その対象について、あらためて検討することまで妨げるものではない。

免除対象を検討する際には、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に対象を限定し、的確に対象を画定することが重要である。

具体的には、基本的な方向性を前提としたうえで、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、状況の変化等を踏まえて免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたるＮＨＫの財政状況への影響を十分に考慮すること等が検討

---

13 参考資料１８～１９ページ参照

14 参考資料２０ページ参照

15 平成２３年「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書２９ページ。参考資料２１ページ参照

の観点となる。また、公平な運用等を担保するため、免除の条件について的確かつ簡素に確認・証明できるものを対象とする必要がある。

＜その他＞

受信料の負担のあり方を検討するにあたって、受信機を設置した場合の支払期間の算定についても、検討の対象となりうる。

具体的には、受信機を設置した月の受信料の支払いの考え方として、受信機の設置月の受信料は必要となっている一方で、受信機の廃止月の受信料は不要となっている。この取り扱いについては、設置月と廃止月の支払いをあわせて考えた場合、全体としての公平性が担保されていると考えられる。

５．おわりに

本答申では、平成２３年の専門調査会報告書以降のメディア環境や社会経済状況の変化を踏まえ、受信料体系の基本となる受信契約の単位や受信料免除のあり方について、あらためて検討し、見解を示した。

現行制度における受信料体系のあり方は、視聴者・国民の負担のあり方そのものであり、常に公平性および合理性のあるものとして、広く視聴者・国民に受け入れられることが必要となる。受信料体系は、放送法に基づき「日本放送協会放送受信規約」および「日本放送協会放送受信料免除基準」に定められている。いずれの規定もＮＨＫが総務大臣に認可を申請することによって、変更される仕組みとなっている。そのため、ＮＨＫには常にメディア環境や社会経済状況の変化等を注視し、視聴者・国民の声を把握しながら、受信料体系のあり方について検討することが求められる。

また、本答申は、メディア環境や社会経済状況について、可能な範囲で現時点から将来を見通したうえでとりまとめたが、それらは今後も変化していくことが予想される。ＮＨＫには、本答申で指摘した課題や留意事項を踏まえるとともに、常時同時配信の検討状況も注視しながら、受信料体系が常に時勢に適合したものとなるよう、引き続き検討することを期待する。

（委員名簿）

ＮＨＫ受信料制度等検討委員会　委員名簿

（五十音順）

【委員】

◎	安藤（あんどう）　英義（ひでよし）	専修大学大学院商学研究科教授（会計学）
	鈴木（すずき）　秀美（ひでみ）	慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授（憲法）
○	山内（やまうち）　弘隆（ひろたか）	一橋大学大学院商学研究科教授（経済学）
	山野目（やまのめ）　章夫（あきお）	早稲田大学大学院法務研究科教授（民法）
	山本（やまもと）　隆司（りゅうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科教授（行政法）

【オブザーバー】

	平松（ひらまつ）　剛実（たけみ）	弁護士

◎座長、○座長職務代行

平成２９年２月２７日付け諮問第３号
「受信料体系のあり方について」
答申　参考資料

平成２９年９月１２日
ＮＨＫ受信料制度等検討委員会

※特に注記がない場合、平成２９年８月末時点の事実に基づく。

目次

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって	**3**
■ ⅰ.メディア環境の変化	4
■ ⅱ.社会経済状況の変化	6
2.世帯における契約のあり方	**10**
■ ⅰ.メディア環境の変化	11
■ ⅱ.海外公共放送の取り組み	12
■ ⅲ.受信料体系に関するＮＨＫの現状	14
3.事業所における契約のあり方	**15**
■ ⅰ.海外公共放送の取り組み	16
4.受信料免除のあり方等	**17**
■ ⅰ.受信料体系に関するＮＨＫの現状	18
■ ⅱ.海外公共放送の取り組み	20
■ ⅲ.受信料体系に関して既に示された考え方	21

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

- ⅰ.メディア環境の変化　4
- ⅱ.社会経済状況の変化　6

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・端末の多様化およびメディア視聴形態の変化

カラーテレビの普及率が低下する一方で、携帯電話・スマートフォンが普及し、端末の多様化が進展している。
メディア視聴形態としても、テレビの接触時間が低下、他端末の接触時間が増加し、大きく変化している。

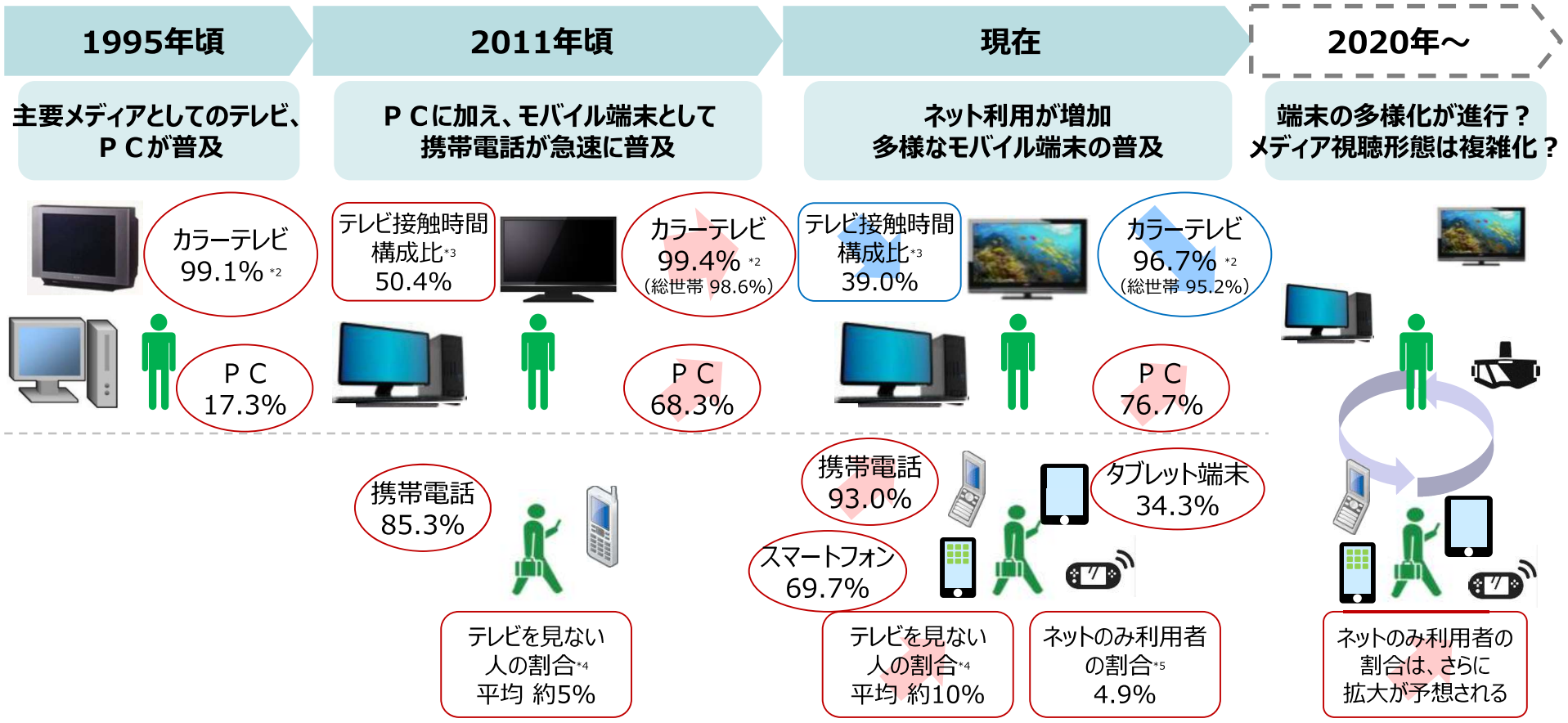

*1 内閣府「消費動向調査」より。「２人以上の世帯」（2015年度の調査までは、「一般世帯」）における、1996年３月・2006年３月・2017年３月の数値をもとに記載
*2 「カラーテレビ」のうち、「ブラウン管テレビ」は2013年調査で終了
*3 テレビ視聴時間構成比：主要メディアに占めるテレビ接触時間の構成比　博報堂DYメディアパートナーズ「メディア定点調査」、2007年、2017年の数値を参照
*4 テレビを見ない人の割合：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より。2010年・2015年における、20～50代の、テレビを「ほとんど、まったく見ない」という回答者の割合
*5 ネットのみ利用者：平成27年「日本人とテレビ・2015」世論調査より作成

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

ｉ.メディア環境の変化

・サービスの多様化

サービス提供事業者においても、テレビ放送に加え、動画配信等、多様な形態でのサービスを提供しており、それらを放送波または通信伝送路を介して視聴者の多様な端末へ届けている。

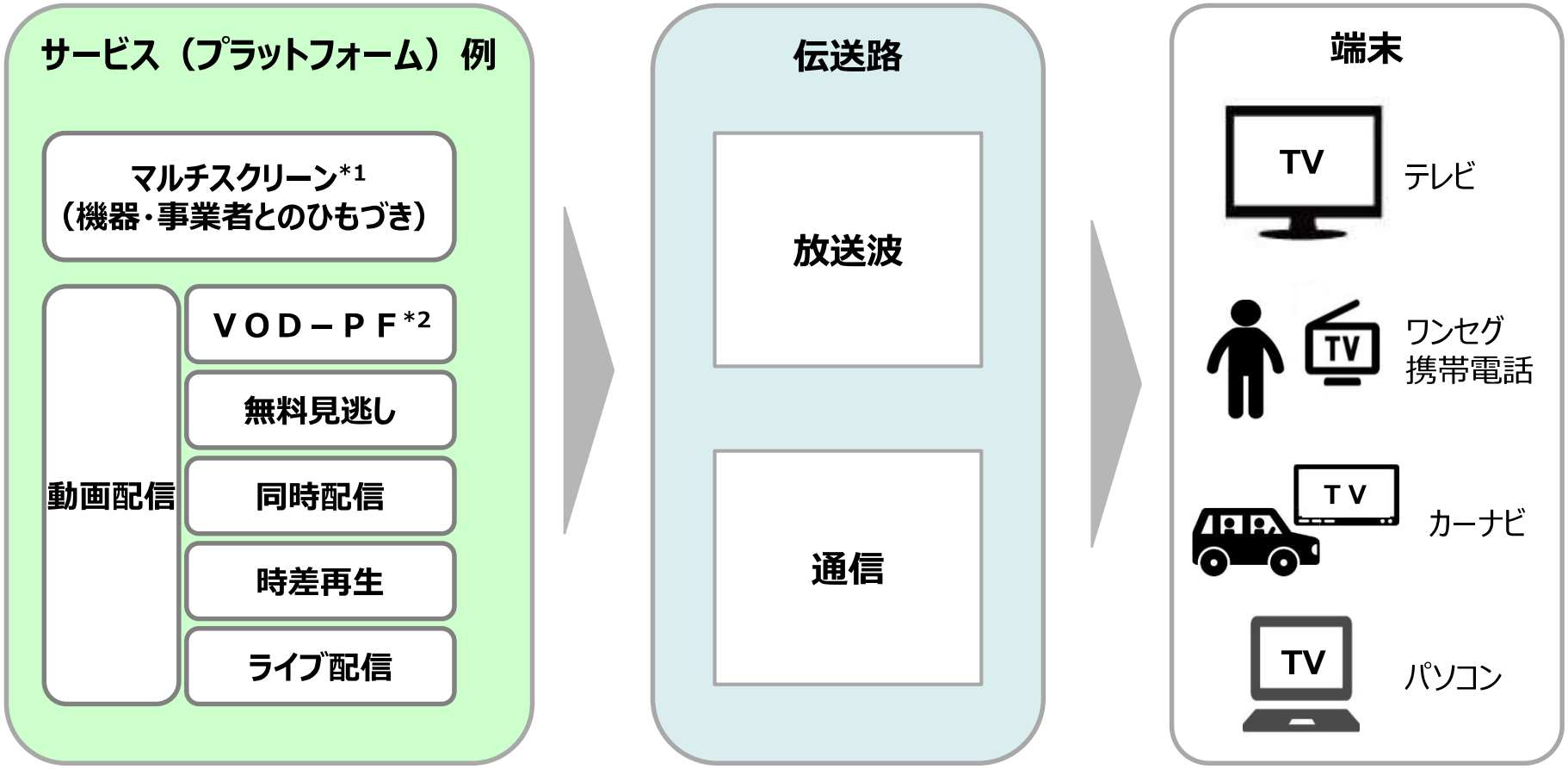

*1 テレビや録画機等とペアリングしたモバイルでいつでもどこでも視聴が可能。ＣＡＴＶやＩＰＴＶ 有料多事業者の会員向けモバイルサービス
*2 テレビ局の自前サイトではなく、また、テレビ番組だけでなく幅広い映像コンテンツを横断的に集積させたプラットフォームサービス

出所：ＮＨＫ放送文化研究所「「これからのテレビ」を巡る動向を整理するvol.9」（2016年12月）、「放送通信融合時代のテレビをめぐる論点」（2017年2月）をもとに作成

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

ⅱ.社会経済状況の変化

・総人口および総世帯数の動向

総人口・総世帯数ともに、将来的な減少が見込まれる。ただし、総人口に比して、総世帯数の減少はよりゆるやかになると予測されている。

総人口および総世帯数の推移予測（1990～2035年）

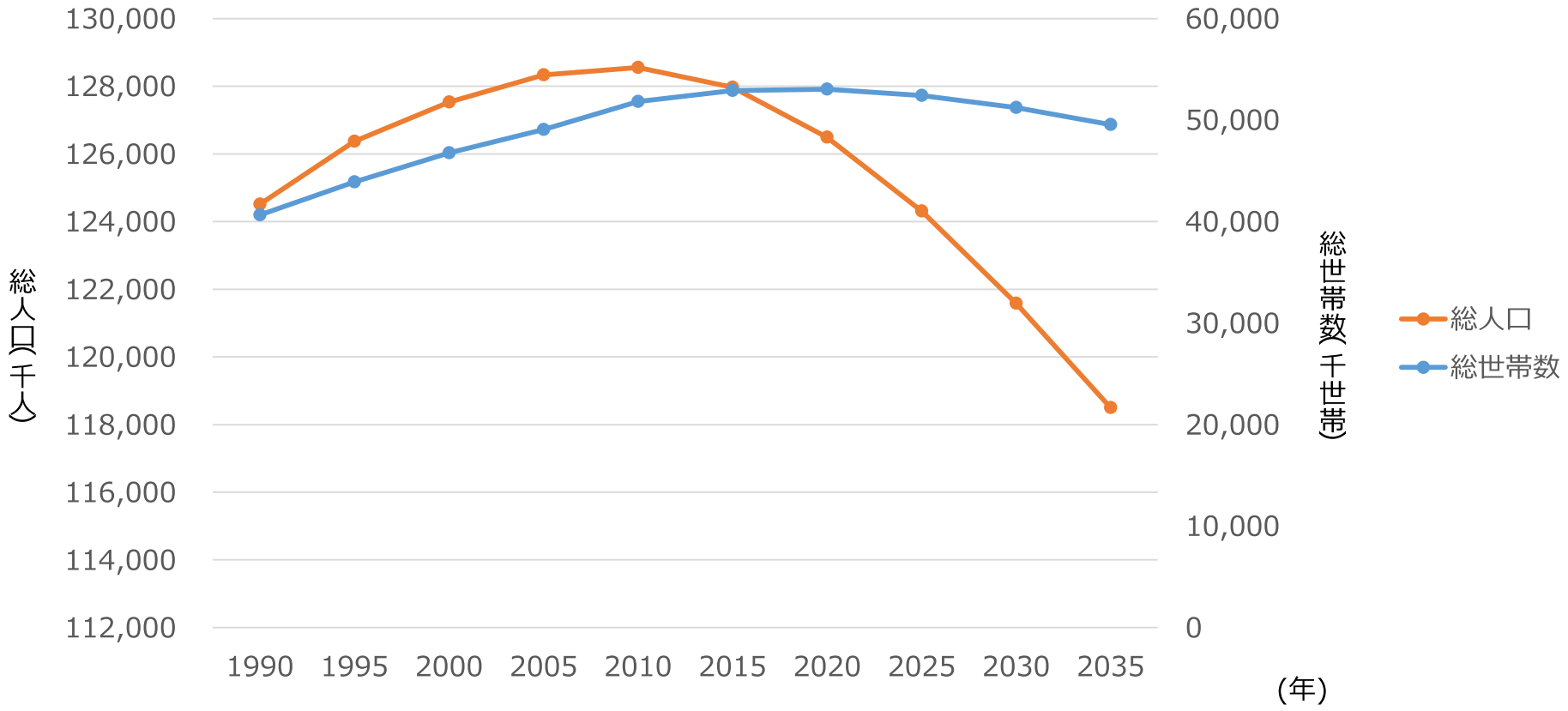

（注１）総人口は2020年以降、総世帯数は2015年以降が予測値
（注２）総人口については国連データをもとにしているが、medium variantの予測を参照している
出所：総人口については国連データ、総世帯数については国立社会保障・人口問題研究所

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

ⅱ.社会経済状況の変化

・単身世帯の増加

単身赴任等、配偶者がいる単身世帯の数は増加傾向にある。

単身赴任等* 世帯数の推移（1990～2015年）

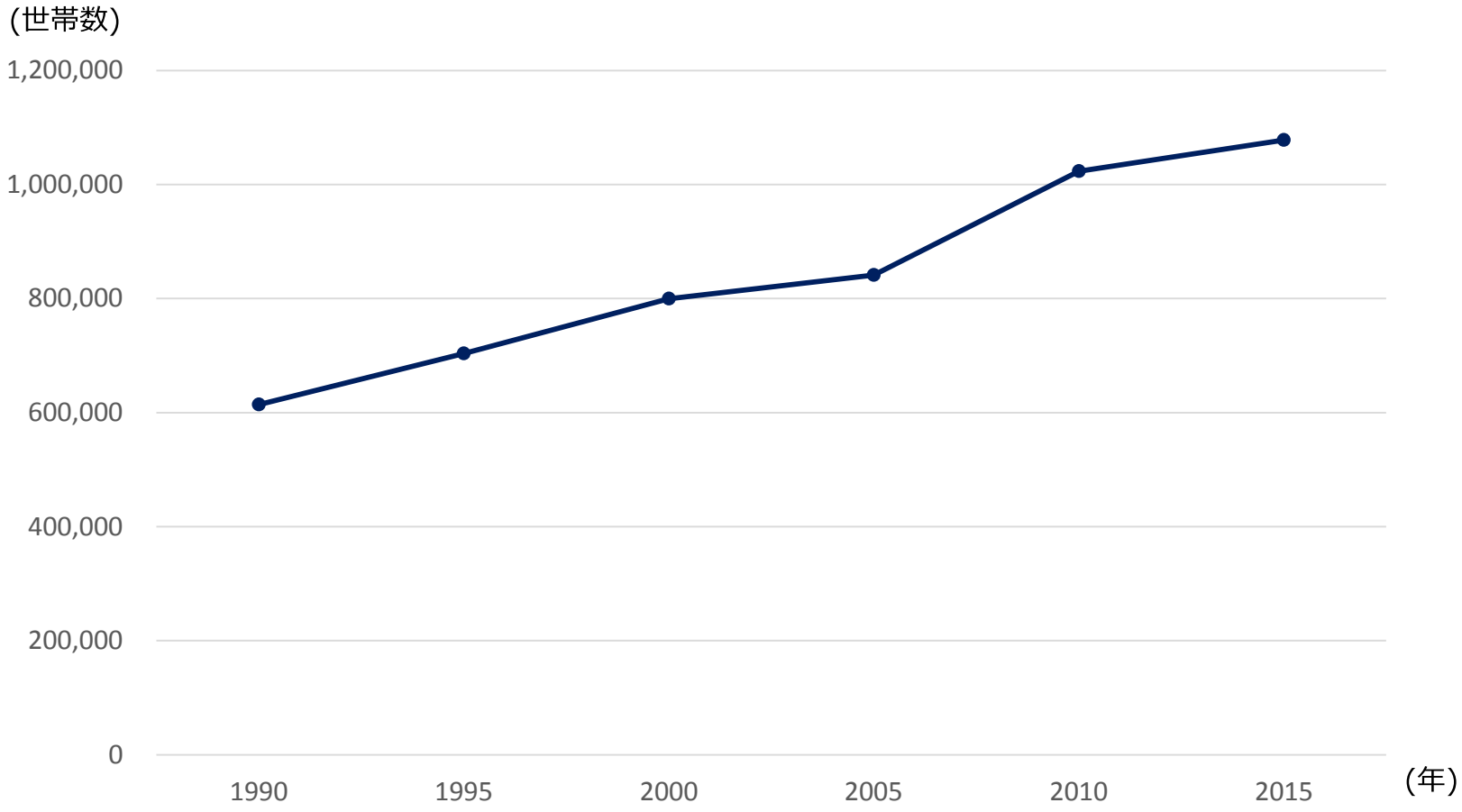

* 「有配偶」かつ「単独」の世帯数データでのあるため、配偶者と別居している場合等も含まれる
出所:国勢調査より作成

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

ⅱ.社会経済状況の変化

・全世帯に占める生活保護受給世帯の割合

生活保護受給世帯数および全世帯数に占めるその割合は増加傾向にある。

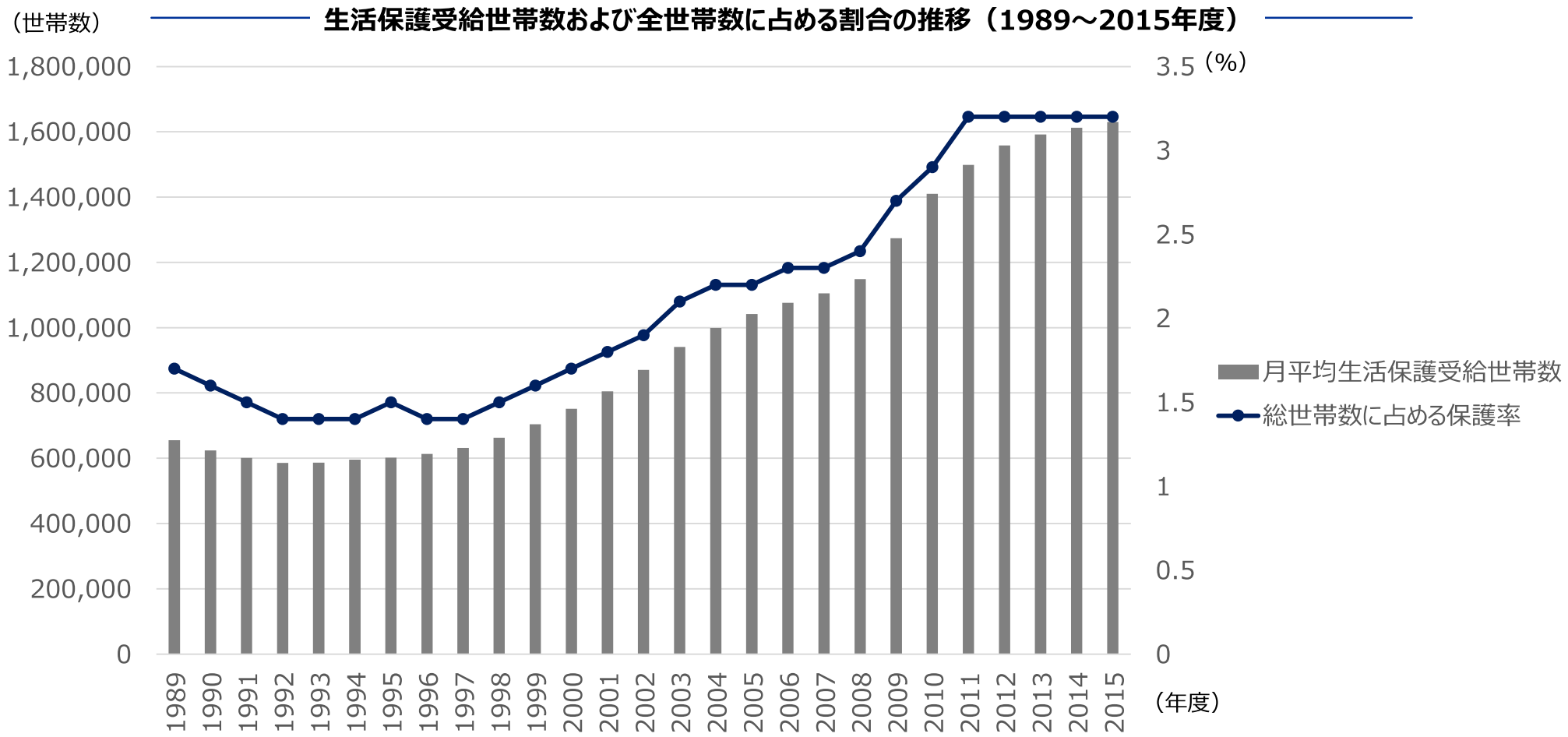

（注1）ここでいう生活保護受給世帯とは、厚生労働省の被保護者調査における、「被保護世帯」のことである。「被保護世帯」は「生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯」と定義されている
（注2）2011年の総世帯数には、岩手県、宮城県および福島県は含まれていない
（注3）2012年の総世帯数には、福島県は含まれていない

出所:厚生労働省の被保護者調査等をもとにした、国立社会保障・人口問題研究所の算定値等

1.諮問第３号「受信料体系のあり方について」検討にあたって

ⅱ.社会経済状況の変化

・社会福祉施設数および定員数

社会福祉施設数および定員数に関しては、近年増加傾向にある。

社会福祉施設数および定員数の推移(1985～2015年)

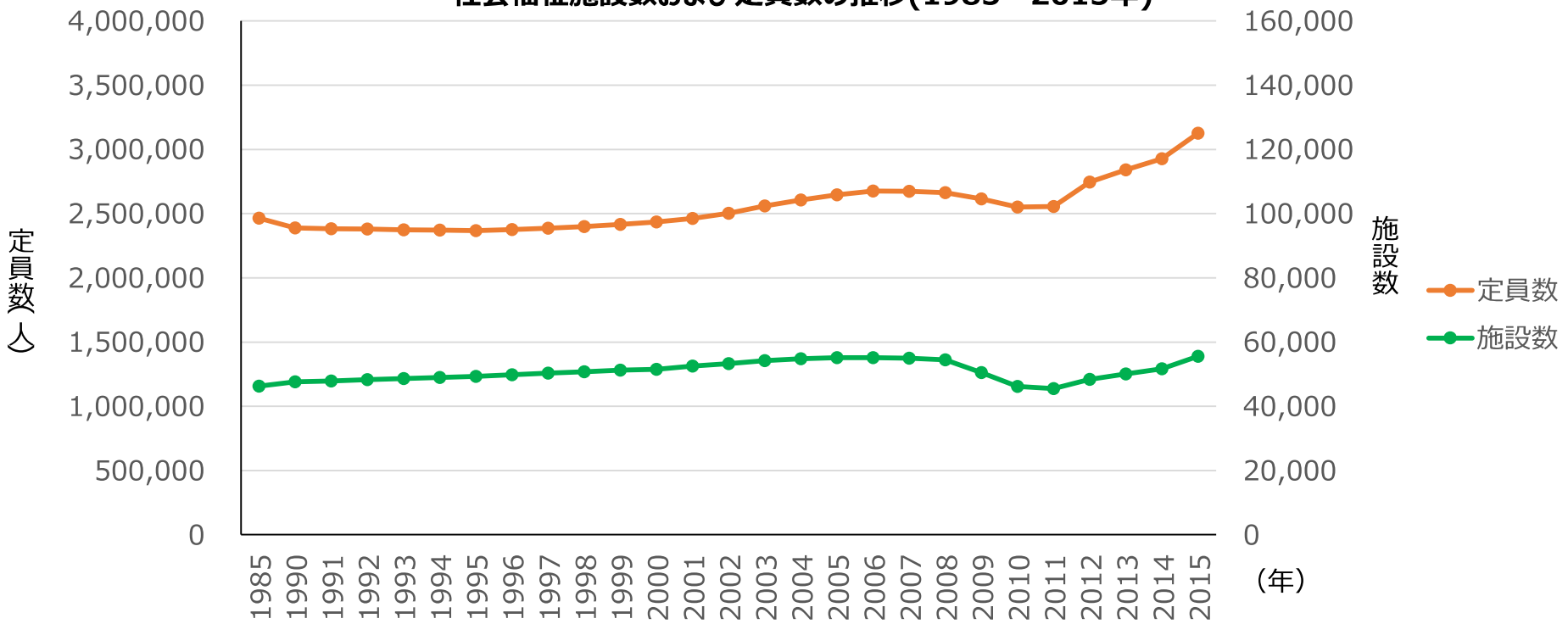

（注1）調査対象の施設としては、「保護施設」「老人福祉施設」「障害者支援施設」「母子生活支援施設」等を含めた「社会福祉施設等」である。ただし、時期により、含まれる施設や名称等に変化がある
（注2）2006年の「障害者自立支援法」（現・障害者総合支援法）施行により、従来障害の種類（「知的障害」「身体障害」「精神障害」）別にカウントされていた施設が、2007年以降「障害者支援施設」として一括してカウントされることとなったため、2007年-11年ごろは、一時的に施設数、定員数が減少している
（注3）「老人福祉施設」としては、「養護/軽費老人ホーム」、「老人福祉センター」のみを対象としている。2009年以前のデータに含まれている「老人介護支援センター」等は対象から除外した
（注4）「有料老人ホーム」についても対象から除外した
（注5）「有料老人ホーム」については「サービス付き高齢者向け住宅」が除外されているが、一部では、定員数・施設数に含まれている
（注6）2012-15年の「障害者支援施設」の定員は入所者分のみである
（注7）「母子生活支援施設」の定員は世帯数であり、定員の総数には含まない等、一部の定員数に関しては世帯数が用いられている

出所:厚生労働省「社会福祉施設等調査」より作成

2.世帯における契約のあり方

- ⅰ.メディア環境の変化 11
- ⅱ.海外公共放送の取り組み 12
- ⅲ.受信料体系に関するＮＨＫの現状 14

2.世帯における契約のあり方

ⅰ.メディア環境の変化

・個人視聴と家族視聴

ＮＨＫの実施した世論調査によると、単身を除く世帯におけるテレビ視聴形態としては、2002年・2012年時点ともに、「家族と見ることが多い(家族視聴)」が「ひとりで見ることが多い(個人視聴)」を上回っている。

個人視聴と家族視聴の推移（単身を除く世帯）

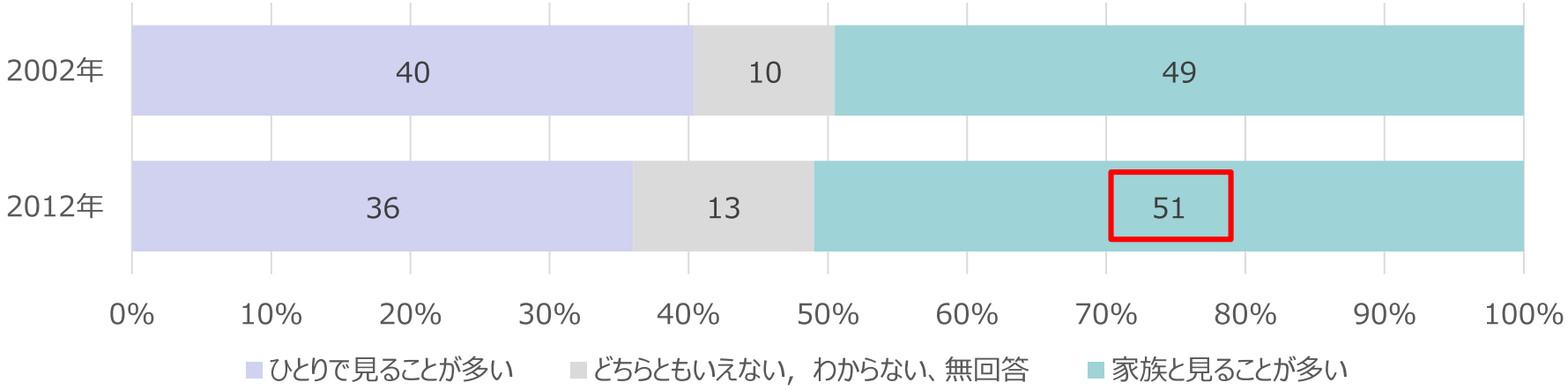

家族視聴の理由（テレビを家族と見ることが多いと回答した人のその理由（複数回答））

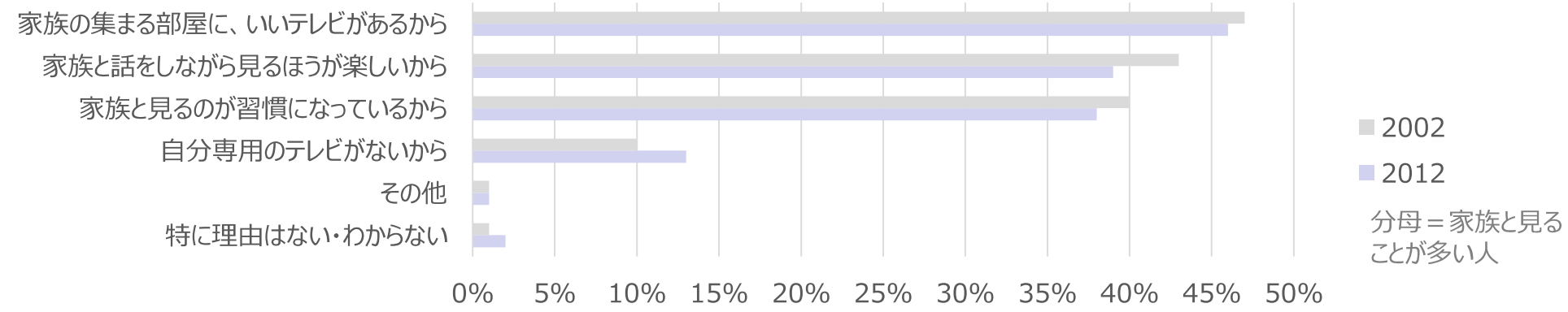

出所：ＮＨＫ放送文化研究所　全国放送意向調査「デジタル時代の新しいテレビ視聴（テレビ60年）調査」（2012年11月実施）ほか

2.世帯における契約のあり方
ⅱ.海外公共放送の取り組み
・支払単位

	支払単位	「世帯」の定義
イギリス*1	**世帯**	”premises”（家屋）
フランス*2	**世帯**	生計を共にする者の集まり（夫、妻、子供等）
ドイツ*3	**世帯**	その部屋数に関わりなく、土地に固定し、建築構造上閉じている、次のような空間単位 1.居住または睡眠に適しているか、またはそのために利用されており、かつ、 2.独自の入り口を通り、共用階段部や共用空間または外部から直接に、他の住居を経由しなくても立ち入ることができるもの
イタリア*4	**世帯**	住居を共にする、婚姻・親族・養子縁組・後見・愛情等の関係を持つ者の集まり
韓国*5	**世帯**	“exclusively residential household”（居住専用住宅）

*1 TV Licensingの公式サイトより
*2 “Foyer Fiscal”（税制上の世帯）単位で公共放送負担税の収納が行われる。また、定義は「生計を共にする者の集まりであり、住居数（別荘等）等は問わない」とされている。フランス官公庁のポータルサイトより
*3 厳密には、”Wohnung”（住居）の定義である。放送負担金州間協定３条（１）に規定（訳はＮＨＫ放送文化研究所「始まったドイツの新受信料制度」（「放送研究と調査」2013年３月）より）
*4 RAIの公式サイトを参照
*5 定義は放送法施行令に規定。なお、同施行令の韓国政府の正式な英訳は”Enforcement Decree of the Broadcasting Act”である。放送法（Broadcasting Act）を含め、韓国政府による条文の英訳がなされている
出所：各放送機関のウェブサイト等より

2.世帯における契約のあり方

ii.海外公共放送の取り組み

・世帯の定義

凡例　同 別途の受信料支払いは不要　別 別途の受信料支払いが必要

	同一生計/同一住居の含意		各種事例		
	同一生計	同一住居	別住居	学生 (一人暮らし)	単身赴任
イギリス*1	×	○	別	別	別
フランス*2	○	×	同	同	同
ドイツ*3	×	○	別	別	別
イタリア*4	×	○	同	別	別
韓国*5	×	○	別	別	別
【参考】 日本	○	○	別	別	別

*1 TV Licensingの公式サイトより。同サイトでは"second (holiday) home"は別途支払いが必要としている
*2 公共放送負担税の収納が行われる単位は"Foyer Fiscal"（税制上の世帯）であるが、定義は「生計を共にする者の集まりであり、住居数（別荘等）等は問わない」とされている。フランス官公庁のポータルサイトより
*3 世帯を定義する"Wohnung"（住居）を踏まえている
*4 RAIの公式サイトを参照。同サイトでは、「夫婦や子供が別の家で住民登録していた場合、それぞれの家で受信料を支払う必要がある」としているが、「夫婦が１つの家で住民登録し、他に家を持っていた場合、追加の受信料は支払不要」としている
*5 放送法施行令第39条では、「１世帯が『同じ居住専用住宅』（"exclusively residential household"）で２台以上受信機を持つ場合には、１台以外は免除対象」と規定している
出所：各放送機関のウェブサイト等より

2.世帯における契約のあり方

ⅲ.受信料体系に関するＮＨＫの現状

・「移動体に設置された受信機」の取り扱い

受信規約において、自家用自動車等の移動体に設置された受信機については、住居の一部とみなすことが規定されており、住居にすでに受信契約がある場合、新たな受信契約の締結は不要となっている。

「自家用自動車」に設置された受信設備の場合

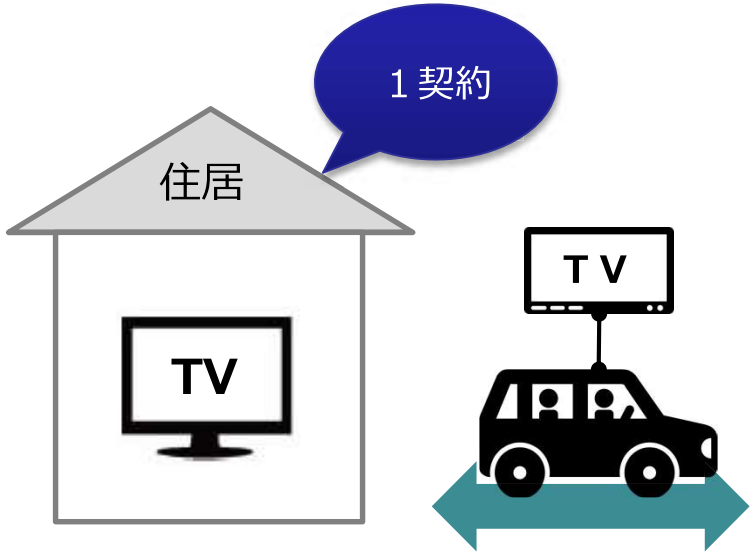

受信規約第２条第３項

「世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす」

3.事業所における契約のあり方

- ｉ.海外公共放送の取り組み 16

3.事業所における契約のあり方

ⅰ.海外公共放送の取り組み

・事業所の支払単位・料金体系

	事業所における支払単位	事業所の料金体系
イギリス	**施設（種類・規模）**	■ 施設の種類等に応じて規定 ➢ 店舗および事務所：施設ごとに受信許可料１件 ➢ ホテル等の宿泊施設：15部屋まで１件、以降５部屋ごとに１件
フランス	**機器（台数）**	■ ３-30台めまで30%割引、31台め以降35%割引 ■ 営業期間が１年に９か月以内の観光ホテルは合計から更に25%割引　等
ドイツ	**施設（種類・規模）**	■ 各営業所の従業員数に応じ、10段階の料金 ➢ 料額が最低の場合：従業員数０～８人（放送負担金１/３件分） ➢ 料額が最高の場合：従業員数20,000人以上（放送負担金180件分） ■ ただし、ホテル等の宿泊施設・業務用自動車は、上記規定と別に、２部屋（台）め以降、部屋（台）ごとに１/３件分
イタリア	**施設（種類・規模）**	■ テレビ受信料：ホテル等の格付・規模等のカテゴリ毎に定額 ➢ 料額が最低の場合：テレビが１台のみの宿泊施設、研究所、学校　等 ➢ 料額が最高の場合：高ランク（５つ星以上）かつ大規模（部屋数が100以上）のホテル ■ ラジオ受信料：カテゴリに係らず定額
韓国	**機器（台数）**	■ 所有する受信機の台数に応じて支払い、割引の特例はなし
【参考】日本	**設置場所**	■ 事業所は２件め以降50%割引

出所：各放送機関のウェブサイト等より

４.受信料免除のあり方等

- ⅰ.受信料体系に関するＮＨＫの現状 18
- ⅱ.海外公共放送の取り組み 20
- ⅲ.受信料体系に関して既に示された考え方 21

4.受信料免除のあり方等

ⅰ.受信料体系に関するＮＨＫの現状

・受信料免除の対象

受信料免除は、ＮＨＫの放送の普及という使命に照らして、社会福祉的見地や教育的な見地等に立脚しながら限定的に運用しており、近年は逐次、対象を縮小してきた。

現行免除対象（全額免除）

	個人	施設
社会福祉的見地	• 社会福祉事業施設入所者 • 公的扶助受給者 • 市町村民税非課税の障害者	• 社会福祉施設(保育所含む)
教育的見地	—	• 小学校 • 中学校 • 中等教育学校 • 特別支援学校 • 幼稚園

過去の廃止事例

放送の普及という所期の目的がおおむね達成されたこと、そして、施設については行政で負担すべきという国会の指摘もあり、逐次、施設に対する免除措置を廃止してきた。

昭和53年度		55年度	58年度	59年度	平成11年度
・職業訓練所 ・青少年矯正教育施設 ・刑務所等	・公的医療機関 ・図書館 ・博物館等	・大学 ・高等専門学校	・高等学校 ・青年の家 ・児童文化センター	・公民館	・学校免除の一部廃止 （小中学校等の教室以外）

4.受信料免除のあり方等

ⅰ.受信料体系に関するＮＨＫの現状

・受信料免除の件数と金額

受信料の免除については、ＮＨＫの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉的見地等に立脚しながら実施している。

（平成27年度末）

種別		対象	件数	総世帯に占める件数割合*1	免除額*2
施設	全額免除	社会福祉施設	27万件	–	43億円
		学校　（小中学校等の教室）	54万件	–	81億円
個人	全額免除	公的扶助受給者	114万件	2.1%	174億円
		社会福祉事業施設入居者	15万件	0.3%	23億円
		市町村民税非課税の障害者	70万件	1.3%	124億円
	半額免除	視覚・聴覚障害者	13万件	0.2%	12億円
		重度の障害者	42万件	0.8%	40億円
		重度の戦傷病者	0.3万件	0.01%	0.3億円
合計			335万件	–	501億円

*1　平成22年国勢調査と、平成26年公表の「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）等を基に算定

*2　金額は切り捨て表記

4.受信料免除のあり方等

ⅱ.海外公共放送の取り組み

・受信料免除制度

	免除制度	
	個人	施設
イギリス	■ 介護施設入居の障害者、60歳以上の退職者　等（年7.5ポンド） ■ 視覚障害者（半額免除） ■ 75歳以上の高齢者	■ なし
フランス	■ 住民税の免税者　等	■ 放送局 ■ 教育施設　等
ドイツ	■ 盲ろう者 ■ 連邦奨学金受給者 ■ 生活保護受給者　等	■ 障がい者向け公益施設等は従業員数に係らず料額は最大１/３ ■ 礼拝の目的に捧げられているものは全額免除　等
イタリア	■ 75歳以上かつ年収6713.98ユーロ以下の単身低所得者	■ イタリア軍の関連施設（軍人病院、講堂等）等
韓国	■ 生活困窮者 ■ 国家功労者 ■ 難視聴世帯　等	■ 老人厚生施設 ■ 保育施設　等
【参考】日本	■ 公的扶助受給者 ■ 社会福祉事業施設入所者 ■ 視覚・聴覚障害者（半額免除） ■ 重度の障害者（半額免除）　等	■ 社会福祉施設 ■ 学校

（注）上記では主に、社会福祉的観点に重心を置く制度を挙げている

出所：各放送機関のウェブサイト等より

4.受信料免除のあり方等

ⅲ.受信料体系に関して既に示された考え方

・受信料制度専門調査会報告書で示された免除の基本的な考え方

平成23年7月 「ＮＨＫ受信料制度等専門調査会」報告書

２　免除・割引について　（１）基本的な考え方

（中略）

そもそも受信料制度が公共的性格の強いものであること、また公平負担の徹底の観点から支払督促・契約締結訴訟も実施していることからすれば、免除・割引に際しても、租税について議論されているのと同様に**「公平・中立・簡素」の原則を踏まえることが肝要であり、とりわけ公平性の維持を重視すべき**であると考えられる。報道の中立性等、公共放送としてのＮＨＫの基礎が、視聴者が薄く広く公平に負担する受信料によって創出・維持されるものであることからすれば、受信料の取扱いに際して、**一般企業における料金割引等のような、トータルの収支改善を優先させるような施策を追求すべきではない**。公共放送としての節度を守ることによってはじめて、安定性・信頼性が確保されるとともに、ＮＨＫが受信規約の改正を提起する等のイニシアティブを保持することが、社会的な支持を得るためにも必要と考えられる。

具体的には、**免除については、公共放送の根幹となる受信料の性格から見て例外として位置づけられ**、また**「契約」「義務対象」単位の負担の公平性を重視すべき**ことから、免除対象に関するＮＨＫの裁量は極力排除すべきである、と考えられる。「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（憲法25条）との関連でも、さらには公共放送の理念から見ても、**経済弱者すなわち文化・情報弱者に限って、受信料免除を運用すべき**であり、かかる方向は自立支援という公的扶助の本質とも、また近年の生活保護世帯の増加に鑑みても妥当なものと考えられる。

（中略）

なお、これらの原則だけではなく、**免除・割引はあくまで他の負担者による内部補助であるということも、あらためて留意されるべき**ものであろう。